

令和7年6月16日

令和8年度 国の施策・予算
に関する提案・要望書



宮 城 県

令和8年度 国の施策・予算に関する提案・要望書

令和3年4月にスタートした本県の総合計画となる「新・宮城の将来ビジョン」では、東日本大震災からの復旧・復興の完了を目指し「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」を掲げ、一つひとつの課題に応じた丁寧なサポートを実施するとともに、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」を政策推進の基本方向の4本柱として位置付け、県政を推進しています。

被災地の復興完了に向けては、国において、令和7年度までを「第2期復興・創生期間」とし、手厚い措置を講じていただいたことで、インフラの復旧などのハード面はほぼ完了しましたが、心のケアや地域コミュニティ再生、防災集団移転促進事業の移転元地等の利活用などについては、今なお継続した取組が求められています。さらに、生産・売上げの水準が震災前に回復していない事業者への支援、東京電力福島第一原子力発電所の事故被害への対応、震災の記憶・教訓の伝承などについては、中・長期的な取組が必要であることから、令和8年度以降においても、地域の実情に応じた継続的な支援が不可欠です。

加えて、喫緊の課題となっている人口減少・少子化を見据え、子ども・子育て施策をはじめ多様化する社会ニーズや環境に柔軟に対応する各種施策を推進する必要があるほか、地方創生やDXの推進、経済・産業基盤の強化、大規模化・多様化する自然災害に対応する国土強靱化の取組も重要となっています。

つきましては、これらの取組を着実に進めるため、国による必要な制度整備や財政的支援等について、強く要望いたします。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

重 点 要 望 項 目

要望項目一覧		ページ
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水・風評被害対策＜震災関連＞	6
2	水産資源の適切な管理と、海洋環境の変動及び処理水の影響への支援＜震災関連＞	8
3	災害援護資金の債権管理に係る更なる支援＜震災関連＞	10
4	放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壌等の処分＜震災関連＞	12
5	外国人材の受入れ促進及び受入環境整備に向けた支援	14
6	半導体生産拠点の確保及び半導体人材の育成等に向けた支援	16
7	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保	18
8	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置	20
9	障害福祉分野における十分な予算措置	22
10	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新及び市町村を含めた下水道施設の老朽化対策・耐震化に係る財源の確保	24
11	自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化	26
12	学校施設環境改善交付金における制度拡充	28
13	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援＜震災関連＞	30
14	東日本大震災復興関連事業への財政支援の継続等＜震災関連＞	30
15	令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化	30
16	原子力災害時における避難機能を有する道路の整備	31
17	使用済燃料対策及び廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理・処分	31
18	病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置	32
19	原子力災害への対応強化に対する支援	32
20	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保	32
21	地方財源の確保	33
22	困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置	34
23	質の高い教師の確保のための環境整備	35

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
●		●							●	●		
●		●	●									
		●										●
●	●		●	●	●	●	●	●				
●			●	●		●	●	●		●	●	
●			●			●			●		●	
●				●		●	●	●				
●						●		●				
●						●					●	
●								●				
							●					
●		●	●				●		●	●	●	●
		●				●						
●			●			●			●		●	
●			●							●	●	
●										●		●
			●			●		●				
●												●
	●		●									
			●			●						
●												
							●					

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水・風評被害対策＜震災関連＞

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

提案・要望事項

- 多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）に関する損害について、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が迅速かつ適切に賠償を行うよう、国において責任を持って指導・監督すること。
- 一部の国・地域における禁輸措置について、一部緩和の動きが見られるものの、本県については対象外となっていることから、本県産品に対する禁輸措置の一刻も早い解除を働きかけること。
- 新たな風評被害の発生を防ぐため、①処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討、②放射性物質除去技術の研究開発促進、③国民・国際社会の理解醸成推進、④風評対策・なりわい支援を継続的に実施すること。
- 福島第一原子力発電所の廃炉対策に当たり、汚染水の漏えいや海洋への流出防止などの安全対策を国が前面に立って安全最優先で進めること。
- 原発事故に伴う農林水産物等の食品に対する放射線・放射能の影響等について、リスクコミュニケーションの取組の強化と正しい知識の普及啓発を積極的に図ること。

現状・県の取組

令和5年8月から処理水の海洋放出が開始され、国内においては顕著な風評被害は見られないものの、一部の国・地域による水産物の禁輸措置により、県内の水産関係や輸出関係の事業者に影響が生じています。

本県では、「みやぎ水産応援パッケージ」により事業者等への支援を行うとともに、県内関係団体の意見・要望を集約するため「処理水の取扱いに関する宮城県連携会議」を開催したほか、処理水の海洋放出による水産業等への影響について、国及び東京電力に対し、様々な機会を通じて伝えるとともに、迅速かつ適切な損害賠償の実施など、必要な要望を行っています。



県庁ロビーでの販売会の開催
(みやぎ水産応援パッケージの取組)

課 題

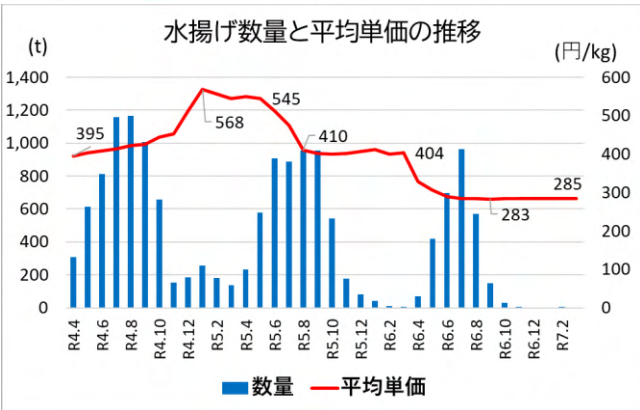
禁輸措置について、中国に向けた輸出再開の動きが見られるものの、本県については対象外であり、他の禁輸措置を行っている国・地域を含め、依然として再開の見込みが立っていない状況です。

水産物の禁輸措置により、県内の水産関係や輸出関係の事業者に影響が生じています。加えて、これらの国・地域に輸出されていたアワビやホタテガイが国内市場へ流入し、流通の停滞や価格の下落を招いています。

アワビ(宮城県漁業協同組合 共同販売実績)



ホタテガイ(宮城県漁業協同組合 共同販売実績)



本県の水産業は、東日本大震災や原発事故に伴う風評被害に対し、漁業関係者の懸命な努力により復興を推し進めてきました。

しかし、処理水の海洋放出に対する国民・国際社会の理解醸成はいまだ途上にあり、新たな風評被害の発生も懸念されます。

水産業をはじめとする各種産業の復興に向けたこれまでの努力と、積み重ねてきた成果が、決して水泡に帰することのないよう、一部の国・地域における禁輸措置が一刻も早く解除されるとともに、風評対策・なりわい支援が切れ目なく継続されていくことが必要です。

また、処理水対策をはじめとする福島第一原子力発電所の廃炉対策について、国が最後まで責任をもって進めるとともに、処理水に関する損害については、被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償が進むよう、国が責任を持って東京電力に対して指導・監督することが必要です。

期待できる効果

処理水の海洋放出に伴う影響を受けた事業者が、迅速かつ適切な損害賠償により救済されるとともに、福島第一原子力発電所の廃炉措置による風評被害が抑制され、水産業をはじめとする各種産業への影響が軽減される。

2 水産資源の適切な管理と、海洋環境の変動及び処理水の影響への支援＜震災関連＞

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省】

提案・要望事項

本県水産業が、希望ある持続可能な産業として確立し、更なる発展を遂げるため、以下についての財政的・制度的支援を講じること。

- ① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援
- ② 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保
- ③ 栽培漁業種苗放流支援の継続
- ④ 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援
- ⑤ 水産加工業の復興に向けた支援

現状・県の取組

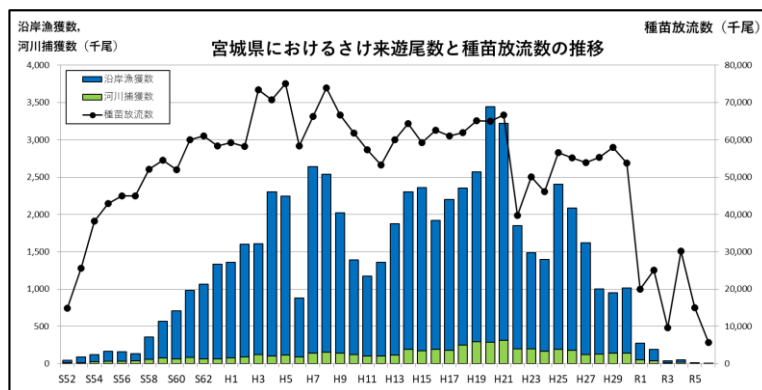
我が国の漁業生産量は長期的な減少傾向にあり、特に、本県水産業において重要な魚種であるサケやスルメイカ、サンマなどの歴史的な不漁は、生産者はもとより、水産加工業や地域関連産業の安定的な事業運営に深刻な影響を与えています。

また、海水温上昇などの海洋環境の変動により、ホタテガイなど冷水種の養殖生産が不安定な状況です。

さらに、燃油・資材価格や電気料金の高騰など社会情勢の変化は、東日本大震災から復旧し、事業を再開した本県水産関係事業者に大きな負担となっています。

このため本県では、国庫補助や交付金などを活用しながら、サケふ化放流事業においては、放流稚魚の買上げや県外からの種卵確保に取り組んでいるほか、水産加工業においては、商品開発や商談会への出展など販路回復に向けた取組を支援しています。

また、近年関心の高まっている陸上養殖に係る試験研究施設を整備したほか、海洋環境の変動に対応した海藻養殖種の品種改良などの技術開発等を行っています。



課 題

① 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

稚魚の減耗要因の究明や回遊経路に係る広域的な調査研究の充実、海洋環境の変動に対応した新たな種苗生産・放流技術の開発等の継続と、県外からの種卵確保に係る経費への支援など、サケ資源の回復に向けた支援制度を拡充する必要があります。

また、ふ化場の集約化や魚種転換による新たな収入源の確保など、ふ化放流団体が行う抜本的な事業の再構築に対する支援の継続・強化が必要です。

② 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保

現状のTAC管理では、クロマグロなど一部魚種について、漁業者の感覚よりも厳しく資源評価されているとの意見があり、漁獲や操業実態を幅広く反映した資源評価・管理手法への改善や、漁獲変動要因の把握などが必要となっています。

また、休漁等に係る補償制度の充実や、TAC配分の柔軟な運用など、資源の持続的利用に加え、漁業経営にも配慮した措置を講じるとともに、適切な資源管理に必要な技術研究予算を十分に確保する必要があります。

③ 栽培漁業種苗放流支援の継続

種苗の生産・放流経費は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部が財源となっていることから、これらの経費を確保するため、安定的な種苗生産・放流体制の維持が必要であり、国庫補助による支援の継続が必要な状況です。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水放出に伴い、水産物の価格の下落といった実害が発生するなど、漁家経営への影響が懸念されることから、漁業者が将来にわたり希望を持って漁業活動を継続できるよう、十分な予算確保が必要です。

④ 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援

海洋環境の変化に対応した養殖生産に向け、種苗生産・養殖技術等の開発の対象とされる戦略的養殖品目を、本県の主要養殖種であるカキ・ホヤ等のほか、陸上養殖種にも拡充する必要があります。また、環境変化などのリスクの下でも持続的に養殖生産ができるよう、養殖対象種・手法の転換等に対する支援の継続・強化も必要です。

⑤ 水産加工業の復興に向けた支援

沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業に対する国の支援継続・財源措置の拡充が必要となっています。

期待できる効果

各課題に対応することによって、東日本大震災からの復興を果たすとともに、生産者が将来に希望を持って活動を継続することで、本県水産業が持続可能な産業として確立し、更に発展していくことが期待できる。

3 災害援護資金の債権管理に係る更なる支援 ＜震災関連＞

【内閣府・復興庁・総務省】

提案・要望事項

東日本大震災に係る災害援護資金については、令和7年4月の政令改正により履行期限の延長手続きが緩和されたものの、今後も長期間の債権管理が必要なため、以下の措置を講じること。

- ① 本県では、最も早い市町で令和7年8月に第1回目の最終償還期限を迎えることから、延長期間を早期に示すとともに、貸付期間の長期化に伴い、履行延期の事務手続きが毎年発生するため、期間は法の上限である10年とすること。
- ② 東日本大震災財特法施行令第13条第5項による免除特例について、「無資力又はこれに近い状態」の定義を示すとともに、その運用に当たっては市町の判断を尊重すること。さらに、「最終支払期日から10年」とされている期間について、資力の回復が困難と市町が認めた場合、期間の短縮を可能とすること。
- ③ 借受人が行方不明の場合、支払猶予の対象となる一方、償還免除の対象とはならず、将来的に市町の負担となることが見込まれることから、償還免除の対象範囲を拡大すること。
- ④ 市町の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分の増加が一層見込まれることから、必要な財政支援を講じること。

現状・県の取組

○貸付状況

東日本大震災に係る災害援護資金については、県全体で約24,000件、約409億円を貸し付けており、うち県貸付分は約8,900件、約176億円となっています。

県名	貸付件数	貸付総額
宮城県	24,007件	409.3億円
うち県貸付分	8,870件	175.7億円
うち仙台市	15,137件	233.6億円

○債権管理の取組

市町においては、借受人の状況に応じて、支払猶予を適用しながら少額償還させるとともに、不誠実な滞納者には法的措置に踏み切るなど、適切に債権管理を行っています。

こうした市町の取組に対し、本県では、定期的な担当者会議や外部有識者による勉強会をはじめ、ヒアリングを通じた状況把握や、市町からの照会に対し、継続的に支援を行っています。

今後も回収困難事例の縮減に向けて、市町の債権管理の取組を支援してまいります。

課 題

○借受人の現状

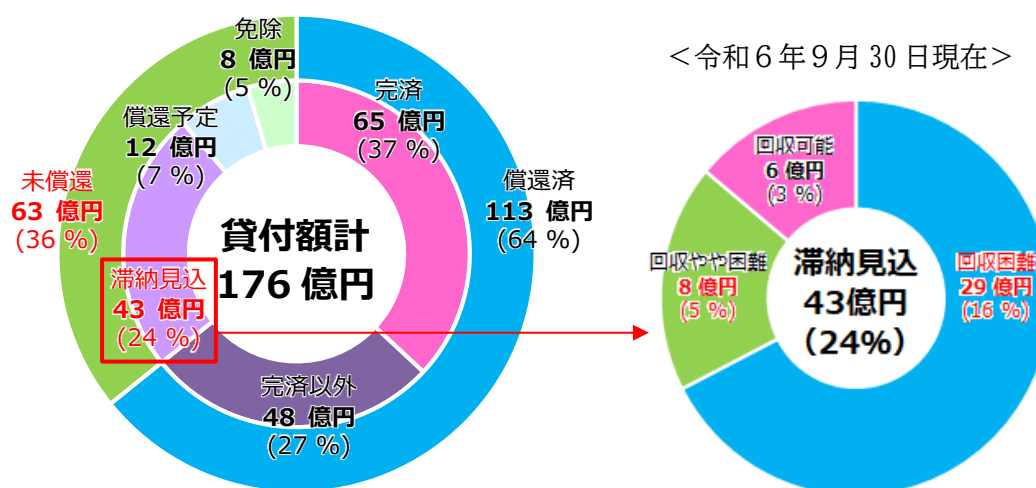
令和6年度より、借受人から市町への最終償還期限が到来しているものの、高齢化や物価高による生活困窮等により未償還案件が多数発生し、大幅な改善は見込めない状況です。

○償還における課題

貸付期間の長期化に伴い、履行延期特約の手続きを毎年行う必要がありますが、今後示される延長期間によっては、事務負担が増大するおそれがあります。

また、被災者の生活再建や借受人間での公平性の確保を図りながら、未償還額を縮減していくためには、償還免除となる無資力等の期間短縮や、対象範囲の拡大が必要と考えます。

加えて、市町における債権管理コストが今後も継続的に発生するほか、償還免除の増加に伴い、県の財政負担も増加していくことが見込まれます。



期待できる効果

- ① 延長期間が早期に示されることで、市町との履行延期を円滑に行えるほか、期間が10年になることにより、事務負担が軽減される。
- ② 平成23年貸付分については、市町への最終償還期限を迎えた方がいるため、基準の明確化により、無資力等の免除の特例を見据えた取り扱いが可能となる。
- ③ 償還免除となる期間短縮や行方不明者まで範囲を拡大することで、市町の債権管理の負担が軽減される。
- ④ 債権管理が長期に及ぶ中、必要な財政措置が講じられることで、市町や県の安定した財政運営が可能となる。

4 放射能に汚染された廃棄物の処理・除去土壌等の処分＜震災関連＞

提案・要望事項

【復興庁・環境省】

○放射能に汚染された廃棄物の処理

8,000Bq/kg 超の指定廃棄物等は、処理問題が解決するまで、引き続き安全確保の取組に万全を期すこと。あわせて、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物等についても、処理を推進するため処理先や財源の確保など積極的な役割を果たすこと。

8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、処理推進のため保管市町が希望する取組に対して、財政的・技術的な支援を含め、引き続き国が責任をもって支援すること。

○除去土壌等の処分

除去土壌等の処分を実施するためには、国民全体の理解醸成が必要であることから、処分の必要性や安全性についての情報発信等の取組を国が責任を持って推進すること。

さらに、処分が完了するまでは、保管市町の処分や保管に係る取組に対し、十分な情報共有及び財政・技術的な支援などを市町の希望に応じて実施すること。

現状・県の取組

○放射能に汚染された廃棄物の処理

指定廃棄物の長期管理施設の設置については、議論がまとまることが困難であることから、平成 29 年に開催した市町村長会議において、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物を優先して処理することとし、保管市町において取り組んでいるところです。

指定廃棄物等については、多くが一時保管されたままとなっていますが、保管農家の負担解消のため、一部の保管市町で 8,000Bq/kg 以下に減衰したものについて処理を行いました。

8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、平成 29 年 6 月時点で県内 26 市町村において保管されていましたが、令和 7 年 4 月時点では 18 市町村で処理を終了し、残る 8 市町で処理を継続しています。処理には放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金と震災復興特別交付税を活用しており、これまでも国に対して、処理が続く間は、財政面及び技術面での支援を要望してまいりました。

◆8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物保管市町村数

	平成 29 年 6 月時点	令和 7 年 4 月時点
保管市町村数	26 市町村	8 市町

○除去土壌等の処分

県内で、汚染状況重点調査地域に指定された 7 市町では、平成 29 年 3 月までに除染が完了し、地域の仮置場等に除去土壌及び除染廃棄物合わせて 97,188 m³が保管されています。

◆県内の除去土壌、除染廃棄物の保管量

	除去土壌 保管量	除染廃棄物 保管量
7 市町合計	29,141 m ³	68,047 m ³

これまで、除去土壌の処分基準はありませんでしたが、国により令和 7 年 3 月に処分基準等が策定されました。今後、除染実施者である保管市町は、国の支援のもと、処分に向けた検討を進めていくこととしています。

課 題

福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質は、本県にも大きな影響を及ぼしており、汚染廃棄物及び除染により発生した除去土壌等が大量に発生し、保管が継続されていることから、課題となっています。

○放射能に汚染された廃棄物の処理

本県においては、指定廃棄物の長期管理施設の設置に向けた議論がまとまることが困難であり、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処が立った後、指定廃棄物の処理の方向性について、議論を再開することとしています。指定廃棄物等のうち、放射性物質の濃度が高く、長期間減衰が見込まれないものについては、解決までの間、安全な保管管理の徹底や遮蔽による生活環境への影響を少なくする取組が必要です。

指定廃棄物等のうち 8,000Bq/kg 以下に減衰したものについては、法制度上は指定解除により通常の廃棄物と同様の方法で処理が可能ですが、処理責任が国から保管市町に変わることや、住民調整の困難さ等から、指定解除による処理が進んでいません。一方で、保管市町が処理を希望する場合は、国が処理先や財源を確保するなど、市町任せにせず、積極的な役割を果たす必要があります。

また、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理に当たっては、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金による財政的支援が不可欠であり、地方負担額は震災復興特別交付税が充当されていることから、「第2期復興・創生期間」が終了する令和7年度以降も、処理完了までは、保管市町に財政負担をさせないことが必要です。

○除去土壌等の処分

除去土壌を保管する市町が、新たに国が策定した処分基準等に基づき取組を進めていくためには、処分の必要性や安全性についての国民理解の醸成が不可欠ですが、国が福島県外で計画した実証事業が地域の反対により中断するなど、根強い放射性物質に対する不安から理解醸成が進んでいるとは言い難く、国による情報発信等の理解醸成に向けた取組の強化が必要です。

また、処分が完了するまでは、保管市町による安全管理や処分に係る負担軽減のため、市町の希望に応じて十分な情報共有と財政的・技術的支援が必要です。

期待できる効果

○放射能に汚染された廃棄物の処理

継続的な財政的・技術的支援により、汚染廃棄物の処理が進むとともに、課題解決までに長期保管を余儀なくされる指定廃棄物等の安全を確保できる。

○除去土壌等の処分

処分に関する地域及び国民の理解が深まることで、処分に向けた取組が円滑に進むとともに、財政的・技術的支援により処分が完了するまでの自治体負担軽減を図る。

5 外国人材の受入れ促進及び受入環境整備に向けた支援

【内閣府・デジタル庁・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省】

提案・要望事項

地方の安定的な外国人材確保に向けて、以下の財政的・制度的支援を講じること。

- ① 地方の実情を踏まえた育成就労制度の制度設計及び運用
- ② 外国人材の職業能力開発校への受入れ促進に向けた在留資格による活動制限の緩和
- ③ 外国人材の地域への適応力向上のための日本語教育体制整備に対する支援

現状・県の取組

本県では、人口減少、特に生産年齢人口の減少が進んでおり、県内企業における深刻な人手不足が喫緊の課題となっております。このため、外国人材の受入れ促進を最重点政策として位置付け、令和5年にはベトナム社会主義共和国及びインドネシア共和国政府と、さらに令和6年にはカンボジア王国と人材供給に関する協力覚書を締結し、諸外国からの人材確保に積極的に取り組んでおります。

- 「人材の供給に関する協力覚書」締結国
 - ・ベトナム社会主義共和国（令和5年3月）
 - ・インドネシア共和国（令和5年7月）
 - ・カンボジア王国（令和6年12月）



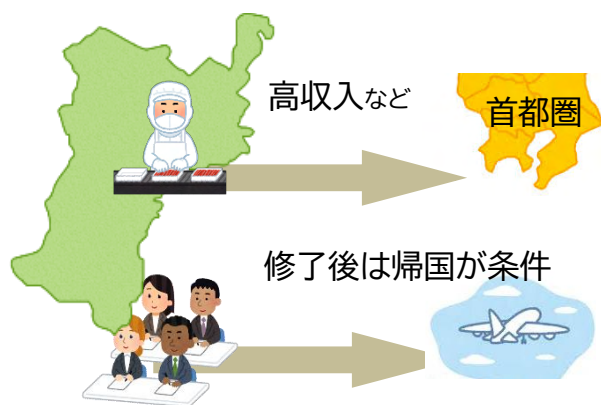
インドネシア労働省との覚書締結式の様子

上記の覚書に基づき、企業向けセミナーの実施等の外国人材受入れ推進に関する施策を展開するとともに、一元的相談窓口の対応言語を拡充するなど、地域社会での外国人増加を見据えた多文化共生施策を実施しています。

課 題

- ① 令和9年に予定される育成就労制度の施行により、転籍要件が緩和されることで、地方から首都圏等への人材流出が懸念されます。また、現行の技能実習制度においては、対象作業が細分化されており、相互に当然に関連する作業を行うことができない場合があるほか、現在対象外の産業においても、今後、外国人材へのニーズが増加することも想定されます。

【外国人材受入れ】



【技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（例）】

職種名	作業名
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工

対象となる作業が細分化されており、パン製造業がサンドイッチを作ることができない

- ② 本県では、連携”絆”特区制度を活用して、外国人材を職業能力開発校で育成し、訓練修了後に県内企業での就労につなげるための提案を行っているところです。

在留資格が「研修」では修了後に帰国することが条件となっており、職業能力開発校で学んだ外国人が、直接、企業への就職ができないといった課題があるため、外国人材確保に向けた地方の取組の促進について、国の柔軟な制度運用や要件緩和が必要です。

なお、これらの取組については、競合関係とされる、宮城県専修学校各種学校連合会の理解を得ております。

- ③ 県内の在留外国人数は増加を続けており、今後も更に増える見込みです。外国人が地域の一員として自立した生活を送るためには日本語能力が不可欠ですが、県内では地域の日本語教室における学習支援者の担い手や、財源が不足しており、体制整備が困難な地域が多いのが現状です。外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備に対する十分な予算措置が必要です。

期待できる効果

- 地方の安定的な外国人材確保が可能となる。
- 地域で日本人と外国人が安心して暮らすことができる。

6 半導体生産拠点の確保及び半導体人材の育成等に向けた支援

【内閣府・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

提案・要望事項

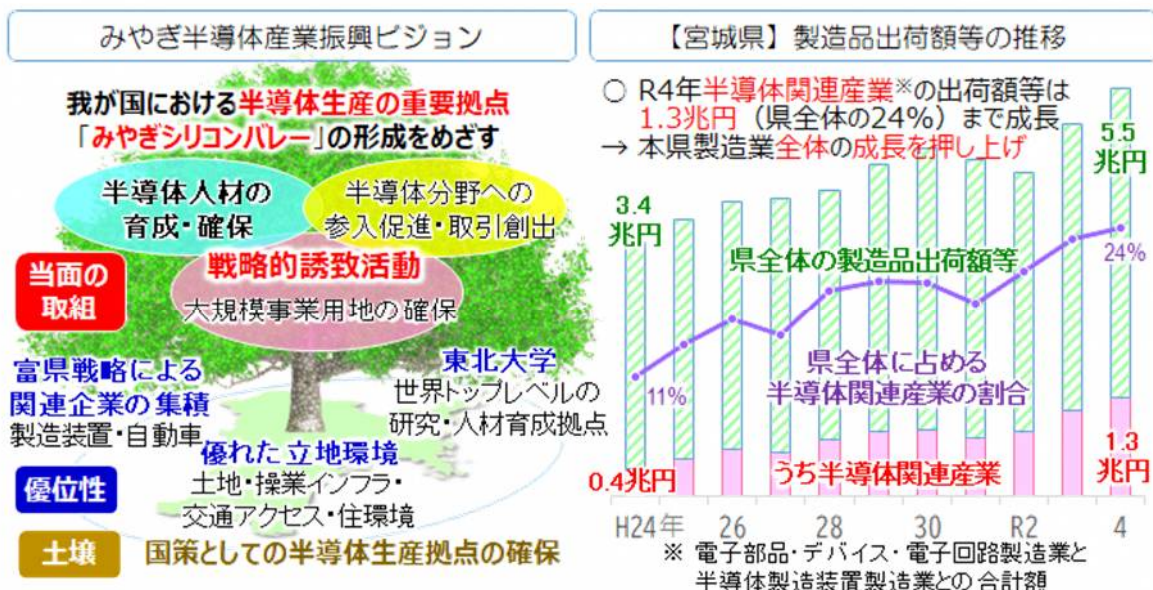
国内における半導体生産拠点の確保及び半導体人材の育成等に向けて、以下の支援等を講じること。

- ① 半導体生産拠点の整備やサプライヤーの集積促進、工場の安定操業に必要な工業用水や下水道、道路などのインフラ整備に係る財政的支援の継続・拡充
- ② 大学等による関連人材の育成、自治体等が行う海外半導体人材の育成・受入環境整備等に対する各種支援の継続・拡充、国の主導による行政・企業・大学等が一体となった人材育成スキームの確立
- ③ グローバルサプライチェーン強靱化の進展に伴う物流及び人流の増加等に対応する道路・港湾・空港の整備に対する通常予算とは別枠での財政的支援

現状・県の取組

本県では、半導体関連産業の誘致・振興を地域産業の更なる発展に向けた重点施策と位置付け、令和6年度に策定した「半導体産業振興ビジョン」に基づき、柱となる工場の誘致に取り組んでおります。

このことは、経済安全保障上、極めて重要な物資である半導体の生産拠点確保・安定供給という国策にも叶うものと考えております。



課 題

- ① 半導体生産拠点の確保やサプライヤーの集積に当たっては、巨額の設備投資を要するほか、工業用水、下水道、道路など、立地自治体によるインフラ整備が不可欠であり、引き続き国による財政的な支援が必要です。

半導体工場整備・政府の主な支援実績



地域産業構造転換インフラ整備推進交付金

【対象事業・交付率】

選定された民間プロジェクトの関連インフラ整備事業で都道府県策定の実施計画事業に対する国の交付金
工業用水 3/10等 下水道 1/2等 道路 5.5/10等

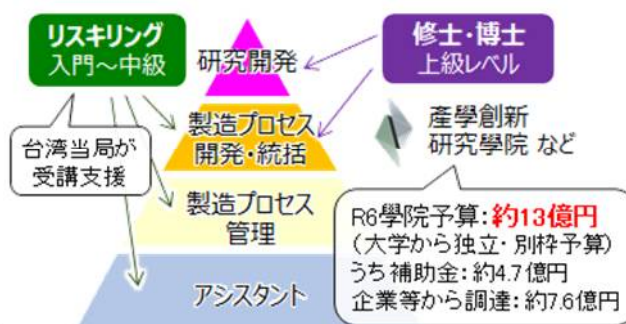
交付実績	R5補正予算	R6補正予算
北海道	約13.7億円	約28.0億円
岩手県	13.0億円	約3.3億円
広島県	約3.8億円	約6.7億円
熊本県	約29.6億円	約51.4億円
計	60億円	89.5億円

- ② 半導体産業の国際競争力強化のため、我が国においても台湾の事例のような行政・企業・大学等が一体となった人材育成スキームを国の主導により確立することが急務であるほか、地方創生の観点も含め、大学等が実施する人材育成や自治体等が行う海外半導体人材の育成・受入環境整備に対する各種支援の継続・拡充が必要です。

ロジック半導体生産割合（2022年）



台湾「陽明交通大学」による人材育成



- ③ 国が進めるグローバルサプライチェーン強靱化の進展に伴い、物流及び人流の増加等が見込まれることから、これに対応するための道路・港湾・空港の整備について、通常予算とは別枠での財政的支援が必要です。

期待できる効果

国内半導体生産拠点の円滑な整備と、グローバルサプライチェーンの強靱化が図られるほか、国内外の半導体人材の集積及び高度人材の育成等を通じて、日本の半導体産業の国際競争力強化への貢献が見込まれる。

7 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

提案・要望事項

激甚化・頻発化する豪雨災害や大規模地震への備え、インフラの老朽化対策が喫緊の課題であることから、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、今後の資材価格・人件費高騰等の影響も踏まえ、本県の事業推進に必要な予算を確実に確保するとともに、当初予算も含めた計画的な予算措置を講じること。

あわせて、社会資本整備総合交付金等の通常予算についても、必要額を確実に措置すること。

さらに、補助率の引き上げや補助採択基準の緩和等を講じるとともに、事業採択に向けた地方単独費による調査等への補助制度の創設等、財政支援の充実・強化を図ること。

現状・県の取組

本県では、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」予算を活用し、流域治水の考え方に基づく総合的な治水対策や道路ネットワークの機能強化等に取り組み、着実に効果が現れています。令和6年6月には実施状況を整理し、「取組事例集」を県ホームページで公表するなど、整備効果や同対策の重要性・必要性の周知にも努めています。

河川 浸水被害の解消

対策前



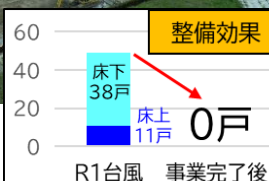
令和元年東日本台風

【事業箇所】
しづいかわ おおさきし
一級河川渋井川(大崎市)

【対策概要】
水門・排水機場の整備



R1 台風と同規模の出水
に対し、浸水被害を解消



道路 災害に強い道路網の構築

対策前



令和元年東日本台風

【事業箇所】
しろいしし
国道113号 (白石市)

【対策概要】
道路改良(鋼栈道橋等)



R1 台風と同規模の災害に対し、「緊急輸送道路」
が寸断されることがないように、安全性を確保

出典：「宮城県防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」取組事例集

課 題

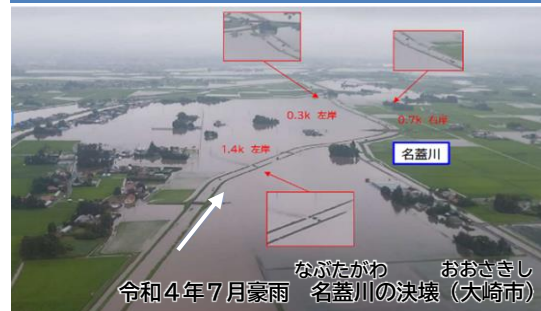
「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」、「令和元年東日本台風」に続き、令和 4 年 7 月にも県北を中心に時間雨量・日雨量ともに観測史上 1 位を更新する記録的な豪雨が発生し、甚大な被害をもたらしました。7 年間で 3 回の災害に見舞われた地区もあるなど、県土の強靱化は依然として道半ばであり、これまでの取組を一層加速化・深化させていく必要があります。

また、本県のインフラの多くは高度経済成長期に整備されたものであり、施設の老朽化が深刻な課題となっています。特に橋梁については、県が管理する 1,774 橋のうち完成後 50 年を超えるものの割合が、令和 7 年 3 月時点で 47%に達しており、20 年後には 77%にまで増加する見込みです。施設の老朽化が急速に進行する中、予防保全型の維持管理や長寿命化対策を計画的かつ着実に実施していくことが不可欠です。

一方で、国土交通省所管事業における通常補助事業費の当初予算については、東日本大震災前の平成 22 年度と比較すると、全国ベースではおおむね回復傾向にありますが、本県への国費配分額は震災前の約 83%にとどまっており、依然として十分に回復していない状況です。

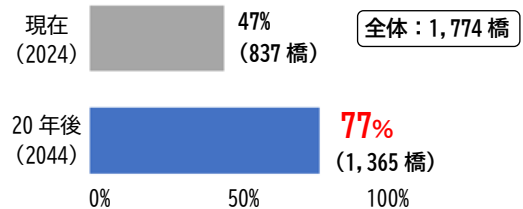
「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の期間中においても県内で災害が発生し、その対応が求められたほか、インフラの老朽化が進行する中で追加的な対応も必要となっています。加えて、近年の資材価格の高騰や賃金の上昇といった外的要因の影響もあり、現状の予算規模では十分な対応が困難となることが懸念されます。こうした状況を踏まえ、社会資本の整備とその維持・管理体制の充実を図るためには、国土強靱化を着実に推進していくための予算を、安定的かつ継続的に確保することが不可欠です。

激甚化・頻発化する自然災害



急速に進行するインフラの老朽化

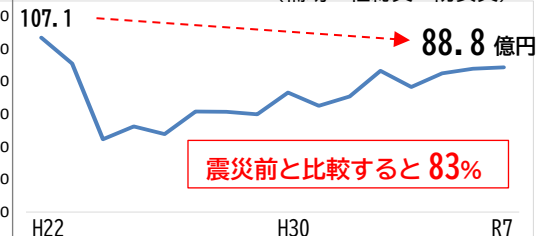
完成後 50 年以上経過する橋梁数の割合



出典：宮城県第 4 次橋梁長寿命化計画

安定的・継続的な予算の確保

宮城県補助事業当初（国費）の推移 （補助＋社総交＋防交交）



出典：国土交通省 HP 予算概要等（宮城県調べ）

期待できる効果

国土強靱化の取組を安定的・継続的に進めることが可能となり、災害への対策が一層強化されるとともに、県民の命と暮らしを守る安全・安心な県土と、地域社会の構築が期待されます。

8 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置

【内閣府・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省】

提案・要望事項

県内に5校ある職業能力開発校を1校に再編整備する事業を推進するに当たり、令和9年度までの継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の財源を十分に確保すること。

現状・県の取組

本県の職業能力開発校は、企業の大部分を占める中小企業の、主に建設業や製造業部門の若年技能者を養成するため、新規高等学校卒業者等を対象とした職業訓練を実施し、本県産業の発展に寄与してきました。

しかし、多くの施設が老朽化していることに加え、近年の少子化等に伴う入校者数の減少や、企業においては事業の高度化・複雑化が進み、求める人材も幅広い対応力や高度で実践的な技能・知識を備えた技能者へと変化していることから、公共職業能力開発施設としての将来的なあり方を検討する必要性がありました。

このため、効率的・効果的な運営の観点から、令和3年3月に現在の5校を1校に再編する「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」を策定し、令和10年4月の開校に向けて新設校の整備を進めております。



【建物築年数】

校名	白石	仙台	大崎	石巻	気仙沼
新築年	平成13年	昭和43年	昭和43年	昭和41年	昭和49年
経過年数	23年	55年	55年	58年	49年

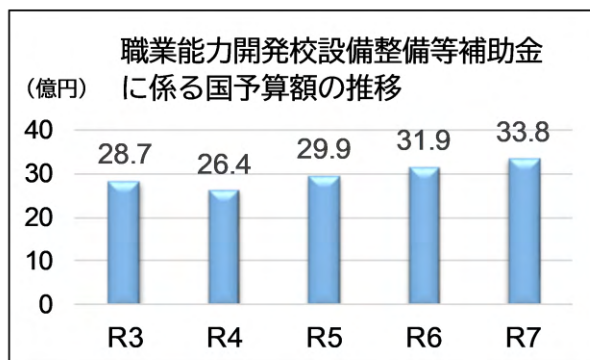


課 題

職業能力開発校の再編整備については、令和10年4月の新設校開校に向けて、令和6年度から改修工事及び新築工事に着手し、あわせて職業訓練で使用する機械器具の発注も開始しました。

このため、令和6年度から令和9年度にかけて、本県が申請する「職業能力開発校設備整備費等補助金」の総額は4年間で約39億円に上る見込みであり、特に、ピークとなる令和9年度は単年度で10億円以上の交付申請を予定しています。一方、国の当該補助金の予算額は、この数年、単年度当たり総額30億円程度で推移しており、現状では内示額が交付申請額を大きく下回ることが想定されます。

全体事業費(概算)		194億円						(単位:億円)
区分	事業費 (営繕課算定)	国庫	県債				一財(県庁舎基金)	
新設校整備	152	21	110				21	
			公適債 (62)	公共債 (8)	一単債 (32)	石綿債 (8)		
機器整備	28	12	—	—	—	—	16	
廃止校解体	14	—	13	—	—	—	1	
合計	194	33	75	8	32	8	38	



県内産業の持続的な成長を支える産業人材を育成・確保していくためには、当該再編事業を計画的に進めるとともに、令和9年度までの継続的かつ十分な財政支援が必要であることから、事業が滞りなく執行できる予算総額の確保が求められます。

期待できる効果

- 国からの継続的かつ十分な財政支援を得ることで、時代に即した施設整備を計画的に推進し、令和10年4月の開校に向けた新設校の整備が可能となる。
- 富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進のために、地域のニーズを踏まえた産業人材の育成・確保を図ることが可能となる。

9 障害福祉分野における十分な予算措置

【内閣府・財務省・厚生労働省】

提案・要望事項

障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実等を図るため、以下の点について、人件費や建築資材費の高止まり、近年の急激な物価高騰の影響を踏まえた十分な予算措置を講じること。

○地域生活支援事業費等補助金について、対象経費に対する2分の1の国庫補助の確実な実施及び補助基準額の引上げ

○社会福祉施設等施設整備費補助金について、採択件数の増加及び補助基準額の引上げ

現状・県の取組

○地域生活支援事業費等補助金

本補助金は、障害児者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟かつ効果的・効率的な事業実施が可能であり、本県では、専門性の高い相談支援や社会参加支援などを、市町村では、日常生活用具給付等や移動支援などの事業を実施しています。

実施主体	国庫補助率	主な事業メニュー
県	1/2 以内（県 1/2）	相談支援、意思疎通支援、サービス・相談等支援者育成 等
市町村	1/2 以内（県 1/4 以内、市町村 1/4）	日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス 等

○社会福祉施設等施設整備費補助金

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むための支援及び障害者の地域生活移行を推進するため、その受け皿となるグループホームの創設や地域生活移行が困難な方のための入所施設の建替など、社会福祉法人等が行う施設等の整備に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。

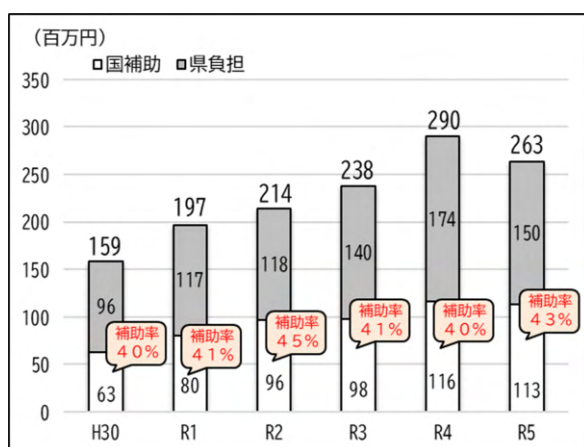
実施主体	国庫補助率	主な事業メニュー
社会福祉法人等	補助対象経費の3/4のうち 国 2/3 以内（県 1/3）	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備、スプリンクラー設備等整備等

課 題

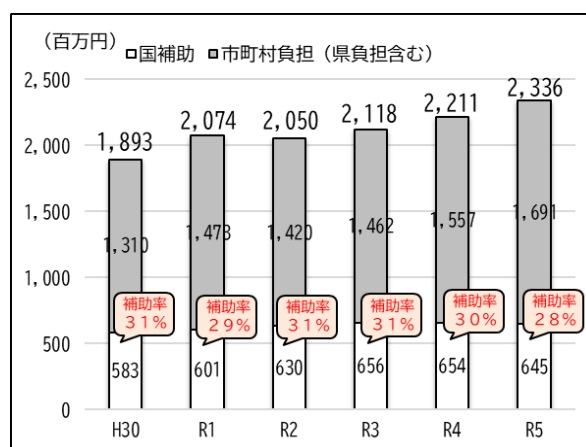
○地域生活支援事業費等補助金

本補助金は、障害児者が日常生活を送る上で不可欠なサービスが対象ですが、十分な補助額が確保されていないのが現状です。本来2分の1である国の補助率は、総事業費に対して県事業分は約4割、市町村事業分は約3割で推移しているほか、補助メニューの一部では、補助基準額の単価が長年見直されず、近年の賃金や物価等の高騰が反映されていないため、自治体の財政負担が過大となっています。

＜県地域生活支援事業費等の推移＞



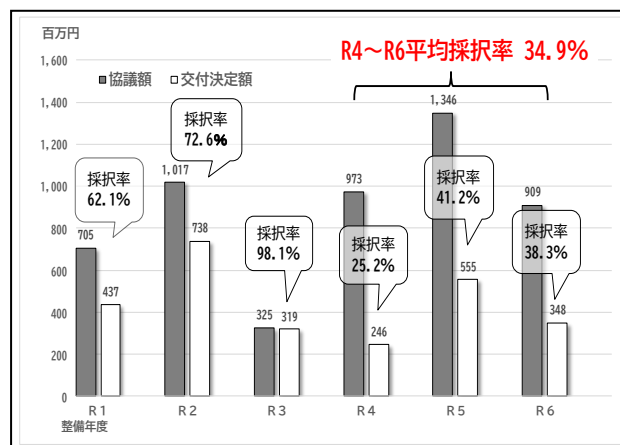
＜市町村地域生活支援事業費等の推移＞



○社会福祉施設等施設整備費補助金

直近3か年における国庫補助協議に対する採択率が、金額ベースで平均約35%にとどまるなど、要望の多くが採択されない状況が続いています。また、補助基準額と補助対象経費の差額は法人が負担しており、施設整備の停滞を招いています。

＜社会福祉施設等施設整備費国庫補助金採択状況＞



期待できる効果

県や市町村の財政負担の軽減が図られるほか、法人による施設整備が促進されることで、障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実が可能となる。

10 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新及び市町村を含めた下水道施設の老朽化対策・耐震化に係る財源の確保

【内閣府・財務省・国土交通省】

提案・要望事項

下水道施設は、衛生的で快適な生活環境等を支える重要な社会資本であることから、民間の力を活用した経営安定化の推進に向け、引き続き、改築更新費用並びに県及び市町村の下水道施設の老朽化対策・耐震化費用の財源を十分に確保すること。

現状・県の取組

下水道は、公共用水域の水質保全等を担う生活に不可欠な社会資本であり、住民の安全・安心で快適な生活を支える重要な役割を担っています。しかしながら、人口減少や節水型社会の進展に伴う水需要の減少により、使用料の減収が見込まれます。

そのため、本県では、令和4年4月から上水道・工業用水道・流域下水道の3事業において、民間のノウハウを最大限活用するコンセッション事業「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を導入し、人手不足の解消や老朽化への対応、コスト縮減などの課題解決に取り組んでいます。

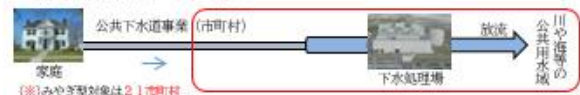
➤ 水通用水供給事業（25市町村）（令和6年5月1日現在）



➤ 工業用水道事業（72事業所）

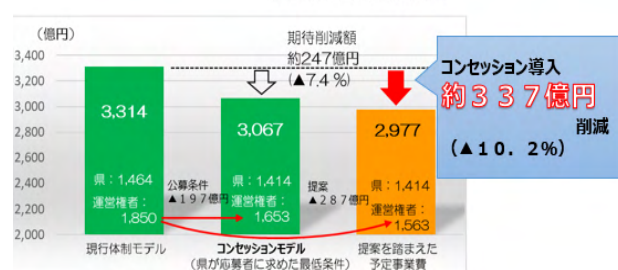


➤ 流域下水道事業（26市町村）



（※）みやぎ型対象は21市町村

9事業20年間の総事業費



また、埼玉県八潮市などの下水道管破損に起因する道路陥没事故や能登半島地震による被害を踏まえ、県及び市町村では、計画的な調査・点検や修繕などによる下水道施設の老朽化対策・耐震化にも取り組んでいます。

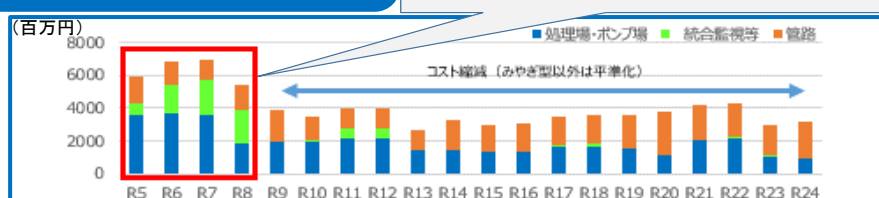
課 題

本県では、初期に整備した管渠等の下水道施設が 50 年を迎え、老朽化対策としての適切な管理や大規模な災害に備えた施設の耐震化が必要となっています。

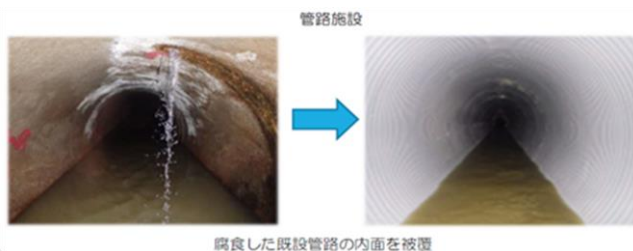
そのため、中長期の改築更新計画であるストックマネジメント計画や耐震化計画を策定し、予防保全による費用の低減や平準化を図っています。しかし、改築更新等が必要な施設は増加の一途を辿っており、予算の確保が大きな課題となっています。

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」では、DX などの民間の技術力を最大限活用し、統合型広域監視制御システムや Wi-Fi センシング等の整備を進めており、令和 8 年度までが改築更新費用のピークと見込まれます。

宮城県流域下水道の中長期の改築更新計画



また、施設の適切な維持管理や計画的な老朽化対策を実施するためには、調査・点検などに対する補助率のかさ上げや修繕費用への国の支援が不可欠であるほか、上下水道耐震化計画に基づく耐震化を着実に進めるためには、補助率のかさ上げなどの補助制度の拡充が必要です。



県内の下水道施設の耐震化状況 ※仙台市を除く

	管路（km）R5末値(全国平均はR4末値)		
	延長	対策済	耐震化率
宮城県	296	258	87%
市町村	1,241	568	46%
県合計	1,537	841	55%
全国平均			56%

対象管路は、流域幹線管路等の重要な幹線等（急所施設のほか緊急輸送道路へ埋設されている管路などを含む）

以上を踏まえ、下水道事業における官民連携事業の全国展開に向け、コンセッション関連事業へのインセンティブ設定の継続とともに、県及び市町村の老朽化対策・耐震化に必要な予算を引き続き着実に確保するよう強く求めます。

期待できる効果

国からの継続的かつ十分な財政支援が、コンセッション事業の全国展開に向けたインセンティブになるとともに、下水道施設の計画的な改築更新と効率的で安定的な管理運営が可能となる。

県及び市町村の老朽化対策・耐震化の着実な実施により、県民生活の安全・安心と、富県躍進を支える重要な社会インフラである下水道の持続的なサービス提供へつながる。

11 自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化

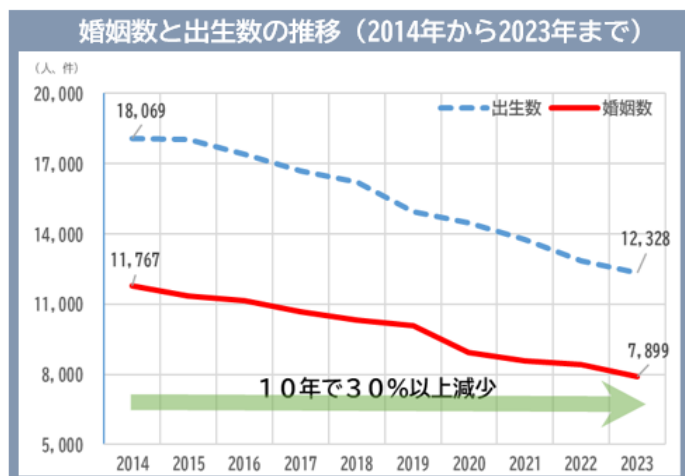
【内閣府・厚生労働省】

提案・要望事項

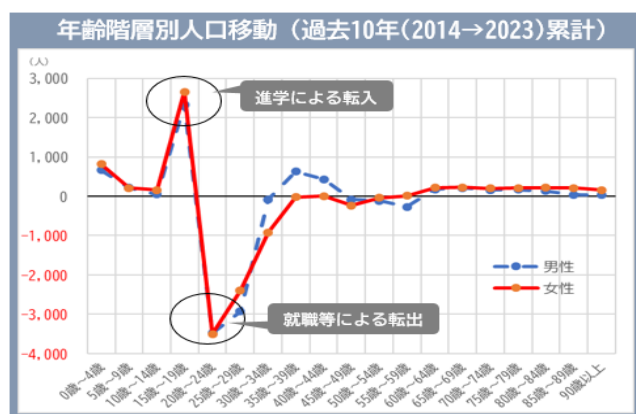
- 急激な人口減少に歯止めをかけ、出生率向上を図るため、子育てに係る負担軽減に向けた「子ども医療費助成」や「幼児教育・保育の無償化」などの基幹的な経済的支援を全国一律で受けられるよう、国の責任と財源において早期に実現すること。
- 東京一極集中を是正し、若者・女性にも選ばれる地方をつくるため、新しい地方経済・生活環境創生交付金の十分な予算措置を講じるとともに、移住支援金制度について、移住元の居住地要件を東京 23 区から東京圏へ拡大するなど、地方が地域の実情に応じて実施する社会増対策に対する支援を継続・強化すること。

現状・県の取組

- 本県の人口は平成 15 年の約 237 万人をピークに減少が続いており、令和 6 年には約 225 万人となっています。
- 自然減については、婚姻数、出生数ともに平成 26 年から令和 5 年の 10 年間で 3 割以上減少し、令和 6 年の合計特殊出生率は過去最低の 1.00 となっています。このため、AI マッチングによる婚活支援や不妊検査・治療への助成、市町村が実施する子どもの医療費助成制度や子育て支援サービス等の利用者負担軽減事業に対する補助など、結婚から出産、子育てまで幅広く応援する環境整備に取り組んでいます。



- 社会減については、10 代後半の人口が進学による転入超過となっている一方、20 代前半の人口は就職等により、それを上回る転出超過となっています。このため、質の高い雇用の創出に向けた企業誘致や、若者・女性の県内定着に向けた県外学生の本県への就職活動支援や移住支援、外国人材の受入れ促進に向けたマッチングイベント「みやぎジョブフェア in インドネシア」の開催など様々な取組を、新しい地方経済・生活環境創生交付金も活用しながら進めています。



みやぎジョブフェア in インドネシアの様子

課 題

- 子育て世帯の負担軽減に向けた「子ども医療費助成」や「幼児教育・保育の無償化」などの基幹的な経済的支援については、地方公共団体の財政力による地域間格差が生じないように、国が主体となって取り組む必要があります。

子ども医療費に対する助成の実施状況（単位：都道府県）

対象年齢	通 院	入 院
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	0	0
5歳未満	1	0
就学前	18	14
9歳年度末	4	1
12歳年度末	4	4
15歳年度末	8	15
18歳年度末	11	12
その他（※）	1	1

所得制限	通 院	入 院
所得制限なし	24	25
所得制限あり	22	21
その他（※）	1	1

一部自己負担	通 院	入 院
自己負担なし	10	13
自己負担あり	36	33
その他（※）	1	1

（※）交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。
交付金の規模は12歳年度末までに相当。

- 地方においては、平成 26 年以降、地方創生の取組を進めてきましたが、東京一極集中の大きな流れを変えるには至っていません。日本全体の成長は、地方の発展を通じてこそ実現されるものであり、そのためには地方が地域の実情に応じて行う多様な取組を継続・強化する必要があります。

期待できる効果

- 地域間格差のない子ども・子育て支援等の自然減対策、人口流出に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくる社会減対策に取り組むことが可能となる。

12 学校施設環境改善交付金における制度拡充

【文部科学省】

提案・要望事項

学校施設は公教育を支える基盤であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす、極めて重要な施設であることから、子どもたちの安全・安心な教育環境の実現を図るため、以下の措置を講じること。

- 近年の公立学校施設整備事業の増加を踏まえ、令和8年度以降は、市町村が計画する事業を年度当初から円滑かつ確実に実施できるよう、学校施設環境改善交付金について、当初予算で十分に確保すること。

現状・県の取組

- 本県の令和7年4月時点の交付金採択状況は23.1%（53件／229件）にとどまっており、全国平均（37.2%）に比べ、14.1ポイント低くなっています。

東北六県	宮城	青森	岩手	秋田	山形	福島	全国
4月当初	23.1%	18.0%	36.4%	37.0%	34.8%	16.9%	37.2%

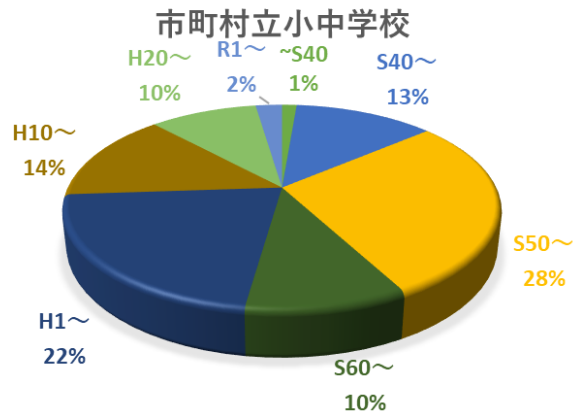
- 採択が保留となっている事業176件のうち、28件は4～6月に着工予定の事業であり、採択を受けるまでは実施見送りを余儀なくされています。

対象事業の採択方針	事業単位名	保留件数 (4～6月着工)
最優先する事業	危険改築	3件
	不適格改築	3件
優先する事業	長寿命化改良	15件
その他の事業	大規模改造（トイレ）	2件
	大規模改造（空調）	4件
	屋外教育環境	1件
合計		28件

- 採択待ちとなっている事業については、機会を捉えて文部科学省に対し要望を行うとともに、今後の採択状況を注視しながら、市町村に対して随時、情報提供を行っていきます。

課 題

- 県内の学校施設は昭和時代に建築された建物の割合が 50%を超えており、安全面に不安を抱える施設や、機能面で不十分な施設が多くあることから、老朽化対策は急務です。

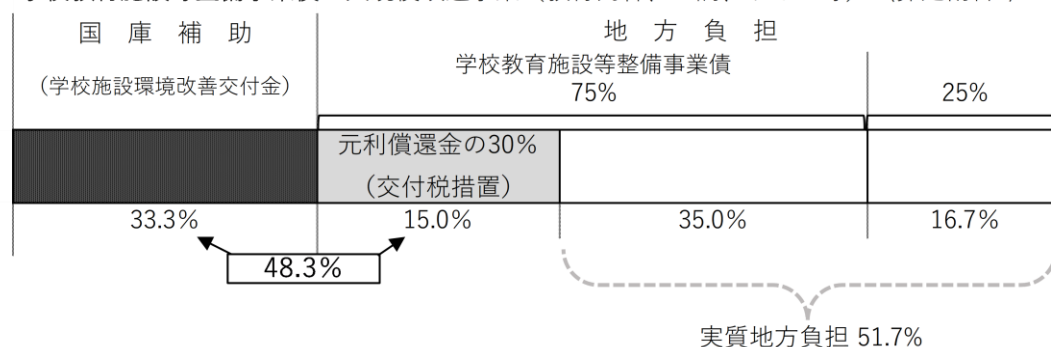


S40 年代建築 13%
 S50 年代建築 28%
 S60 年代建築 10%
 ⇒昭和時代に建築された校舎の割合が 50%超

- 児童・生徒が校舎内に不在となる夏季休業期間中に工事を予定していた市町村では、採択が保留となったことにより、工事の着手時期を変更せざるを得なくなり、工期の延長など、学校施設環境整備に著しい支障が生じています。
- 学校施設環境改善交付金は、整備費の一部を国が補助する制度ですが、過年度からの継続事業の場合は、工事を中止することはできないため、全額が地方負担となり、地方財政の圧迫が懸念されます。

(財源負担のイメージ)

■ 学校教育施設等整備事業債：大規模改造事業（教育内容、空調、トイレ等）〈算定割合1/3の場合〉



期待できる効果

- 各市町村の施設整備が計画的に実施されることで、子どもたちの安全・安心な教育環境の実現を図ることができる。

13 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援<震災関連>

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路を回復するための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。

また、地方公共団体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホールディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

14 東日本大震災復興関連事業への財政支援の継続等<震災関連>

【復興庁・財務省】

東日本大震災からの復興に当たり、現在、国において「第2期復興・創生期間」後の復興の在り方について、議論が進められておりますが、心のケア、コミュニティやなりわいの再生、移転元地の利活用、福島第一原子力発電所事故に伴う諸問題などについては、被災の状況や地域差に加え、人口減少等の社会的課題により、中・長期的な支援が必要な状況です。

被災地の復興完了に向け、息の長い取組が必要な事業に対しては、「第2期復興・創生期間」以降も、引き続き、地域の実情や社会情勢の変化にも配慮した各種制度の柔軟な運用や特例的な財政措置など、政府全体の施策も含め、被災地に寄り添った財政支援を講じるとともに組織体制を整えるよう求めます。

15 令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

令和6年能登半島地震は積雪寒冷期に発生し、建物倒壊、液状化、火災や津波など多様な被害をもたらし、インフラやライフラインの寸断による孤立集落の発生や避難生活の長期化・広域化など、人的・物的支援や被災者の生活・生業再建に大きな影響を与え、避難所等の環境変化などに起因する災害関連死は直接死の数を上回るまでに至っております。

切迫性が高まっている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における国の被害想定でも同様の被害が起こる想定であることに加え、北海道から茨城県に至る広域的な災害になると予測されています。そのため、能登半島地震で顕在化した課題・教訓を踏まえた、継続的で実効性のある防災対策の推進が急務であります。

そこで、国による能登半島地震を踏まえた災害対応のあり方について、国の防災基本計画に引き続き必要な反映を進めるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画へも適切に見直しすることを求めます。また、それらの計画に基づく実効性のある対策を国が主体的に推進するとともに、県や市町村の取組を加速させるための継続的な交付金制度の創設と起債制度の対象拡充や要件緩和など、より一層の財政支援を求めます。

16 原子力災害時における避難機能を有する道路の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

原子力災害時に、避難計画の実効性をより向上させていくためには、避難機能を有する道路整備が重要であり、そのためには、原子力施策を担う国が主体となって取り組むことが必要です。

つきましては、原子力災害時に避難機能を有する道路のうち、国直轄権限代行により施行中の国道 398 号沢田工区の早期完成、及び直轄負担金についての県の財政負担の一層の軽減に向けた支援を求めます。また、県道女川牡鹿線大谷川浜小積浜工区及び県道石巻鮎川線風越Ⅲ工区の 2 事業についても、より一層の加速化を図るため、整備に必要な予算を確保するとともに、補助率のかさ上げ、地方財政措置の拡充又は原子力発電所に係る交付金の対象範囲の拡大等により、整備に係る地方負担を求めることのない制度設計とすることを強く求めます。

17 使用済燃料対策及び廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理・処分

【内閣府・経済産業省・環境省】

東北電力女川原子力発電所 2 号機は、令和 6 年 12 月、約 14 年ぶりに営業運転を再開しましたが、使用済燃料を再処理工場に搬出できない状況であり、一時的に保管量を増やすため、使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する計画があります。本計画の実施に当たっては、長期保管が懸念されていることから、令和 7 年 2 月に策定した第 7 次エネルギー基本計画に基づき、使用済燃料の六ヶ所再処理工場への搬出の実現について、国が前面に立ち、迅速かつ確実に進めるよう求めます。

また、女川原子力発電所 1 号機については、今後、廃止措置が進めば、放射性廃棄物が排出されることとなりますが、低レベル放射性廃棄物の処理・処分について、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組の加速化に向けて積極的に取り組むよう求めます。

さらに、高レベル放射性廃棄物等の最終処分地の選定を含めた使用済燃料対策について、国が主体となり、国民理解を得ながら誠実かつ慎重に行うよう求めます。

18 病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置

【総務省・財務省・厚生労働省】

本県では、救急医療や災害医療の政策医療の課題解決を進めるとともに、地域医療構想を推進するため、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合に向けた協議を進めており、新病院の整備に要する地域医療介護総合確保基金の積立に当たっては、令和6年度所要額について認めていただいているところです。

一方、このたびの著しい建設費の高騰により、本県の再編事業においても当初計画から大幅な事業費の増額が見込まれており、県単独では対応が難しく、資金不足により今後の事業推進が停滞してしまうことを懸念しています。

ついては、著しい建設費高騰等の影響を踏まえた事業費の増額分についても、基金の確実な配分を求めます。

また、基金積立の地方負担に対して措置される地方交付税について、施設整備事業の実施に伴う大幅な負担増に対応するよう、適切な財政措置を求めます。

19 原子力災害への対応強化に対する支援

【内閣府・環境省】

東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、指導・監督を強化するよう求めます。

原子力災害への対応として、防災業務関係者の活動や避難退域時検査に必要な資機材の整備費、及び原子力防災対策に伴う職員人件費について、十分な財政措置を講じるよう求めます。

また、防災体制の強化には、住民の理解と協力が不可欠であることから、原子力防災対策の枠組み等について、国においても、科学的根拠に基づき分かりやすい情報発信を積極的に行うよう求めます。

加えて、内閣府（原子力防災担当）が実施した令和6年能登半島地震に係る志賀地域における被災状況調査結果を踏まえ、必要な対応等を省庁横断で検証し、地方公共団体に横展開するとともに、新たな知見等が確認された場合には、避難計画の見直しに対する支援や、原子力防災体制の充実強化に係る必要な財政措置を行うよう求めます。

20 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

国においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民生活に直結する基幹系20業務に関し標準仕様に準拠して開発されたシステム（標準準拠システム）の利用を自治体に義務付け、また、全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築した情報システムを各自治体が令和7年度までに利用するよう努めることとされています。

これまで、期限までの移行が困難なシステムに対する特定移行支援システムとしての支援や、移行経費支援の財源となる基金の延長の検討、運用経費の交付税措置など、一定の配慮をいただいているところですが、移行経費の総額やそれに応じた財政措置が不明確であるほか、移行後の運用経費の増大も懸念され、依然として自治体では財政面での不安を抱えています。

つきましては、自治体が安心して円滑に移行できるよう、基金の確実な延長と必要額の確保とともに、ランニングコスト等への十分な財政措置を求めます。

21 地方財源の確保

【総務省・財務省】

(1) 地方税財源の充実・強化

ア 地方交付税の総額確保・充実

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・充実を求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。

イ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、物価高騰等の影響や地方税収の動向を注視し、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策経費や頻発する自然災害に備える国土強靱化の経費、公債費の金利上昇の影響等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。また、地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、国と地方の協議の場を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮を求めます。

ウ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求めます。

(2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持するとともに、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、その実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子

高齢化の進展による地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実に財源を確保するよう求めます。

(3) 防災・減災対策の推進に係る財源確保とその期間の延長

近年、頻発化・激甚化する自然災害への備えの強化が必要なことから、引き続き地方財政計画に緊急浚渫推進事業費、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、その財源となる緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の活用可能期間が令和7年度までとなっており、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であることから、当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

(4) 公共施設等の適正管理に係る財源確保とその期間の延長

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中であって、公共施設等の適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、引き続き地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る取組が今後本格化することから、令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

(5) 地域の脱炭素化の推進に係る財源確保とその期間の延長

地域脱炭素の基盤となる再生可能エネルギー等による重点対策や公共施設等の脱炭素化の取組が求められることから、引き続き地方財政計画に脱炭素化推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、その財源となる脱炭素化推進事業債の活用可能期間が令和7年度までとなっており、地域脱炭素の加速化を図るための取組を一層強力に推進する必要があることから、当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

22 困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置

【内閣府】

本県では、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に則り、石巻圏域及び県南圏域で子ども・若者総合相談センターを運営し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者へのきめ細やかな支援を行っています。

当該センターの取組を県内全域に広げ、一層の支援体制の強化を図るため、当該センターの運営費用に対する十分な予算措置を講じるよう求めます。

23 質の高い教師の確保のための環境整備

【文部科学省】

子どもたち一人ひとりにあったきめ細かな教育・支援を実現し、教員がやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することが必要です。

そのため、教員業務支援員、学習指導員、校内教育支援センター支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置充実を含め、学校における働き方改革を総合的に推進するために必要な予算総額の増額を求めます。

あわせて、学校における働き方改革を推進するため、教育委員会事務局が担う役割が大きくなっていることから、教育委員会事務局の体制強化に必要な財政措置の拡充を求めます。

また、給特法等に基づく教師の処遇改善を確実に進めるとともに、地方に負担を転嫁することなく、国において必要な財源の確保を求めます。

予算措置等を求める要望書

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
震災関連		
1	福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水・風評被害対策 ※	52
2	福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援 ※	52
3	国際リニアコライダー（ I L C ）の実現	53
4	中国・韓国・香港などにおける農林水産物等の輸入規制への対応	53
5	移転元地の利活用促進等によるなりわいの再生	54
6	水産加工業の復興に向けた支援 ※	54
7	災害援護資金の債権管理に係る更なる支援 ※	54
8	復興・被災者支援に取り組むN P O等への支援の継続	55
9	「防災教育と災害伝承の日」の制定	55
10	中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な対応	55
11	東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備	56
12	東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設	56
13	固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保	56
14	東日本大震災復興関連事業への財政支援の継続等 ※	57
15	被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置	57
16	被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続	57
17	緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置	57
18	被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源確保	58
19	栽培漁業種苗放流支援の継続 ※	58
20	漁場へ流出したガレキの撤去・処分に対する支援の継続	59
21	県外産きのこ原木等の安定調達に対する支援と補償への対応	59
22	被災事業者への金融支援の継続	59
23	二重債務問題対策に係る支援の継続	60
24	災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続	60
25	放射能に汚染された廃棄物の処理 ※	60

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
震災関連												
●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
●		●	●				●		●	●	●	●
●		●			●	●	●			●	●	
●		●					●	●	●			
		●	●			●				●	●	
●		●							●	●		
●		●	●									
●		●				●						
●		●					●					
		●				●				●		
●		●										
●		●										
		●	●									
		●				●						
		●					●					
		●					●					
		●					●					
		●						●				
		●							●			
		●							●			
		●							●			
		●								●		
		●								●		
		●									●	
		●										●

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
26	除去土壌等の処分 ※	60
27	学校における防災教育体制の整備	61
28	被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置	61
29	被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充	61
震災関連以外		
30	半導体生産拠点の確保及び半導体人材の育成等に向けた支援 ※	62
31	外国人住民への日本語教育の充実に向けた支援 ※	62
32	令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化 ※	63
33	国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保 ※	63
34	外国人材の確保に向けた対応 ※	64
35	職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置 ※	64
36	仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応	64
37	原子力災害時における避難機能を有する道路の整備 ※	65
38	海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充	65
39	公共施設等の脱炭素化に対する財政支援	65
40	地方分権の着実な推進（道州制の推進）	66
41	障害福祉分野における十分な予算措置 ※	66
42	広域防災拠点の整備	67
43	民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保 ※	67
44	使用済燃料対策及び廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理・処分 ※	67
45	外国人労働者の受け入れに伴う手続きの簡素化 ※	68
46	地方税法第6条による課税免除及び不均一課税に係る減収補填	68
47	病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置 ※	68
48	農業用排水機場の更新整備に係る費用負担の軽減	69
49	ダム設備の長寿命化対策に係る財政支援の強化	69
50	流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保	69

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
		●										●
							●					
								●				
									●			
震災関連以外												
●			●	●		●	●	●		●	●	
●			●	●	●	●	●					
●			●			●			●		●	
●			●			●			●		●	
●				●	●		●	●				
●				●		●	●	●				
				●		●		●	●		●	
●			●							●	●	
			●			●			●		●	
			●			●					●	●
●			●			●						
●						●		●				
●						●					●	
●						●					●	
●										●		●
	●			●				●				
			●			●		●				
			●			●		●				
			●			●			●			
			●			●					●	
			●			●					●	

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
51	土砂災害警戒区域等の指定と砂防関係施設の整備推進のための財政的支援	70
52	港湾・海岸施設の長寿命化を図るための財政支援の拡充	70
53	地盤沈下等に伴う内水浸水対策に係る財政支援	71
54	新たな木材需要創出による木材産業の活性化	71
55	熱中症特別警戒情報に関する情報伝達体制の構築	71
56	拠点魚市場の経営安定・運営機能の維持に向けた支援	72
57	国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進	72
58	水素社会の実現に向けた水素利用の促進	73
59	D X推進のための財源確保	73
60	防災庁の設置と大規模災害発生に備えた体制の拡充・強化及び財政支援	73
61	犯罪被害者等支援に対する財政措置	74
62	学校給食費の無償化	74
63	自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化 ※	74
64	児童福祉法に基づく措置費の拡充	75
65	重度障害者医療費と母子・父子家庭医療費へ現物給付助成を行う場合の国庫負担金減額措置の廃止	75
66	医療的ケア児者・重症心身障害児者及び家族に対する支援	75
67	農業水利施設の維持管理に対する支援の拡充	76
68	原子力災害への対応強化に対する支援 ※	76
69	デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保 ※	77
70	地方財源の確保 ※	77
71	地域医療対策の充実	79
72	地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用	79
73	日本型直接支払における財源確保と地方財政措置の充実	79
74	森林環境譲与税の柔軟な運用及び地域林政アドバイザーに係る特別交付税率の見直し	80
75	津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援	80

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
			●			●					●	
			●			●					●	
			●			●					●	
			●						●		●	
			●								●	●
				●				●	●			
						●				●	●	
										●	●	●
●	●											
●			●									
●						●						
●							●					
●								●				
●								●				
●								●				
●									●			
●												●
	●		●									
			●			●						
			●					●				
			●					●				
			●						●			
			●						●			
			●								●	

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
76	医療機関の安定的な経営の確保	80
77	障害福祉サービス事業者等の不正への対応	80
78	みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源確保と支援	81
79	工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保	81
80	工業用水道事業における災害復旧費用予算の確保	81
81	上水道施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充及び財源確保	82
82	下水道施設の老朽化対策・耐震化に関する補助制度拡充及び財源確保 ※	82
83	管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保	82
84	米国関税措置見直しの働きかけ及びその影響を受ける事業者への支援	83
85	流域治水対策を推進する田んぼダムを取組支援制度創設	83
86	地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築	83
87	再生可能エネルギー発電設備に係る環境影響評価手続の強化	84
88	新幹線鉄道騒音対策の強化	84
89	地方創生のための財源確保	85
90	困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置 ※	85
91	原子力災害医療体制の構築	85
92	保育士修学資金貸付等事業の継続	85
93	保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実	86
94	医療費助成制度の創設	86
95	地方就職学生支援事業の利用者拡大に向けた要件緩和	87
96	第2世代交付金（プロフェッショナル人材事業型）の延長	87
97	警察車両の増強	87
98	警察官の増員	87
99	消防の広域化及び連携・協力に係る財政支援の充実	88
100	条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等	88

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
						●		●				
						●		●				
						●			●			
						●				●		
						●				●		
						●					●	
						●					●	
						●						●
									●	●		
									●		●	
										●		●
										●		●
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
●												
			●									
			●									

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
101	結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額	89
102	私立高校生や大学生等を対象とした修学支援の拡充	89
103	部活動の地域移行に係る支援拡充	89
104	次世代放射光施設 NanoTerasu への運営支援	90
105	I C T利活用環境整備等への財政支援	90
106	公立義務諸学校の教職員定数の改善	90
107	質の高い教師の確保のための環境整備 ※	91
108	教育支援センターの運営費等への公的支援	91
109	国際バカロレア認定校への支援	92
110	修学支援制度の拡充	92
111	特別支援教育の充実	92
112	特別支援学校における医療的ケア看護職員の定数配置	93
113	学校施設環境改善交付金における制度拡充 ※	93
114	災害復旧事業における国庫負担等の財政支援制度の拡充	93
115	大規模災害における被災地の教育復興支援	94
116	医療・福祉人材確保対策の推進	94
117	介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援	95
118	定期予防接種の費用負担軽減に対する財政措置の拡充	95
119	障害福祉分野での I C T・ロボット等導入に係る十分な予算措置	96
120	医療用医薬品の早期の流通安定化	96
121	シルバー人材センター事業の安定的な事業運営のための要件緩和	96
122	生産者視点による農畜産物の「合理的な価格形成」の仕組みづくり	97
123	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置	97
124	新規就農者支援施策における運用の拡充	97
125	協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と配分	98

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
			●									
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
							●					
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
								●				
									●			
									●			
									●			
									●			

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
126	農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置	98
127	農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置	98
128	外国人材受入体制整備に係る支援の拡充	99
129	水田活用の直接支払交付金の柔軟な制度運用と十分な予算確保等	99
130	強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業に係る十分な予算措置	99
131	施設園芸のエネルギー高騰対策に係る十分な予算措置	100
132	農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保と要件緩和	100
133	配合飼料価格安定制度の発動基準見直し	101
134	肉豚経営安定交付金制度の見直し	102
135	酪農資材高騰対策と牛乳・乳製品消費拡大対策への予算措置	102
136	肉用牛繁殖経営に対する経営安定化対策の見直し及び拡充	102
137	産業動物獣医師確保対策に向けた事業の拡充	103
138	特定家畜伝染病の埋却地事前調査（消費安全対策交付金）の財源確保等	103
139	農村地域防災減災事業等実施計画策定費の予算確保と定額助成継続	103
140	国営造成施設の突発事故に係る必要かつ十分な予算確保	104
141	国営造成水管理システムの更新事業の継続および予算の確保	104
142	競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進	104
143	内水面漁業・養殖業のセーフティネットの構築	105
144	海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援 ※	105
145	養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援 ※	105
146	資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保 ※	106
147	林業の振興及び産業力の強化に向けた支援	106
148	松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底	107
149	電源三法交付金の対象地域の拡大	107
150	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備	107

要望項目一覧		ページ
※重点要望関連項目		
151	中小企業金融支援策の拡充	108
152	デマンド料金制度の見直し	108
153	地域公共交通への支援の拡充	108
154	鉄道会社への経営支援及び利用促進に対する財政支援の強化	109
155	防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援	109
156	鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進	111
157	令和元年東日本台風に伴い丸森町で発生した土砂災害への早期対策	111
158	指定管理鳥獣対策事業交付金の財源確保	111
159	プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進	112
160	循環型社会形成推進交付金等（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保	112

内閣府	デジタル庁	復興庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省
										●		
										●		
											●	
											●	
											●	
											●	
											●	
												●
												●
												●

【震災関連】

1 福島第一原子力発電所に係る廃炉・汚染水・処理水・風評被害対策

【内閣府・復興庁・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省】

多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の海洋放出処分が令和5年8月に開始され、一部の国・地域が講じた水産物の禁輸措置により、輸出関係の事業者には損害が発生したほか、輸出割合の高かったナマコ、アワビ等の水産物の国内価格が下落していることから、影響を受けた事業者等に対して、東京電力ホールディングス株式会社が主体性を持って被害の実態に応じた迅速かつ適切な賠償を行うよう、国がしっかりと指導・監督することを強く求めるとともに、一部の国・地域における禁輸措置について、一部緩和の動きが見られるものの、本県については対象外となっていることから、本県産品に対する禁輸措置の一刻も早い解除に向け行動することを強く求めます。

また、新たな風評被害の発生を防ぐため、処理水の海洋放出以外の処分方法の継続検討を求めるとともに、処理水に含まれるトリチウムをはじめとする放射性物質除去技術の研究開発促進、国民・国際社会の理解醸成への取組推進、関係団体の意見を反映した風評対策・なりわい支援の継続的な実施を求めます。

加えて福島第一原子力発電所の廃炉対策に当たっては、汚染水の漏えいや海洋への流出防止などの安全対策を国が前面に立って安全最優先で進めるよう求めます。あわせて、原発事故に伴う本県農林水産物をはじめとする食品への放射線・放射能の影響等について、国民一人ひとりが正しく理解し、不安を解消できるよう、リスクコミュニケーションの取組の強化と正しい知識の普及啓発を積極的に図ることを求めます。

2 福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する支援

【内閣府・復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省】

福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させた上で、放射性物質の影響により失った販路を回復するための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求めます。

また、地方公共団体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実状を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求めます。

加えて、震災復興特別交付税が充当されている被害対策経費については、東京電力ホー

ルディングス株式会社が交付税相当分の賠償額を直接国に支払うなど、交付税返還の手続き負担が生じない制度の創設を求めます。

3 国際リニアコライダー（ILC）の実現

【内閣府・復興庁・外務省・財務省・文部科学省・
経済産業省・国土交通省】

国際リニアコライダー（ILC）は、科学技術立国や科学技術外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等を促し、我が国の成長戦略に大きく貢献する極めて重要な計画です。ILCは、世界中の研究者等が集結するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その波及効果は日本全国・世界に及ぶものですが、特に建設候補地である東北では、その建設・運用を通して国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待され、これは東日本大震災からの創造的な復興と新しい東北に資するものであります。

次期大型加速器をめぐることは、日本、欧州、中国の3つの計画の検討が同時に進められており、今後は次期欧州素粒子物理戦略の中で大型加速器の方向性が検討される予定であるなど、欧州や中国が方針を決める前に、日本として一日も早い前向きな態度表明が必要です。

つきましては、ILCの実現に向けて、ILC計画を関係省庁横断により誘致を推進する国家プロジェクトとして位置付け、日本政府の主導のもと国際的な議論を更に推進するとともに、国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じることを求めます。

4 中国・韓国・香港などにおける農林水産物等の輸入規制への対応

【内閣府・復興庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射能対策として、本県では放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないように万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいます。いまだに中国や韓国など、諸外国・地域による農林水産物等の輸入規制が行われています。

つきましては、国において、農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、我が国の農林水産物等の安全性への信頼回復を図るとともに、全面輸入停止措置を講じている中国や厳しい規制を続けている韓国、香港などに対して、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう、引き続き働きかけることを求めます。また、規制していない国・地域への輸出や国内の消費拡大を進めるとともに、特に韓国政府の輸入規制によって大きな被害を受けているホヤや、中国政府、香港政府の輸入規制によって影響を受けている水産物については、国内外における消費拡大に対する国の積極的な支援を求めます。

5 移転元地の利活用促進等によるなりわいの再生

【復興庁・総務省・財務省・経済産業省・国土交通省】

被災地の復興には、企業集積等によるなりわいの再生が必要であり、防災集団移転促進事業によって市町が買い取った土地（移転元地）を有効に活用することが求められる一方、小規模な土地の点在や官地と民地の混在のため、土地の集約が進まず、大規模な土地としての一体利用が困難なことから、活用が進んでいない地域もある状況です。

移転元地は、災害危険区域内の条件が不利な土地であることから、土地の集約を可能とする制度や、企業集積等のインセンティブの強化に向けた「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」のような補助金の創設等、活用に向けた中・長期的な支援を求めます。

また、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、企業集積の一層の推進のために、「第2期復興・創生期間」以降においても、被災地の状況を踏まえ、適切な措置を継続することを求めます。

6 水産加工業の復興に向けた支援

【内閣府・復興庁・農林水産省・経済産業省】

東日本大震災後の復旧整備事業などにより被災施設等は復旧し、水産加工品出荷額は震災前の水準に回復していますが、近年の海洋環境や魚種の変化、人材不足等の課題に加え、原料価格や電気料金の高騰、資金繰りの悪化などにより、事業継続が困難となっている水産加工業者が見受けられます。

本県沿岸被災地域は水産業が基幹産業であり、地域経済の活性化のためには、水産加工業の再生、復興が不可欠であることから、水産加工業の販路回復のための個別指導や必要な加工機器の整備、東北復興水産加工品展示商談会の継続、被災地の人材確保、加工原料の安定確保など、水産加工業者の取組に対する国の支援について予算を拡充するとともに、返済期間・猶予期間の延長など資金融通の円滑化や事業継続に向けた計画策定の支援を求めます。また、燃料価格や電気料金の高騰などに対する国による新たな支援制度の創設など、水産加工業者の実情に応じた支援を求めます。

7 災害援護資金の債権管理に係る更なる支援

【内閣府・復興庁・総務省】

東日本大震災に係る災害援護資金については、令和7年4月の政令改正により履行期限の延長手続きが緩和されましたが、今後も長期間の債権管理が必要なため、以下の措置を講じることを求めます。

- ① 本県の最も早い市町では、令和7年8月に第1回目の最終償還期限を迎えることから、延長期間を早期に示すほか、貸付期間の長期化に伴い、履行延期の事務手続きが毎年発生するため、期間は法の上限である10年とすること。
- ② 東日本大震災財特法施行令第13条第5項による免除特例について、「無資力又はこれに

近い状態」の定義を示すとともに、その運用に当たっては市町の判断を尊重すること。さらに、「最終支払期日から10年」とされている期間について、資力の回復が困難と市町が認めた場合、期間の短縮を可能とすること。

- ③ 借受人が行方不明の場合、支払猶予の対象となる一方、免除の対象とならず、将来的な市町の負担となることが見込まれることから、償還免除の対象範囲を拡大すること。
- ④ 市町の債権回収に要する経費や償還免除に係る県負担分の増加が一層見込まれることから、必要な財政支援を講じること。

8 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

【内閣府・復興庁・財務省】

本県においては、NPO等による東日本大震災からの復興・被災者支援の取組を支援するため、内閣府所管の「NPO等の『絆力』を活かした復興・被災者支援事業」と復興庁所管の「被災者支援総合交付金『心の復興』事業」を実施し、被災者の心のケアやコミュニティ形成等の取組を継続していくこととしています。

東日本大震災以降の被災地では人口減少が著しい地域が多く、被災者一人ひとりの課題も多様化しており、とりわけ孤立感や不安感を抱えている方もいることから、生きがいきくりやコミュニティの形成等、被災者に寄り添ったきめ細かな支援を継続的に行っていく必要があります。

このことから、「第2期復興・創生期間」以降も、引き続き、NPO等が安定して被災者の心の復興等の取組を実施できるよう、補助事業の継続及び十分な予算措置を求めます。

9 「防災教育と災害伝承の日」の制定

【内閣府・復興庁・文部科学省】

近年、全国的に大地震や集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、今後起こりうる大規模災害に備えるためには、これまでの自然災害の記憶や教訓を風化させることなく、しっかりと後世に伝え継いでいくことが重要です。こうした中、被災地の枠組みを超えた取組として防災教育と災害伝承の実践が求められており、更に取組の重要性を全国的に広めていくことを目的として、防災を専門とする有識者などにより「防災教育と災害伝承の日」の制定に向けた呼びかけが展開されています。

国においては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と同じ悲しみを繰り返さないためにも、3月11日を「防災教育と災害伝承の日」として制定し、防災教育と災害伝承の活動を全国的に展開していくよう求めます。

10 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財源の確保及び柔軟な対応

【復興庁・財務省・経済産業省】

東日本大震災及び令和4年福島県沖地震に係るグループ補助金事業において、事業者の

責めに帰さない事由により令和7年度内の事業完了が困難なものについては、令和8年度への事故繰越手続きの簡素化を講じるほか、再交付決定が必要なものについて、再予算化が図られるよう求めます。

11 東日本大震災地震津波防災ミュージアム等の整備

【内閣府・復興庁】

東日本大震災を経験した我が国が、震災で生まれた各種の絆を育み、震災の経験と教訓を後世に伝え、世界の震災・津波対策の向上に貢献していくため、国において、最大の被災県である本県に震災津波博物館等の複合拠点施設を整備するよう求めます。

12 東日本大震災の記憶と教訓の伝承に係る支援制度の創設

【内閣府・復興庁】

東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承の取組を通して、記憶の風化防止や次なる災害に備えた防災力向上を図るためには、被災自治体や伝承団体などが一体となって取組を進めることが重要です。

一方、伝承活動は、これまで民間団体等による自主的な取組が中心でしたが、震災から14年が経過し、企業等からの寄附金なども減少している中で、活動資金の確保や人材育成など、今後の活動に様々な課題を抱えている団体も多くあるほか、語り部や各地の施設を管理する団体からも、施設運営に頭を悩ませている旨の声が寄せられています。

国においては、被災地における震災伝承の取組を将来にわたって継続的に実施するためにも、伝承団体や市町村等による伝承活動を支援するための補助金、伝承施設の運営に要する経費及び震災遺構の保存費用の支援など、新たな支援制度の創設等を講じることを求めます。

13 固定資産税等の減収額に対する十分な財源の確保

【復興庁・総務省】

被災地の雇用機会の確保等のため、地方税法による特例措置に加え、津波により甚大な被害を受けた土地・家屋に係る減免措置や、漁業協同組合等が取得した償却資産等に係る減免措置を被災自治体が条例により実施しており、これらの減収額については震災復興特別交付税により財源が確保されているところです。

これらの税制上の特例の適用は今後も継続的に見込まれ、被災自治体の復興完遂のためには財源の確保が必要であることから、令和8年度以降においても引き続き、減収額に対する財政措置を求めます。

14 東日本大震災復興関連事業への財政支援の継続等

【復興庁・財務省】

東日本大震災からの復興に当たり、現在、国において「第2期復興・創生期間」後の復興の在り方について、議論が進められておりますが、心のケア、コミュニティやなりわいの再生、移転元地の利活用、福島第一原子力発電所事故に伴う諸問題などについては、被災の状況や地域差に加え、人口減少等の社会的課題により、中・長期的な支援が必要な状況です。

被災地の復興完了に向け、息の長い取組が必要な事業に対しては、「第2期復興・創生期間」以降も、引き続き、地域の実情や社会情勢の変化にも配慮した各種制度の柔軟な運用や特例的な財政措置など、政府全体の施策も含め、被災地に寄り添った財政支援を講じるとともに組織体制を整えるよう求めます。

15 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災後、着実に復興が進んできていますが、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化するなど、いまだに震災の影響が見られることから、一人ひとりの心に寄り添いながら、より一層丁寧に教育活動を行うことが求められています。

令和7年度においても震災対応等、教育復興支援のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われているところですが、令和8年度以降も、特に、児童生徒の心に寄り添った相談・対応などに従事する養護教諭等、震災関連として追加的配慮が必要な教職員について、確実に定数措置するよう求めます。

16 被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続

【復興庁・文部科学省】

本県では、東日本大震災による壊滅的な被害により、いまだに保護者の生活基盤が回復せず、経済的理由により就学に困難を来している児童生徒が数多く在籍していることから、被災児童生徒就学支援等事業については、令和8年度以降も交付金事業を継続するとともに、継続に当たっては、地方負担が生じることのないよう求めます。

あわせて、奨学金事業や私立学校授業料等減免事業など、対象者が原子力災害被災地域のみとされた事業について、対象地域限定の撤廃を求めます。

17 緊急スクールカウンセラー等活用事業に係る十分な予算措置

【復興庁・文部科学省】

東日本大震災から14年が経過したものの、児童生徒を取り巻く家庭環境や生活環境の問題が多様化・複雑化しており、児童生徒には、今なお、震災の影響が見られます。震災に遭遇して強い恐怖や衝撃を受けた場合、その後の成長や発達に大きな障害となることがあ

るため、子どもの心のケアは重要な課題です。また、震災により精神的にも経済的にも困難な家庭環境で育った子どもが就学し、思春期を迎え、児童生徒一人ひとりの状況に一層注意を払いながら心のケアを行っていくことが必要な時期を迎えています。

被災した児童生徒や保護者及び教職員の心のケアについては、多面的かつ中・長期的な息の長い支援が必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣・配置を行うことができるよう、緊急スクールカウンセラー等活用事業の継続と十分な財源の確保を求めます。

18 被災者の心のケア対策及び見守り・相談支援のための財源確保

【復興庁・厚生労働省】

本県においては、東日本大震災による心的外傷（P T S D）や度重なる生活環境の変化などから、深刻化・複雑化した心のケアに関する問題に対応するため、子どもから大人まで切れ目のない心のケア対策を継続していくこととしています。あわせて、被災者の心のケアを地域精神保健福祉活動に移行していくため、市町等と継続して協議を行うとともに、心のケアに取り組む人材の確保や育成が重要となります。

また、災害公営住宅に入居した被災者は高齢化率や独居率が高く、健康状態の把握や孤立防止のため、引き続き見守り・相談支援の実施や交流の場の確保が必要となっています。

このことから、国においては、「第2期復興・創生期間」終了後も、引き続き心のケア対策やP T S D対応、見守り・相談支援等の被災者支援に必要な予算措置を行うよう求めます。

なお、復興事業から一般施策へ移行する場合、関係省庁において、被災地に残された課題に適切に対応可能な施策枠組と十分な財源を確保するよう求めます。

19 栽培漁業種苗放流支援の継続

【復興庁・農林水産省】

東日本大震災後、本県の重要な水産資源であるアワビ等の種苗生産・放流体制は整いつつありますが、依然として水揚げに影響が及んでいます。種苗生産・放流事業は、対象魚種の水揚げによる漁業者収入の一部を財源とすることから、これらの経費を確保するためにも、安定的な種苗の生産・放流体制の維持が必要です。

加えて、福島第一原子力発電所の処理水放出が開始されたことにより、一部の国や地域による輸入規制や、水産物価格の下落といった実害が発生しており、漁業収入への影響や、漁業を生業としていく意欲の低下も懸念されます。

このため、海洋放出が実施される中でも、漁業者が将来にわたり希望を持って活動できるよう、漁業生産の基礎となる水産資源の維持・造成に向けた栽培漁業種苗放流に関する支援の継続と、要望に応じた十分な予算の確保を求めます。

20 漁場へ流出したガレキの撤去・処分に対する支援の継続

【復興庁・農林水産省】

東日本大震災により漁場へ流出したガレキについては、漁場復旧対策支援事業を活用し、専門業者による撤去作業や、漁業者が操業中に行うガレキの回収、処分に対する支援等を行ってまいりました。

一方で、海底のガレキの量や位置の把握が困難であることや、海流による他海域からの移動が生じていると考えられること、震災後に自粛されていた福島沖での操業が段階的に再開されていることなどから、特に水深 1,000m 付近まで操業する沖合底曳き網漁業においては、ガレキの入網が継続しており、今後も影響が懸念されます。

つきましては、漁場へ流出したガレキの回収、処分に要する経費について、「第 2 期復興・創生期間」終了後の令和 8 年度以降も、全額国庫補助による支援を継続するよう求めます。

21 県外産きのこ原木等の安定調達に対する支援と補償への対応

【復興庁・農林水産省】

本県の広葉樹林は、東日本大震災後、放射性物質の影響により、きのこ用原木やオガ粉として依然利用できないことから、きのこ生産者においては、県外産原木等の生産資材に頼らざるを得ない状況が続いています。

このため、原木等の生産資材については、県内産のものが利用可能となるまでの間、生産者が安心して調達できる現在の支援体制を国が責任を持って維持するよう求めます。また、現在検討されている補助事業の終期や実施要件の追加等については、福島第一原子力発電所事故の影響を受けた生産者が新たな負担なく資材等を将来にわたって調達できる支援の継続を求めます。

さらに、きのこ用原木林については、福島県のみが財物補償の対象となっていますが、汚染実態に即して対象地域を拡大するよう東京電力ホールディングス株式会社に対して指導することを併せて求めます。

22 被災事業者への金融支援の継続

【復興庁・経済産業省】

被災地においては、業績回復の遅れや長引く物価高騰の影響等により、依然として多くの中小企業者が厳しい経営状況です。また、宮城産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構により震災前債務の買取支援を受けた事業者に対しては、事業再生計画の着実な遂行のための資金繰りを引き続き支援することが必要です。

つきましては、被災事業者の資金調達の円滑化に大きな役割を果たしている、東日本大震災復興緊急保証及び東日本大震災復興特別貸付を引き続き実施するよう求めます。

23 二重債務問題対策に係る支援の継続

【復興庁・経済産業省】

東日本大震災前の債務の買取支援を受けた被災事業者に対しては、宮城県産業復興相談センターの継続的なフォローアップが必要であることから、同センターの存続について、支援を求めます。

また、東日本大震災事業者再生支援機構により債務の買取支援を受けた被災事業者の中には、未だ再建途上の事業者も多いことから、債務買戻し期限の延長など、新たな事業再生スキームづくりを求めます。

さらに、被災事業者が債務を買い戻す際に円滑な資金調達を行えるよう、引き続き、国から金融機関に対する要請を求めます。

24 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業における安定的な財政支援の継続

【復興庁・国土交通省】

災害公営住宅の家賃低廉化事業及び災害公営住宅の家賃を一定期間減免する東日本大震災特別家賃低減事業については、被災者の生活再建や安定した暮らしの確保、被災市町の復興支援のため、必要不可欠な事業であることから、安定的な財政支援の継続を求めます。

25 放射能に汚染された廃棄物の処理

【復興庁・環境省】

8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物については、保管市町の実情に応じ、焼却や農林地還元等の処理方法により進められていることから、処理を進める市町の負担軽減と処理推進のため、市町が希望する取組に対して、国が責任をもって十分な財政・技術的支援を行うよう求めます。

指定廃棄物問題は、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すための取組を行うことを求めます。さらに、8,000Bq/kg 以下に減衰した指定廃棄物等については、処理先の確保に積極的に取り組み、処理に当たっては地域の意向も踏まえながら、市町任せにすることがないように、国が前面に立って実施していくよう求めます。

26 除去土壌等の処分

【復興庁・環境省】

除染により発生した除去土壌等の処分を実施するためには、地域だけでなく、国民全体の理解醸成が必要であることから、処分の必要性や安全性についての情報発信等の理解醸成に向けた取組を、国が責任を持って推進するよう求めます。さらに、除去土壌等の処分が全て完了するまでは、保管市町が行う処分や保管に係る取組に対し、十分な情報共有及び財政・技術的な支援などを市町の希望に応じて実施するよう求めます。

27 学校における防災教育体制の整備

【文部科学省】

東日本大震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことは、本県にとって痛恨の事態でありました。この事実を重く受け止め、本県では、学校教育における防災体制作りと防災教育の強化、児童生徒及びその保護者の心のケアを重要課題ととらえ、平成 24 年度から他県に先駆けて、全ての公立学校に防災主任を配置し、学校における防災教育の充実や地域と連携した防災体制の強化を進めてまいりました。

組織的な学校運営及び指導を促進するために、主務教諭の職が新設されるところですが、教諭でありながら、主務教諭に準ずる役割を担う各種主任に係る主任手当の国庫措置は重要です。

学校の防災対策、学校防災を推進する防災主任は、学校において特に重要な役割を担う主任であり、学校安全が全国共通の大きな課題であることから、県単独の予算により支給している防災主任に係る手当相当額の国庫補助を求めるとともに、国における防災主任の制度化を求めます。

28 被災市町村の国民健康保険制度に対する予算措置

【厚生労働省】

東日本大震災後、国民健康保険料（税）の減免に係る財政支援や被災地の市町村国保に対する特別調整交付金の拡充支援など、手厚い支援が講じられたところです。

しかし、本県では現在も被災地の復興完了に向けて取り組んでいるところであり、被災地の国保制度の財政基盤が損なわれた状態は今後も続くことが見込まれることから、安定した事業運営が図られるよう、引き続き国による財政的支援を求めます。

29 被災漁業者等に対する金融支援事業の拡充

【農林水産省】

東日本大震災の被災漁業者に対する制度資金等金融支援策については、平成 23 年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などの震災特例措置が実施されてきました。また、令和 5 年 8 月に開始された福島第一原子力発電所処理水の海洋放出の影響を受けた漁業者についても、一部、震災特例措置等の対象とされたところです。これらの措置については、復興途上かつ原子力災害の影響下にある漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしていることから、令和 8 年度以降も継続するよう求めます。

また、本県沿岸漁業者は、海洋環境の変化等による不漁や養殖水産物の大量へい死、燃料や飼料価格の高騰などの影響を大きく受け、経営的に非常に厳しい状況にあることから、漁業近代化資金など国が所管する制度資金の貸付条件の緩和や償還期限の延長などのより柔軟な運用を求めます。

【震災関連以外】

30 半導体生産拠点の確保及び半導体人材の育成等に向けた支援

【内閣府・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・
経済産業省・国土交通省】

本県では、半導体関連産業の誘致・振興を地域産業の更なる発展に向けた重点施策と位置付け、令和6年度に策定した「半導体産業振興ビジョン」に基づき、柱となる工場の誘致に取り組んでおりますが、このことは、経済安全保障上、極めて重要な物資である半導体の生産拠点確保・安定供給という国策にも叶うものと考えております。

このため、半導体生産拠点の整備やサプライヤーの集積促進、工場の安定操業に必要な工業用水や下水道、道路などのインフラ整備に係る財政的支援の継続・拡充を求めます。

また、我が国の半導体産業の国際競争力を一層高めていくためには、半導体人材の育成・確保が不可欠であり、世界トップレベルの生産技術を有する台湾の事例のように、産学官を挙げた幅広い層の人材を育成する取組が重要であると考えております。

このため、国の主導による行政、企業及び大学等が一体となった人材育成スキームの確立とともに、地方創生の観点も含め、大学等が実施する人材育成や自治体等が行う海外半導体人材の育成・受入環境整備に対する各種支援の継続・拡充を求めます。

あわせて、国が進めるグローバルサプライチェーン強靱化の進展等に伴い、物流及び人流の増加等が見込まれることから、これに対応するための道路・港湾・空港等の整備について、通常予算とは別枠での財政的支援を求めます。

31 外国人住民への日本語教育の充実に向けた支援

【内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省】

県内の在留外国人数は2024年末時点で29,878人となり、留学生及び技能実習等を中心に外国人数は増加を続けています。本県では、労働力不足解消のため、諸外国からの人材確保に積極的に取り組んでいることから、今後、外国人数はより一層増加することが見込まれています。

県内在留外国人が増加する中、外国人が地域社会の一員として自立した生活を送るために日本語教育の体制整備が重要となっています。しかしながら、県内では、人材及びノウハウ等が不十分であることにより、体制を整備することが困難な地域も多く、日本語教育機関や地域日本語講座等による地域での学習環境の確保などが求められています。

このことから、国においては、外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備に対する十分な予算措置を行うよう求めます。

32 令和6年能登半島地震を踏まえた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の充実・強化

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

令和6年能登半島地震は積雪寒冷期に発生し、建物倒壊、液状化、火災や津波など多様な被害をもたらし、インフラやライフラインの寸断による孤立集落の発生や避難生活の長期化・広域化など、人的・物的支援や被災者の生活・生業再建に大きな影響を与え、避難所等の環境変化などに起因する災害関連死は直接死の数を上回るまでに至っております。

切迫性が高まっている日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震における国の被害想定でも同様の被害が起こる想定であることに加え、北海道から茨城県に至る広域的な災害になると予測されています。そのため、能登半島地震で顕在化した課題・教訓を踏まえた、継続的で実効性のある防災対策の推進が急務であります。

そこで、国による能登半島地震を踏まえた災害対応のあり方について、国の防災基本計画に引き続き必要な反映を進めるとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画へも適切に見直しすることを求めます。また、それらの計画に基づく実効性のある対策を国が主体的に推進するとともに、県や市町村の取組を加速させるための継続的な交付金制度の創設と起債制度の対象拡充や要件緩和など、より一層の財政支援を求めます。

33 国土強靱化の加速化とインフラ長寿命化に向けた財源の確保

【内閣府・総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

急激な人口減少社会の到来、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化・頻発化や大規模地震の発生リスクへの備えの強化、公共施設等の老朽化の急速な進行への対応等は、本県においても喫緊の課題となっております。

つきましては、安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備とその維持・管理体制の充実などを図るため、社会資本整備総合交付金等の通常予算を確実に措置するよう求めます。

また、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策期間が終了する令和8年度以降においても、引き続き、道路ネットワークの機能強化や流域治水対策、漁港・漁村や農業用施設等の防災機能強化、山地災害対策などの事前防災の取組を着実に実施し、予防保全型を基本とした持続可能なインフラメンテナンスを実現するため、「国土強靱化実施中期計画」に基づき、今後の資材価格や人件費の高騰等を踏まえ、本県の事業推進に必要な予算を確実に確保するとともに、円滑な事業執行が図られるよう、当初予算も含めた計画的な予算措置を求めます。

加えて、補助率の引き上げや補助採択基準の緩和などを講じるとともに、事業採択に向けた地方単独費による調査等への補助制度の創設等、財政支援の充実・強化を求めます。

34 外国人材の確保に向けた対応

【内閣府・法務省・外務省・文部科学省・厚生労働省】

全国的に生産年齢人口が減少し企業における人材不足が深刻な中、育成就労制度が施行されることにより、地方においては、転籍要件の緩和による首都圏等への人材流出が懸念されることから、今後、運用の検討に当たっては、地域の実情を踏まえた制度設計を求めます。

また、労働力不足解消に向けて、本県では外国人材の確保を促進しており、今後、更なる在留外国人の増加が見込まれることから、外国人が安心して暮らせる環境整備に向け、日本語学習機会の提供や相談窓口の強化を図るための十分な財政支援を求めます。

さらに、本県では、連携”絆”特区制度を活用し、地域関係団体の合意を得ながら、外国人材を職業能力開発校に受入れ、訓練修了後の県内企業への就労により、不足する人材の確保を図りたいと考えていますので、必要な支援を求めます。

35 職業能力開発校設備整備費等補助金に係る十分な予算措置

【内閣府・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省】

本県の職業能力開発校は、県内企業の製造業等の若年技能者を養成するため、職業訓練を実施し、本県産業の発展の一翼を担ってきました。しかし、近年、少子化等による人口減少や企業ニーズを踏まえた知識等の高度化、業務の複合化への対応が求められているほか、多くの施設が築年数を経過しているため、令和3年に宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画を策定し、現在の5校を1校に再編して令和10年4月に新設校を整備することとしています。

つきましては、職業能力開発校の再編整備を推進するため、令和9年度まで継続的な財政支援が必要であることから、職業能力開発校設備整備費等補助金の十分な財源の確保を求めます。

また、本県では、連携”絆”特区制度を活用し、地域関係団体の合意を得ながら、外国人材を職業能力開発校に受入れ、訓練修了後の県内企業への就労により、不足する人材の確保を図りたいと考えていますので、必要な支援を求めます。

36 仙台空港の空港運用時間延長に伴う柔軟な対応

【法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省】

仙台空港については、平成28年7月から国管理空港として初めて仙台国際空港株式会社による民間運営が開始され、令和元年度には旅客数が371万人となり、3年連続で過去最高を更新するなど、民営化の成果が着実に現れていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から旅客数・貨物取扱量は大きく落ち込みました。しかし、令和5年度以降は回復傾向にあり、令和6年度の旅客数については、国内線はリモート会議の定着等によりビジネス需要が伸び悩んでいるものの、国際線の旺盛なインバウンド需要に支えられたことから、377万人と過去最高を記録するまでに回復しました。

今後、旅客数・貨物取扱量の一層の増加に向けては、民営化による機動性と併せて、運用時間の 24 時間化が可能となったメリットを最大限に活かし、航空会社のニーズに的確に応じた柔軟な空港運用を行うことが重要となることから、管制の適切な対応及びC I Q の人員体制の拡充や労働環境の整備などに係る予算の確保について、柔軟に対応するよう求めます。

37 原子力災害時における避難機能を有する道路の整備

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省】

原子力災害時に、避難計画の実効性をより向上させていくためには、避難機能を有する道路整備が重要であり、そのためには、原子力施策を担う国が主体となって取り組むことが必要です。

つきましては、原子力災害時に避難機能を有する道路のうち、国直轄権限代行により施行中の国道 398 号沢田工区の早期完成、及び直轄負担金についての県の財政負担の一層の軽減に向けた支援を求めます。また、県道女川牡鹿線大谷川浜小積浜工区及び県道石巻鮎川線風越Ⅲ工区の 2 事業についても、より一層の加速化を図るため、整備に必要な予算を確保するとともに、補助率のかさ上げ、地方財政措置の拡充又は原子力発電所に係る交付金の対象範囲の拡大等により、整備に係る地方負担を求めることのない制度設計とすることを強く求めます。

38 海岸保全施設（水門・陸閘）の適正管理に要する財政措置の拡充

【総務省・財務省・農林水産省・国土交通省】

本県が管理する水門・陸閘については、東日本大震災による教訓を基に、施設操作者の安全確保及び確実な操作を行うため、水門・陸閘の多くを自動化、遠隔操作化しており、管理する施設数が東日本大震災以前よりも増加しています。

このため、施設管理に係る費用が増大しており、東日本大震災により被災した地域特有の大きな課題となっています。

つきましては、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化等による整備に伴い、今後増大する修繕費や更新費について国庫補助率のかさ上げ及び維持管理費用を地方交付税の算定基礎数値とするなど財政上における支援措置を強く求めます。

39 公共施設等の脱炭素化に対する財政支援

【総務省・財務省・国土交通省・環境省】

本県では、2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指し、みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略において、県の事務事業における温室効果ガス排出量を 2030 年度に 51%（2013 年度比）削減する目標を掲げ、施設の省エネ化と再エネ導入を行っております。また、令和 7 年 2 月に閣議決定された国の削減目標の引上げを踏まえ、目標の見直しも検討

しているところです。

こうした中、目標達成に向け、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や脱炭素化推進事業債等を活用し、施設のZEB化、照明のLED化、太陽光発電設備の導入などに取り組んでいますが、地方公共団体への更なる財政支援の拡充を求めます。特に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の予算規模の拡充や、事業期間の延長を図るとともに、交付要件の緩和や事業間調整への柔軟な対応など地域の実情に合わせた活用ができるよう運用改善を求めます。また、令和7年度までとなっている脱炭素化推進事業債については、事業期間の延長を図り、計画的に事業が進められるよう継続的な財政支援を求めます。

40 地方分権の着実な推進（道州制の推進）

【内閣府・総務省・財務省】

都道府県や市町村が、多様化し増大する行政ニーズに効果的・効率的に取り組み、住民サービスの向上を図るためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、個性を活かし自立した地方をつくることができる体制を整備するとともに、国における施策の立案段階で地方の意見が反映される仕組みを確保することが必要です。提案募集方式の導入や数次にわたる地方分権一括法の成立による国から地方公共団体などへの事務・権限の移譲等に関する見直しなどの地方分権改革については、改革の理念に則り、地域の意見を十分に反映しながら、更に推進するよう求めます。あわせて、人口減少や高齢化社会など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、地方分権の究極の姿である道州制を導入することが必要であることから、その実現に向けた具体的な取組を促進し、国と地方の役割分担に見合った税財源の大幅な移譲を推進するよう求めます。

41 障害福祉分野における十分な予算措置

【内閣府・財務省・厚生労働省】

本県では、障害児者の自立した生活の推進や障害福祉サービスの充実等を図るため、地域生活支援事業費等補助金及び社会福祉施設等施設整備費補助金を活用してきたところです。

しかし、十分な補助額が確保されず、県及び市町村の要望額と国内示額に乖離が生じ、又は要望が採択されないために、県等が国負担分を肩代わりしたり、法人が施設整備を断念したりする状況が続いています。また、いずれの補助金においても、補助基準額が補助対象経費を下回り、実質の補助率が低くなるケースがあり、その差額が多大な負担となっています。

そのため、地域生活支援事業費等補助金については、対象経費に対する2分の1の国庫補助の確実な実施や補助基準額の引上げがされるよう、社会福祉施設等施設整備費補助金については、採択件数の増加や補助基準額の引上げがされるよう、人件費や建築資材費等の高止まりのほか、近年の急激な物価高騰も踏まえた十分な予算措置を求めます。

42 広域防災拠点の整備

【内閣府・財務省・国土交通省】

本県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後起こり得る大規模災害に効果的に対応するためには、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として圏域防災拠点や地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めています。

この広域防災拠点の整備事業について、引き続き所要の財政措置を講じるよう求めます。

加えて、平成 21 年 8 月に策定された東北圏広域地方計画においては、災害対策の推進や広域的な連携強化の一環として広域防災拠点の整備が位置付けられたほか、平成 28 年 3 月に策定された東北圏広域地方計画においては、複数県にまたがるような広域災害発生時において、国の現地災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな設置が可能となるよう東北圏を対象とする中核的な広域防災拠点の調査・検討を進めるとされていることから、大規模災害への備えを早期に確保するため、中核的な広域防災拠点を本県内に整備するよう求めます。

43 民間活力の活用等を踏まえた下水道施設の改築更新に係る財源の確保

【内閣府・財務省・国土交通省】

人口減少社会を迎え、料金収入が減少していく一方で、これまで建設した下水道施設の老朽化が進み、今後、施設更新費用の増大が見込まれます。

本県では、予防保全による改築更新費用の低減を図るため、下水道施設全体を対象とした長期的な更新に向け、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な事業執行に取り組んでいるところですが、改築更新が必要な施設の増加に伴う費用の増大に対し、対応が困難となっています。また、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用し、維持管理費や更新投資の抑制を図り、経営の安定化を実現するため、上工下水一体官民連携運営（みやぎ型管理運営方式）を令和 4 年度から開始しており、民間事業者が効果的な施設運営を行う上で、事業開始直後の設備投資が重要であるとともに、計画的かつ確実な改築費用の確保が求められています。

下水道施設は、衛生的で快適な生活環境等を支える重要な社会資本であることから、着実な機能確保による持続的なサービスの提供及び、民間の力を活用した経営安定化への着実な推進に向けて、引き続き、改築更新費用に係る確実な財源の確保を求めます。

44 使用済燃料対策及び廃炉等に伴う放射性廃棄物の処理・処分

【内閣府・経済産業省・環境省】

東北電力女川原子力発電所 2 号機は、令和 6 年 12 月、約 14 年ぶりに営業運転を再開しましたが、使用済燃料を再処理工場に搬出できない状況であり、一時的に保管量を増やす

ため、使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する計画があります。本計画の実施に当たっては、長期保管が懸念されていることから、令和7年2月に策定した第7次エネルギー基本計画に基づき、使用済燃料の六ヶ所再処理工場への搬出の実現について、国が前面に立ち、迅速かつ確実に進めるよう求めます。

また、女川原子力発電所1号機については、今後、廃止措置が進めば、放射性廃棄物が排出されることとなりますが、低レベル放射性廃棄物の処理・処分について、国民の理解促進に努めるなど、事業者の取組の加速化に向けて積極的に取り組むよう求めます。

さらに、高レベル放射性廃棄物等の最終処分地の選定を含めた使用済燃料対策について、国が主体となり、国民理解を得ながら誠実かつ慎重に行うよう求めます。

45 外国人労働者の受け入れに伴う手続きの簡素化

【デジタル庁・法務省・厚生労働省】

技能実習生が新たに入国する場合、外国人技能実習機構や出入国在留管理庁等複数の機関に対して、多くの関係書類を紙資料で提出している実情があり、そのため多くの時間を要しています。

国において既にオンラインの方式による認定申請を認めるなど、手続きの短縮化を図る取組が行われておりますが、外国人材を雇用する県内企業は中小企業が多く、手続きに従事する従業員の数も限られることから、時間短縮のためにより一層の効率化を求めます。

46 地方税法第6条による課税免除及び不均一課税に係る減収補填

【総務省・財務省・厚生労働省】

都道府県等が地方税法第6条による課税免除及び不均一課税をした場合、離島振興法などの法律に規定がある場合を除き、その減収に伴う補填措置はなされていません。身体障害者に対する自動車税環境性能割及び種別割の減免など公益性の高い課税免除については、国において、地方交付税による減収補填等の財政的措置を講じるよう求めます。

47 病院再編に係る地域医療介護総合確保基金の確実な配分及び地方交付税の適切な措置

【総務省・財務省・厚生労働省】

本県では、救急医療や災害医療の政策医療の課題解決を進めるとともに、地域医療構想を推進するため、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合に向けた協議を進めており、新病院の整備に要する地域医療介護総合確保基金の積立に当たっては、令和6年度所要額について認めていただいているところです。

一方、このたびの著しい建設費の高騰により、本県の再編事業においても当初計画から大幅な事業費の増額が見込まれており、県単独では対応が難しく、資金不足により今後の事業推進が停滞してしまうことを懸念しています。

については、著しい建設費高騰等の影響を踏まえた事業費の増額分についても、基金の確

実な配分を求めます。

また、基金積立の地方負担に対して措置される地方交付税について、施設整備事業の実施に伴う大幅な負担増に対応するよう、適切な財政措置を求めます。

48 農業用排水機場の更新整備に係る費用負担の軽減

【総務省・財務省・農林水産省】

排水機場は、農村地域の混住化も相まって一部住宅地等の浸水被害を防止する地域の重要なインフラ施設に位置付けられています。

改正「食料・農業・農村基本法」においては、農業生産の基盤整備に加えて保全に必要な施策を講じることが明記されました。また、土地改良法においても土地改良施設等の機能を将来にわたって持続的に発揮するために土地改良区が自ら連携管理保全計画を作成し、運営基盤強化の取組を行うことが盛り込まれる等、施設の機能保全について重要性がますます高まっております。

その一方、資材価格の高騰等により、排水機場の更新整備に係る農家の費用負担が増大し農業経営を圧迫しているほか、地方公共団体の財政負担も課題となっております。

このことから、公共性がより高まっている排水機場の更新整備に係る国負担割合の増及び県・市町村負担に係る地方財政措置の拡充を求めます。

49 ダム設備の長寿命化対策に係る財政支援の強化

【総務省・財務省・国土交通省】

県内の多くのダムは、建設から40年以上が経過し、設備の老朽化が深刻化していることから、本県では、予防保全による設備更新費用の低減と平準化を図るため、ダム長寿命化計画を策定し、国土強靱化予算を活用しながら、計画的な更新、効率的な事業執行に取り組んでいるところです。

近年の豪雨災害の頻発化、激甚化に伴い、既存ダムの洪水調節機能の強化による事前放流の実施など洪水時にダムを最大限活用することが非常に重要となっており、ダムの適正な管理、運用が必要です。

つきましては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策期間が終了する令和8年度以降も、継続的・安定的に適切な管理、運用が図られるよう、ダムの設備更新に係る必要な予算を確保することを求めます。

50 流域治水の推進に係る防災・減災対策の予算確保

【総務省・財務省・国土交通省】

近年の気候変動に伴い、水災害が激甚化・頻発化しており、本県では、平成27年関東東北豪雨と令和元年東日本台風に続き、令和4年7月の大雨では、県北部を中心に堤防決壊が発生するなど、甚大な被害をもたらしました。

このため、本県では、これまで以上に河川整備を一層加速化するとともに、あらゆる関係者が連携して水災害対策を行う流域治水の取組を推進し、防災・減災対策を強化・深化させることが急務となっています。

このことから、流下能力の確保や河川管理施設の適切な維持管理等が行えるよう、緊急自然災害防止対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債の延長など、起債制度の拡充が図られるとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策期間が終了する令和8年度以降も、流域治水の取組を継続的・安定的に進めるために必要な予算を確保することを求めます。

51 土砂災害警戒区域等の指定と砂防関係施設の整備推進のための財政的支援

【総務省・財務省・国土交通省】

これまで本県では、土砂災害から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある箇所への砂防関係施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を順次進めてきました。

また、令和2年8月の土砂災害対策基本指針の改定により、より適切な区域指定のため高精度な地形情報に基づく「新たな基礎調査」の実施が求められており、その調査に要する費用の負担が、早期の区域指定と計画的な施設整備を推進する上での課題となっています。

つきましては、基礎調査に要する必要な予算の確保及び国費率の引き上げ、地方負担額への起債充当等財政上の支援措置を求めます。

あわせて、砂防関係施設の計画的な整備をより一層推進するため、補助・交付金事業の採択基準の緩和と必要な予算の確保を求めます。

52 港湾・海岸施設の長寿命化を図るための財政支援の拡充

【総務省・財務省・国土交通省】

社会資本の老朽化は全国的な課題であり、特に港湾・海岸施設は厳しい自然条件下に置かれ、供用期間中に部材の劣化や損傷等が発生し施設の性能低下が生じやすいことから、定期的かつ計画的な点検診断が重要です。

特に港湾施設は、地域の基幹産業を支える重要な公共施設であり、老朽化が進み岸壁等の係留施設が利用停止となった場合、物流や産業活動の停滞を招き、地域経済に甚大な損失を与えます。

このため、港湾法等で定期的な点検診断の実施が定められていますが、現状として、定期点検診断費用に対する国の補助制度等が無く、財源の安定的な確保が課題です。

つきましては、予防保全を基本とする老朽化対策を着実に推進するため、点検診断に要する費用の補助制度の創設など財政上の支援措置を求めます。加えて、補修工事等の実施に係る補助・交付金事業についても、補助率の引上げや採択基準の緩和及び必要な予算の確保を求めます。

53 地盤沈下等に伴う内水浸水対策に係る財政支援

【総務省・財務省・国土交通省】

東日本大震災に伴う広域地盤沈下の発生や激甚化・頻発化する豪雨災害により、内水浸水被害や雨天時浸入水の増加による下水道の溢水被害が発生していることから、継続的な対策の推進が必要です。

内水浸水対策として整備した雨水排水ポンプ場については、改築・更新費や維持管理費が、大きな負担となるほか、雨天時浸入水を起因とする溢水対策は、調査に長い期間と費用を要し、また修繕についても単独費で対応を行っていることから、財政基盤が脆弱な市町村では、十分な対策が取れていない状況となっています。

つきましては、広域地盤沈下の影響や、激甚化・頻発化する豪雨災害に起因する内水浸水対策を推進するため、雨水排水ポンプ場の改築・更新に伴う国費率のかさ上げ、維持管理費に対する財政上の支援、及び雨天時浸入水対策に係る制度の創設を図るとともに、必要な財源の確保を図るよう求めます。

54 新たな木材需要創出による木材産業の活性化

【総務省・農林水産省・国土交通省】

国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、持続可能な森林経営を実現するためには、安定した木材需要創出による、林業・木材産業の活性化が重要です。

しかし、これまで我が国の木材需要を支えてきた住宅分野では、人口減少に伴い、新設住宅着工戸数の減少が見込まれており、これに代わる新たな木材需要を創出するためには、公共建築物をはじめ、非住宅分野の木造・木質化を、より一層推進する必要がある、経済団体からも商業・オフィスビルなどへ木材を積極的に利用するよう提言されているところです。

そのため、各省庁の助成制度においては、モデル的な大規模建築物のみならず、各地域が取り組みやすく、普及性の高い中小規模建築物も含めて幅広く支援対象とするよう、補助対象の拡充や補助率の引上げなど既存制度の見直しを求めます。また、予算規模の拡大や地方財政措置の拡充など、地方公共団体や民間事業者における建築物への木材利用の取組に対する支援の強化を求めます。

55 熱中症特別警戒情報に関する情報伝達体制の構築

【総務省・国土交通省・環境省】

改正気候変動適応法により法制度化された熱中症特別警戒情報については、国が都道府県にメールで通知し、都道府県が任意の方法によりその内容を市町村に伝達する体制を構築してきたところです。

しかし、国、都道府県及び市町村間の情報伝達においては、対象となった県内一円でタイムラグや人為的ミスが生じないような対策を講じることが必要であり、災害情報共有システム「Lアラート」や気象情報共有システム「アデス」を活用するよう求めます。

また、移動体通信事業者が大規模災害時に特定の範囲に一斉送信するエリアメールの対象に熱中症特別警戒情報を追加し、国民に対して直接かつ確実に情報伝達をする仕組みについても検討することを併せて求めます。

56 拠点魚市場の経営安定・運営機能の維持に向けた支援

【法務省・厚生労働省・農林水産省】

近年の冷水性魚種の不漁や物価・エネルギーコストの高騰及び就業者の減少と高齢化等により、本県の主要漁港に立地する産地魚市場の経営、運営機能の維持は厳しさを増しています。

海洋環境の変化に伴い、冷水性魚種が大幅に減少するとともに、暖水性魚種についても、今後、主力魚種として安定した漁獲・水揚がされるか不透明であることから、当面の間は産地魚市場における水揚量・金額は低い水準で推移すると予想されます。

また、市場機能を維持していくためには、一定の人材が必要となるものの、被災した沿岸部では、人口が流出し、就業人口の減少と高齢化が社会問題化しており、将来的には市場運営そのものが維持できなくなると懸念されています。

このため、産地魚市場の持続的な経営と運営機能が確保できるよう、経営の合理化に取り組む期間中のセーフティネット構築と、魚市場業務で外国人材が活用できるよう、今後創設される育成就労制度の対象職種に「卸売業（水産物地方卸売業）」の追加を求めます。

57 国際拠点港湾仙台塩釜港の整備促進

【財務省・経済産業省・国土交通省】

宮城県沖地震の 30 年以内発生確率が引き上げられるなど大規模地震の切迫性が高まる中、災害時の緊急物資輸送等を担う仙台塩釜港における耐震強化岸壁の早期完成は必要不可欠です。加えて、港内静穏度確保のための防波堤延伸、船舶の安全な入出港のための航路・泊地の浚渫とその浚渫土砂の受入先である廃棄物埋立護岸についても事業推進が必要です。

また、政府が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、当港において策定した港湾脱炭素化推進計画に基づく臨海部の脱炭素化に向けた取組を着実に推進し、国際拠点港湾として競争力強化や産業構造の転換に貢献することが重要となっております。

つきましては、以下のとおり取組推進のための財政支援や制度拡充を求めます。

- (1) 雲雀野地区における耐震強化岸壁及び南防波堤の早期完成
- (2) 水深確保のための航路・泊地の浚渫、及び廃棄物埋立護岸の事業推進
- (3) 仙台塩釜港港湾脱炭素化計画に基づく取組の着実な推進

58 水素社会の実現に向けた水素利用の促進

【経済産業省・国土交通省・環境省】

水素エネルギーの普及・拡大を加速させるため、低価格な水素の安定供給を早期に実現することを求めます。また、モビリティ分野における水素利用促進のため、トラック、バスなど商用車における燃料電池（ＦＣ）車両の普及拡大に向けた導入支援制度の拡充に加え、導入に伴い費用負担が生じる燃料価格差等への新たな支援制度の創設など、導入事業者が安定した経営を維持できるよう必要な財政支援を求めます。

特に、ＦＣトラックについては、早期の量産化による価格低減や多車種展開が図られるよう技術開発を推進することを求めるとともに、ＦＣトラックの普及拡大に併せて、大型も含めた水素ステーションの整備を推進するため、地域での自立的な経営が確保されるまでの間、事業者に対し、十分な整備・運営費支援を行うよう求めます。

59 DX推進のための財源確保

【内閣府・デジタル庁】

人口減少による地域の担い手不足や活力低下、産業の衰退等が懸念される昨今の社会情勢において住民の暮らしを維持、発展させるためには、社会のあらゆる場面でデジタル技術を最大限活用していく必要があります。また、地方自治体においては、デジタル人材の確保と育成という喫緊の課題に対して様々な対策が講じられているところ、それらの人材を最大限に活かすためのデジタル技術の導入を同時並行で進め、人材と技術の両輪で住民サービスの向上を図ることが、迅速かつ確実にデジタル化社会を構築する上で非常に有効であり、県のみならず市町村からも財政面での支援への強い要望があります。

急速な社会のデジタル化への対応が求められる地方自治体にとって、その規模やデジタル化の程度に応じて幅広い活用が可能な「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」は非常に効果的で強力な支援策であることから、引き続き十分な予算の確保を求めます。

60 防災庁の設置と大規模災害発生に備えた体制の拡充・強化及び財政支援

【内閣府・総務省】

国においては、令和８年度中の防災庁の設置を検討していますが、東日本大震災をはじめとする大規模災害を通して得た本県の経験や知見は、平時から防災庁が進める取組と連携できるものと考えています。本県では、仙台市が同市を防災庁の設置候補地とするよう要望を行っており、候補地の選定に当たっては、要望自治体の意向を十分に踏まえた上で検討するよう求めます。

加えて、切迫性が高まっている南海トラフ地震等の巨大地震に対しては、能登半島地震等における災害対応で得られた知見・教訓等も踏まえ、地方自治体でも防災対策を着実に進めていかななくてはなりません。本県では、災害時に即応できる人材確保等に加え、広域的な応援職員派遣を含めた体制整備と通信機器などの資機材の一層の充実を図る必要があ

り、さらに、障害者など要配慮者への情報発信等における防災DXの推進も喫緊の課題となっています。そのため、これらの事前防災から復興までを計画的に取り組むための体制整備に向けた人的・財政的支援を求めます。

61 犯罪被害者等支援に対する財政措置

【内閣府・財務省】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害による苦しみだけでなく、その後の心身の不調や経済的負担、周囲の偏見や誹謗中傷など、二次被害にも苦しめられています。

本県においては、令和6年度から、市町村と歩調を合わせ、犯罪被害者等見舞金を創設したところですが、本来、犯罪被害者等に対する支援は、全国どこに住んでいても等しく受けられるべきものであり、各自治体の財政的な理由で停滞することなく切れ目なく行う必要があります。つきましては、支援制度を有する自治体への財政支援に対する十分な予算措置を求めます。

62 学校給食費の無償化

【内閣府・文部科学省】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たしています。

現在、学校給食法により、必要な施設・設備と運営に関する経費は学校設置者が、食材料費等は児童生徒の保護者が負担するとされていますが、国では、令和8年度より小学校の給食費無償化を実施する方向で検討が進められています。

学校給食費の無償化については、令和8年度からの確実な実施とその対象を速やかに中学校等にも拡大するとともに、実施に向けて、早急にスキームを明示し、その経費については全額国の負担により措置することを求めます。

63 自然増と社会増の両面からの人口減少対策の強化

【内閣府・厚生労働省】

本県では、2003年をピークに人口減少時代に突入しており、急激な人口減少は労働力の不足や経済規模の縮小を招き、社会保障制度やインフラ等、あらゆる経済社会システムの機能を維持できなくなる事態となることが懸念されています。

人口減少に歯止めをかけるためには、出生率を向上させる自然減対策と、地方の人口流出の是正を図る社会減対策の両面から取組を進めていくことが必要であり、それに際しては若者・女性にも選ばれる地域づくりが重要となります。

このため、国においては、子育てに係る負担軽減に向けた「子ども医療費助成」や「幼児教育・保育の無償化」等の基幹的な経済的支援を全国一律で受けられるよう、国の責任と財源において早期に実現することを求めます。また、東京一極集中の是正に向け、新し

い地方経済・生活環境創生交付金の十分な予算措置を講じるとともに、移住支援金制度について、移住元の居住地要件を東京 23 区から東京圏へ拡大するなど、地方が地域の実情に応じて実施する社会増対策に対する支援の継続、強化を求めます。

64 児童福祉法に基づく措置費の拡充

【内閣府・厚生労働省】

本県では、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、児童の一時保護件数も増加傾向にあります。家庭復帰が困難な保護児童が多いため、一時保護が長期化する傾向にあり、一時保護所で受け入れきれず、児童養護施設や里親などに一時保護委託しているのが現状です。

一時保護委託を受ける児童養護施設等は、児童を措置された場合と同様、児童入所施設措置費の支弁を受けますが、一時保護委託を受ける期間中は対応職員を常時配置する必要があるなど、措置と比べて負担が増大するにもかかわらず、支弁額は、措置の場合と同程度かそれ以下となっています。そのため、本県では施設からの要望もあり、自主財源で措置費単価のかさ上げ支援を実施しています。

今後の法改正により一時保護委託先が登録制になることを前提に、一時保護委託の質を担保するためには、委託先の負担を軽減する必要があることから、国においては、一時保護委託に係る措置費の単価の引上げを行うよう求めます。

65 重度障害者医療費と母子・父子家庭医療費へ現物給付助成を行う場合の国庫負担金減額措置の廃止

【内閣府・厚生労働省】

重度心身障害者及び母子・父子家庭の経済的負担の軽減と適正な受診機会の確保を目的として、各都道府県において、市町村と連携し、独自に重度障害者医療費助成制度及び母子・父子家庭医療費助成制度を実施しています。

本県では、両制度とも利用者が一時的に窓口負担をし、後日支払われる償還払い方式により運用していますが、障害者や母子・父子家庭の利便性向上のため、一部の市町村から希望のある現物給付方式を採用しようとする場合に、国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置が適用され、県及び市町村の財政負担の増加が懸念されます。

つきましては、現物給付方式を採用した場合の国民健康保険療養費等国庫負担金減額措置の廃止を求めます。

66 医療的ケア児者・重症心身障害児者及び家族に対する支援

【内閣府・厚生労働省】

医療の発達により、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者数が増加しており、受入可能な医療型の入所施設が常時満床状態の中、家族介護による在宅での療養生活を維持していくために、家族を支えるセーフティネット機能としての各種支援の拡充が必要です。

介護する家族のレスパイトのための医療型短期入所はもちろんのこと、受入可能な通所サービスや訪問系サービスなどが生活する地域において提供されるよう、サービスを提供する事業所への介護報酬単価の引上げ等制度の充実を図るとともに、医療型の入所施設を含め必要な施設整備や医療的ケアを必要とする重症心身障害児者への支援を行う職員の人件費、医療的ケア児支援センターの運営費等に対する財政的な支援・拡充を求めます。

また、医療的ケア児者の実態把握、個別避難計画の策定、災害時における福祉避難所や電源の確保等の支援が課題となっていることから、県及び市町村、事業所に対する財政支援の拡充を求めます。

67 農業水利施設の維持管理に対する支援の拡充

【内閣府・農林水産省】

農業水利施設は食料生産を支える重要なインフラであると同時に、農村地域の防災・減災といった公益的な役割も果たしていますが、その多くで老朽化が進行し、突発事故の増加や施設機能の低下が懸念されています。また、都市化の進展や集中豪雨の頻発化等により、より複雑かつ高度な管理が求められており、その経費が施設管理者の大きな負担となっています。

既存の国庫補助事業により管理費の助成を受けられるのは、国営又は国営附帯県営造成施設に限られていますが、人口減少下においても生産活動を維持するとともに、国土強靱化の一環として流域治水を推進していくため、県営造成施設等の基幹的農業水利施設についても補助対象とするよう求めます。

また、エネルギー価格の高騰に対処するための経済対策として実施されてきた土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰に対する支援については、電気料金価格の状況に応じて継続するよう求めます。

68 原子力災害への対応強化に対する支援

【内閣府・環境省】

東北電力女川原子力発電所の安全規制の実施に当たっては、規制要求事項を満たすだけでなく、一層の安全性の向上に向けた自主的かつ継続的な取組を事業者に促すなど、指導・監督を強化するよう求めます。

原子力災害への対応として、防災業務関係者の活動や避難退域時検査に必要な資機材の整備費、及び原子力防災対策に伴う職員人件費について、十分な財政措置を講じるよう求めます。

また、防災体制の強化には、住民の理解と協力が不可欠であることから、原子力防災対策の枠組み等について、国においても、科学的根拠に基づき分かりやすい情報発信を積極的に行うよう求めます。

加えて、内閣府（原子力防災担当）が実施した令和6年能登半島地震に係る志賀地域における被災状況調査結果を踏まえ、必要な対応等を省庁横断で検証し、地方公共団体に横

展開するとともに、新たな知見等が確認された場合には、避難計画の見直しに対する支援や、原子力防災体制の充実強化に係る必要な財政措置を行うよう求めます。

69 デジタル社会推進のための技術的支援及び財源の確保

【デジタル庁・総務省】

国においては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民生活に直結する基幹系 20 業務に関し標準仕様に準拠して開発されたシステム（標準準拠システム）の利用を自治体に義務付け、また、全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築した情報システムを各自治体が令和 7 年度までに利用するよう努めることとされています。

これまで、期限までの移行が困難なシステムに対する特定移行支援システムとしての支援や、移行経費支援の財源となる基金の延長の検討、運用経費の交付税措置など、一定の配慮をいただいているところですが、移行経費の総額やそれに応じた財政措置が不明確であるほか、移行後の運用経費の増大も懸念され、依然として自治体では財政面での不安を抱えています。

つきましては、自治体が安心して円滑に移行できるよう、基金の確実な延長と必要額の確保とともに、ランニングコスト等への十分な財政措置を求めます。

70 地方財源の確保

【総務省・財務省】

（１）地方税財源の充実・強化

ア 地方交付税の総額確保・充実

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・充実を求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定により国税の法定率を引き上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すよう求めます。

イ 地方財政計画の適正化

地方財政計画の策定に当たっては、物価高騰等の影響や地方税収の動向を注視し、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、公共施設の老朽化対策経費や頻発する自然災害に備える国土強靱化の経費、公債費の金利上昇の影響等の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情への配慮を求めます。また、地方負担の生じる制度改正等、地方に密接に関連する制度改革については、国と地方の協議の場を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮を求めま

す。

ウ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、引き続き、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に努めるよう求めます。

(2) 社会保障制度改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持するとともに、社会保障に果たす地方単独事業の役割を重く受け止め、その実施に必要な財源を確実に確保・措置するよう求めます。さらに、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実に財源を確保するよう求めます。

(3) 防災・減災対策の推進に係る財源確保とその期間の延長

近年、頻発化・激甚化する自然災害への備えの強化が必要なことから、引き続き地方財政計画に緊急浚渫推進事業費、緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、その財源となる緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の活用可能期間が令和7年度までとなっており、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であることから、当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

(4) 公共施設等の適正管理に係る財源確保とその期間の延長

人口減少や少子高齢化に加え、各種施設の老朽化が進む中であって、公共施設等の適正管理は地域課題としての切実さを増す一方であることから、引き続き地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る取組が今後本格化することから、令和8年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

(5) 地域の脱炭素化の推進に係る財源確保とその期間の延長

地域脱炭素の基盤となる再生可能エネルギー等による重点対策や公共施設等の脱炭素化の取組が求められることから、引き続き地方財政計画に脱炭素化推進事業費を計上し、地方公共団体の事業実施に必要な財源を確保するよう求めます。また、その財源となる脱炭素化推進事業債の活用可能期間が令和7年度までとなっており、地域脱炭素の加速化を図るための取組を一層強力に推進する必要があることから、当該地方債の活用可能期間を延長するとともに、その決定を早期に公表することを求めます。

71 地域医療対策の充実

【総務省・厚生労働省】

地域医療体制の整備の取組に対する財政的支援の充実・強化のため、医療提供体制推進事業費補助金を満額措置するとともに、物価高騰など様々な要因から経営が困難となっている地域医療提供体制を担う医療機関の安定した事業の継続性を確保するために、補助金及び交付金を充実するよう強く求めます。

また、地域の高度救急医療を継続して確保していくため、自治体病院が開設する救命救急センターについて、安定的に運営できるよう財政的支援を充実・強化するとともに、救急安心センター事業について、都道府県への交付税措置の充実を求めます。

72 地域医療介護総合確保基金の財源確保及び弾力的な運用

【総務省・厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金は、地域の医療や介護の提供体制の整備などに必要となる財政支出に対して、十分な財源の確保がなされていません。また、地域医療構想や介護保険事業支援計画の実現に向け、必要な財源が適切な時期に配分されることが必要ですが、国の内示日は夏以降となっており、年度当初から事業に着手できないことで、補助事業の実施時期が遅くなるなど、事業の円滑な実施に支障が出ています。さらに、事業区分が厳格であり、地域の医療や介護が抱える課題への柔軟な対応が困難となっています。

つきましては、都道府県負担分については、都道府県の財政事情に配慮した適切な地方財政措置を講じるよう求めます。また、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを前倒しするとともに、地域の実情に応じて、事業区分間の流用が可能となるよう運用の弾力化を求めます。

73 日本型直接支払における財源確保と地方財政措置の充実

【総務省・農林水産省】

農業・農村の有する多面的機能は、国民に多くの恵沢をもたらす極めて重要な機能であり、地域資源の保全及び質的向上を図る共同活動や、中山間地域における農業経営の維持、環境に配慮した営農活動等に対して継続的な支援を行うなど、多面的機能が適切に維持・発揮されるよう推進していく必要があります。

多面的機能支払交付金の資源向上支払（施設の長寿命化）においては、予算措置が要望額の7割程度に留まっているほか、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払も含め、十分な予算措置がなされていないことから、日本型直接支払の十分な財源の確保を求めます。また、活動組織や市町村、都道府県において事務処理に多くの時間を要しており、より効率的な事務執行のため更なる事務負担軽減を求めます。さらに、多発する豪雨災害等への対策として、より効果の高い上流域での「田んぼダム」を推進するため、加算単価の増額について制度拡充を求めます。

74 森林環境譲与税の柔軟な運用及び地域林政アドバイザーに係る特別交付税率の見直し

【総務省・農林水産省】

地球温暖化防止機能や災害防止等の森林の有する公益的機能を維持・増進するために創設された森林環境税及び森林環境譲与税は、令和6年度税制改正により、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合が50%から55%に引き上げられ、森林整備が必要な地方公共団体に手厚く配分するよう見直されましたが、今後も必要に応じて譲与基準を見直すなど、各地方公共団体の実情を踏まえ、柔軟な対応を行うよう求めます。

また、地域林政アドバイザー制度については、林業行政を担当する職員が少なく、森林整備のノウハウも不足している市町村が活用しやすい制度となるよう、現在の特別交付税措置率及び上限額を引き上げることを求めます。

75 津波浸水想定設定に伴う対策費用の財政的支援

【総務省・国土交通省】

本県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波浸水想定を設定し、令和4年5月に公表を行いました。東日本大震災による津波浸水実績よりも浸水面積の拡大や、浸水深の増加が確認されております。

現在、沿岸市町においては避難施設の再整備など、確実に避難するための対応が求められております。

令和4年10月には、日本海溝・千島海溝型地震の特措法に係る特別強化地域に県内全ての沿岸市町が指定されたことにより、現行の補助制度で国費率がかさ上げとなるなどの特例措置が講じられたものの、自治体の予算確保が困難な状況は依然として継続しており、減災対策の遅れが懸念されております。

つきましては、現行交付金事業の十分な予算確保や地方負担額への起債充当率の引き上げなど、財政上の支援措置を求めます。

76 医療機関の安定的な経営の確保

【財務省・厚生労働省】

医療機関が質の高いサービスを継続して提供できるよう、人件費や物価の高騰による影響を適切に捉え、診療報酬の改定の措置を講じるよう強く求めます。

77 障害福祉サービス事業者等の不正への対応

【財務省・厚生労働省】

指定障害福祉サービス事業者等が介護給付費等を不正に受領し、不正利得返還請求に応じられない場合の国庫負担金については、市町村が負担しなければならないことになっていきます。

このことは、福祉制度の担い手である市町村の財政を悪化させることになりかねないことから、事業者が実際に市町村に返還した介護給付費等の額に相当する金額に応じて、市町村が国庫負担金を返還するなどの仕組みを構築することを求めます。

78 みどりの食料システム戦略実現に向けた確実な財源確保と支援

【財務省・農林水産省】

2050年を目標とするみどりの食料システム戦略にて掲げる、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立のイノベーションによる実現には、継続した取組が必要なため、当初予算での安定した財源確保を求めます。

また、環境保全型農業直接支払交付金でのみどり認定の要件化などにより、今後、認定事務の大幅な増加が見込まれることから、都道府県への認定事務手続きに係る経費の補助を求めるとともに、地域の気候や作付品目、生産基盤等の各種条件に応じた持続的な生産体系を構築するため、都道府県の裁量で活用可能な試験研究予算の確保を求めます。

さらに、環境負荷低減の取組により生産された農産物の価格が適正に評価され、実需者、小売業者及び消費者の理解が醸成されるよう、国レベルでの継続的かつ実効性のある取組の確実な実施を求めます。

79 工業用水道施設の更新・耐震化に関する補助制度への財源の確保

【財務省・経済産業省】

本県の工業用水道施設の多くは建設から40年を経過し、本格的な施設の更新時期を迎えつつあり、長寿命化を図りながら、計画的な更新を行っているところです。

さらに、東日本大震災及び能登半島地震の経験を踏まえ、工業用水を安定的に供給するため、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化等が急務となっています。

宮城県企業局工業用水道事業アセットマネジメント計画に基づいて、計画的な施設の耐震化等の推進及び更新が図れるよう、引き続き必要な財源の確保及び制度の拡充を求めます。

80 工業用水道事業における災害復旧費用予算の確保

【財務省・経済産業省】

本県の工業用水道事業は、長期間にわたった景気の低迷やリサイクル技術の向上による契約水量の減少に加え、東日本大震災による企業の撤退により大変厳しい経営状況です。そのような中、昨今の激甚化・頻発化する災害により工業用水道単独施設のみならず水源施設としている多目的ダム等の共同施設も被害を受けました。

工業用水道事業の円滑な運営を行う上で、異常な自然現象による被害を受けた施設に対する確実な復旧が不可欠であることから、工業用水単独施設はもとより水源施設等共同施設に対しても確実な災害復旧予算の確保を求めます。

81 上水道施設の更新・耐震化に係る補助制度拡充及び財源確保

【財務省・国土交通省】

本県及び市町村等の管理する上水道施設は、本格的な更新時期を迎え、計画的な改築更新など老朽化対策を早急に進める必要があります。また、東日本大震災や令和6年能登半島地震における知見を踏まえ、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化への対応が急務となっています。

国からの財政支援については、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管されたことに伴い、生活基盤耐震化等交付金から、防災・安全交付金へ変更となりましたが、これまでのとおり、採択基準や対象施設に条件があり、基幹的な水道施設整備にあっても、十分活用できていない状況となっています。

つきましては、計画的な老朽化対策や施設の耐震化等の推進に向け、採択基準の緩和や、補助対象施設及び補助率に係る制度の拡充を図るとともに、必要な財源の確保を図るよう求めます。

82 下水道施設の老朽化対策・耐震化に関する補助制度拡充及び財源確保

【財務省・国土交通省】

令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の事案をはじめ、全国的に老朽化した下水道管などの破損に起因する道路陥没事故が発生しており、ひとたび発生すると県民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、県や市町村が管理する下水道管路の老朽化対策に取り組む必要があります。

また、令和6年能登半島地震では、地盤の液状化による下水道施設の被害も発生しており、今後の大規模な災害に備えた施設の耐震化を進める必要があります。

つきましては、老朽化対策を着実に実施するため、調査、点検業務に係る補助率のかさ上げや、修繕に要する費用を補助事業の交付対象とするなど、補助制度の拡充及び必要な財源の確保を求めます。

また、上下水道耐震化計画に基づき、計画的な施設の耐震化の推進が図れるよう補助率のかさ上げなどの補助制度の拡充及び必要な財源の確保を求めます。

83 管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る財源の確保

【財務省・環境省】

昭和54年度から運用している公共関与による現処分場については、東日本大震災で発生した災害廃棄物の埋立てによる残余年数の減少等もあり、非常に逼迫した状況にあることから、後継となる処分場の整備に向けて、令和3年6月に最有力候補地を公表して以降、住民協議を重ね、令和4年9月に新たな処分場の整備に関する基本協定を締結し、令和9年度中の運用開始を目指して工事等を進めているところです。

管理型産業廃棄物最終処分場は、地域の生活・産業を下支えする不可欠な社会基盤ですが、整備に当たっては、周辺住民の理解を得ることが相当に難しい実態もあることから、

全国的にも公共関与型での整備が進められている状況です。

令和8年度以降において、複数の地方公共団体が公共関与型による整備を予定・計画している中で、国においては、国が補助対象経費の4分の1を上限に補助する廃棄物処理施設整備（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）交付金についても、全国の要望額に対応できるよう十分な財源の確保を求めます。

84 米国関税措置見直しの働きかけ及びその影響を受ける事業者への支援

【農林水産省・経済産業省】

米国政府は、世界各国からの輸入品に相互関税をかけ、日本には24%の税率を適用すると発表し、自動車及び自動車部品に対する25%の追加関税措置を発効しました。相互関税の一部については適用が一時停止されましたが、本県からの輸出は、タイヤや車載用バッテリーを中心に米国への輸出額が最も大きく、総額の4分の1を占めており、今回の関税措置は、多くの事業者の経営に影響を及ぼすものであります。

つきましては、国において、米国に対して一連の関税措置の見直しを引き続き強く働きかけるとともに、米国関税の影響を懸念する国民や事業者に対し迅速かつ丁寧な情報提供を行うことを求めます。また、このたびの関税措置の影響を受ける事業者の資金繰り・資金調達に万全を期すとともに、当該関税措置による影響を受けて事業者が実施する、米国以外での新事業・新市場進出の取組などに対する支援を求めます。

85 流域治水対策を推進する田んぼダムの取組支援制度創設

【農林水産省・国土交通省】

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までの流域全体にわたり、関係者が協働して進める流域治水の取組が推進されています。

その一環として、水田の持つ雨水貯留機能を活用し、下流の排水路、河川等への雨水流出のピーク流量を抑制する田んぼダムの普及拡大に取り組んでいます。しかし、田んぼダムの効果的な普及には、流域全体での組織的かつ広域的な展開が不可欠ですが、浸水被害の発生が少ない上流域の農家の理解を得ることが大きな課題となっています。

このため、流域治水計画に田んぼダムの計画を組み入れた市町村を対象に、持続可能な仕組みの構築を目的とした、流域全体での合意形成や施設整備等の支援に向けた交付金制度の創設を求めます。

86 地域と共生した再生可能エネルギーの導入に向けた制度構築

【経済産業省・環境省】

太陽光発電を中心とした再エネ発電設備の導入拡大に伴い、安全、防災、景観、環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっています。また、近年では、再エネ

特措法に基づく認定を受けない事業が増加しており、今後これらも含めた事業規律の強化や設備情報の把握が必要です。

つきましては、再エネ発電設備の導入に当たっては、再エネ特措法に基づく認定を受けない事業についても、地域への説明及び廃棄費用の積立ての義務化、関係法令に違反した場合の発電事業の停止措置の導入など、一層の規律強化を図ること、及び設備情報を自治体が適正に把握することができる仕組みを構築することを求めます。

また、電気事業法等の改正により、50kw以上の太陽光発電設備に加え、10kw以上50kw未満の場合にも届出や柵塀設置の義務が課されましたが、本県内において遵守されていない設備が見受けられるので、事業者への十分な周知や指導・監督を求めます。

87 再生可能エネルギー発電設備に係る環境影響評価手続の強化

【経済産業省・環境省】

本県では、近年、山間地での大規模な風力や太陽光の発電施設導入計画が増え、事業者と地域住民とのコミュニケーション不足により反対運動に発展しているほか、一定地域への集中に伴う累積的な影響への対応や近隣事業の一連性判断に苦慮するなど、制度的な課題が生じています。

本県においては、再エネの最大限導入と地域共生の両立を目指して、令和6年度から新税を導入しておりますが、加えて、環境影響評価法について、早期段階での住民説明会や図書の継続的公開の義務化のほか、累積的影響や事業の一連性の判断に係る基準の明確化など制度的枠組を見直すよう求めます。

また、環境影響評価手続の中で、環境配慮のため、発電出力の減少等の計画変更を行おうとしても、計画を変更すると当初の固定買取価格は維持されず、計画変更が困難な状況になっていることから、環境配慮のための計画変更を行う場合は固定価格買取制度に係る認定を維持する仕組みに見直すよう求めます。

88 新幹線鉄道騒音対策の強化

【国土交通省・環境省】

東北新幹線の開業以来、県内沿線において騒音の環境基準が未達成であり、県民から低周波音を含めた騒音・振動苦情が寄せられています。これまで東日本旅客鉄道株式会社に騒音・振動対策を申し入れてきましたが、一向に改善が認められません。国の要綱等で沿線地域の土地利用対策が示されていますが、既市街化地域での対応は非常に困難であり、環境省においては、環境基準の早期達成を国土交通省に求めることを、国土交通省においては、環境基準を満たすための効果的かつ速やかな音源対策等の実施を同社に指導し、主体的に沿線の騒音対策に取り組むことを求めます。

さらに、新幹線の走行による低周波音の環境影響に対する県民の不安に自治体が適切に対応できるよう、早期に低周波音に係る測定・評価方法及び健康影響を示すことを求めます。

89 地方創生のための財源確保

【内閣府】

本県では、保健福祉施設の物価高騰対策や、畜産生産資材の価格高騰対策等により地域に応じた支援を行っておりますが、依然として厳しい経営を強いられており、事業者からは更なる支援を求める声があるほか、消費下支え等を通じた生活者支援も引き続き必要であることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の継続的な予算の確保を求めます。

90 困難を有する子ども・若者やその家族への支援に対する予算措置

【内閣府】

本県では、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に則り、石巻圏域及び県南圏域で子ども・若者総合相談センターを運営し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者へのきめ細やかな支援を行っています。

当該センターの取組を県内全域に広げ、一層の支援体制の強化を図るため、当該センターの運営費用に対する十分な予算措置を講じるよう求めます。

91 原子力災害医療体制の構築

【内閣府】

本県では、原子力災害拠点病院として、東北大学病院、仙台医療センター及び石巻赤十字病院を指定し、原子力災害医療体制の構築を進めています。

原子力災害拠点病院は、新たに原子力災害医療派遣チームを保有し、原子力災害が発生した際には、原則として被災道府県の原子力災害拠点病院に派遣されることとなっていますが、状況によっては、当該原子力災害拠点病院の外での活動も求められる場合もあり、チーム員が被ばくする可能性もあり得ることから、チーム員の活動限度の目安等となる被ばく線量の上限を設定するよう求めます。

また、原子力災害拠点病院は、原子力災害医療派遣チームの維持のほかにも、他の原子力災害拠点病院等との医療連携や教育研修・訓練の実施、関係機関への支援などを新たに実施する必要があり、円滑かつ充実した対応を図るため、原子力災害拠点病院の業務の運営に必要な財政上の支援の創設を求めます。

92 保育士修学資金貸付等事業の継続

【内閣府】

保育士修学資金貸付等事業は、保育士を目指す学生等の経済的な負担を軽減するとともに、県内での就労を促進するという点においても、効果的な取組となっています。貸付決定に係る国の支援は、令和3年度以前と比較し、令和4年度から6年度について増額されたところですが、本来の貸付期間である2か年分の貸付決定を行うには依然として残額が

不足する恐れがあり、令和6年度も単年度での貸付決定を余儀なくされています。このため、安定的な貸付事業の実施に向け、必要な予算措置を講じるよう求めます。

また、貸付に伴い作成する書類（貸付決定通知書、変更決定通知書、誓約書）が印紙税の対象となっており負担が生じていることから、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」（文部科学省）と同様に非課税とする、若しくは印紙税分を貸付原資に上乗せして交付するよう制度の改正を求めます。

93 保育士配置基準の見直し及び公定価格の充実

【内閣府】

安全で安心できる保育環境実現のため、配置基準、公定価格、加算等の改善を求めます。

配置基準については、子ども・子育て支援新制度に掲げられた1歳児の保育士配置基準の改善について、令和7年4月より配置基準を5：1以上に改善した場合の加算措置を講じるとされたところであり、改善内容の確実な実施を求めるとともに最低基準そのものの改正も引き続き求めます。

公定価格・加算等については、保育士の低い賃金水準が確保や定着につながらない大きな要因となっていることから、先送りとなった地域区分の見直しについて、人件費相当分の引上げ効果が減殺されることのないよう現行を超える給付水準の確保や、周辺地域との地域区分差にも配慮することにより、公定価格の全国的・地域的な格差を是正し、地方でも保育士を確保しやすい単価設定とするなど、保育士の処遇改善を図るよう抜本的な制度の改善を求めます。

さらに障害児や医療的ケア児を身近な地域の保育所等が受け入れられるよう、公定価格に必要な経費を反映させた加算額を設定すること、副食費の公定価格と実経費に乖離があり、施設の負担が生じていることから、実態に即した公定価格を設定することを求めます。

94 医療費助成制度の創設

【内閣府】

子どもの医療費助成事業は、子どもの健康保持及び保護者の経済的負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、各市町村で実施され、県がそれを一部支援しており、子育て家庭の福祉の増進に大きな役割を果たしています。

一方、各市町村の財政事情や政策的な方針などから、地方公共団体間で対象年齢や自己負担額の制度内容が異なるため、不公平感や不満が生じている状況です。

子どもを安心して産み育てる環境づくりを進めるため、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療が受けられるよう、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するよう求めます。

95 地方就職学生支援事業の利用者拡大に向けた要件緩和

【内閣府】

首都圏大学の学生のU I J ターン就職を促進するには、地方の企業を訪問する際の就職活動に要する交通費や移転に係る費用など、経済的な負担への支援が効果的であり、地方創生の観点から令和6年度に創設された地方就職学生支援事業をより多くの学生が活用し、地方企業への関心を高め、就職及び移住につながるよう支援することが必要です。

しかしながら、事業主体である市町村において、定住状況を5年間にわたり確認する必要があるなど、制度上の事務負担に対する懸念が支障になり、事業実施が一部にとどまっている状況です。

つきましては、交通費及び移転費について、返還対象期間（5年）の撤廃又は期間を短縮するなど要件を緩和し、本事業が学生及び市町村の双方にとって利便性の高い制度となるよう運用の改善を求めます。

96 第2世代交付金（プロフェッショナル人材事業型）の延長

【内閣府】

地方創生を目的に平成27年11月に国の委託事業により開設した宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点事業では、開設以来これまで380社以上の県内企業に対して、1,800件以上の人材マッチングを行い、特に県外からのU I J ターン就職者はそのうちの約43%に上るなど、県内企業における専門的な知識・ノウハウを有する外部人材の確保に大きな役割を果たしています。

一方で、本事業に関する交付金は令和9年度で終了し、その後の運営は地方に委ねるとの方針が示されていますが、県内の中小企業における人材確保を図るためには、安定的な財政支援の継続が必要であるため、当該交付金の延長を求めます。

97 警察車両の増強

【内閣府】

捜査用車両については、現状約1,400人の捜査員に対して402台の整備内容となっており、1台を約4人で使用している状況にあります。

このような状況下において、初動捜査活動やその他の捜査活動に十分な捜査力が発揮できているとは言い難く、絶対的に捜査用車両が不足していることから、あらゆる警察事象に迅速、的確に対処し、機動力を発揮した捜査活動等を行うためにも、捜査部門に対する警察車両を増強するよう求めます。

98 警察官の増員

【内閣府】

近年の県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少する一方、匿名・流動型犯罪グループ

等によって敢行される特殊詐欺事件の被害金額が過去最高額を更新したほか、令和５年度に急増した不正送金事犯をはじめ、サイバー犯罪も高止まり状態にあるなど、治安上の重要課題が山積しています。さらに、近年の情報通信技術や交通網の飛躍的な発展に伴い、各種犯罪のスピード化・広域（国際）化・複雑化が一層進んでおり、警察が担う責務は一層大きくなっています。

また、本県では、平成３０年に発生した交番襲撃（殉職）事案を受け、警察官の安全確保を目的とした複数勤務を実施していますが、これにより交番・駐在所を不在とせざるを得ない時間が増加するため、県民の要望に即応できないことが懸念されます。

平成２９年度以降、本県に対する増員措置は見送られていた中、令和７年度に地方警察官増員が行われ、本県は１２人が増員されたものの、社会の変化や、これに伴う治安情勢の変容に的確に対応し、県民が安心して暮らせる安全な社会を実現するためには、更なる警察の活動基盤の強化が必要であるため、警察官の増員を求めます。

99 消防の広域化及び連携・協力に係る財政支援の充実

【総務省】

人口減少社会の到来及び高齢化が進む中で、消防力を維持・強化するためには消防の広域化が最も有効な対策ですが、消防本部間の消防力の格差、給与の不均衡の是正等が阻害要因となっています。

また、広域化への進展が期待できる消防の連携・協力においては、既存の設備の更新時期の違いによる負担格差が障害となっています。

本県では消防広域化につなげるために、指令業務の共同化を進めていますが、財政支援措置の対象となる令和７年度までの実現は限定的な状況です。消防の広域化及び連携・協力事業の推進には、各種財政支援の充実が重要なことから、令和８年度以降についても緊急防災・減災事業債の対象とすることや、調査委託費に対する補助など、都道府県及び市町村等に対する財政支援措置の継続と一層の拡充を求めます。

100 条件不利地域の携帯電話等のエリア整備に係る財政支援の拡充等

【総務省】

非居住地域の携帯電話エリア整備については、令和２年度に携帯電話等エリア整備事業が見直され補助対象となったものの、整備に係る経費が高く不採算となる傾向にあることなどから、通信事業者が整備を敬遠する状況にあります。

安心・安全の確保の観点から、災害時の物資輸送に利用される緊急輸送道路や物資集積に利用される公共施設、地域の共同利用施設等といった人が集まる施設があるエリアについては、非居住地域であっても携帯電話が利用できるよう、不感地域の解消に向け、補助率の引上げなど、国庫補助制度の拡充を求めます。

101 結核医療に関する地方財政計画額における単価の増額

【総務省】

適切な結核医療を継続的に確保するには、地方財政計画により所要の経費が安定して計上される必要があります。

そのため、今後の結核医療に係る地財単価を平成 26 年度の水準に回復するとともに、特別交付税の算定にも確実に反映するよう求めます。

102 私立高校生や大学生等を対象とした修学支援の拡充

【文部科学省】

高等学校等授業料については、令和 8 年度から私立高校における加算制度の所得制限撤廃など支援が拡充され、実質無償化される見通しとなりましたが、学用品等の教育費を支援する高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金）は、低所得者世帯に限られていることから、所得要件の緩和や支給単価の増額など、授業料以外の教育費負担軽減につながる支援の一層の拡充を求めます。

また、私立小中学校に対する授業料減免支援については、現在、入学後の家計急変世帯に限られていますが、補助対象の拡大など、国による支援の一層の充実を求めます。

加えて、大学や専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する修学支援新制度による授業料等の減免や給付型奨学金事業等についても、支援対象の拡大、給付額の引上げなど制度を拡充するよう求めます。

103 部活動の地域移行に係る支援拡充

【文部科学省】

子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動の地域移行を行うためには、地域クラブ活動の安定した運営や質の高い指導者の確保、関係者の理解促進などが課題となっています。

また、地域クラブ活動に要する費用は受益者負担が前提とされていますが、会費など新たに生じる負担に不安を感じている県民も少なくなく、市町村や地域では、その対応に非常に苦慮しています。

そのため、部活動の地域移行が円滑に行われるよう、国の責任において、指導者の資質向上のための具体的な方策と地域クラブ活動の持続可能な運営に必要な恒久的な財政支援を明確に示すとともに、国においてもその目的や目指す姿の周知に積極的に関わり、関係者へのより一層の理解促進に取り組むことを求めます。

また、市町村の財政や家庭の経済状況に関わらず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、会費や保険料など、新たに保護者らに生じる費用負担が大きな課題の一つとなっていることから、経済的に困窮する世帯に対する支援など、国の責任において必要な財政措置を講じることを求めます。

加えて、企業から積極的な協力が得られるよう、指導者を派遣できる環境を整備し、実

際に地域クラブ活動を支援している企業に対する認証や表彰制度及び当該企業に対する支援策を創設することを求めます。

104 次世代放射光施設 NanoTerasu への運営支援

【文部科学省】

次世代放射光施設 NanoTerasu は、官民地域パートナーシップに基づき施設の整備・運用を進めるものとされており、平成 30 年 7 月、一般財団法人光科学イノベーションセンターを代表機関として、宮城県、仙台市、東北大学及び東北経済連合会が地域パートナーに選定されております。

本県を含めた地域パートナーは、NanoTerasu を核としたリサーチコンプレックスの形成を目指し、企業や研究機関等の利用促進に取り組んでおりますが、構想の実現には、更なる利用促進が必要になりますので、施設の安定稼働と企業や研究機関等の利用拡大に向けた国の支援を求めます。

105 ICT 利活用環境整備等への財政支援

【文部科学省】

1 人 1 台端末をはじめとする ICT・オンライン教育環境は、新学習指導要領等に基づく個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るために必要不可欠な学習基盤と位置付けられたことから、義務教育課程の児童生徒及び全学校種の教職員の 1 人 1 台端末整備に要する経費等について、国の恒常的かつ十分な財政支援を求めます。

なお、県立高校における生徒用端末の整備については、保護者負担による整備（BYOD）を基本方針としていますが、経済的な事情等により対応が困難な生徒に対する貸出用端末及び予備機の整備に要する経費等について国が恒常的かつ十分な財政支援を行うこと、また、家庭の通信料の負担軽減策を講じることを求めます。

加えて、国の「学校の ICT 環境整備 3 か年計画」に基づき講じられる地方財政措置については、それぞれの措置額の明確化、又は、その全額を補助金による財政措置への切り替えを求めます。

106 公立義務諸学校の教職員定数の改善

【文部科学省】

一人ひとりの子どもに対するきめ細かな指導を展開するため、中学校の普通学級の 35 人以下学級への定数改善について、義務標準法を改正することによって確実に実施するとともに、特別支援学級の標準を 6 人以下に引下げることが求めます。また、これらに係る教職員定数の確保を着実に実施するよう求めます。

さらに、複雑化・多様化する課題に対応するため、養護教諭や栄養教諭の配置の標準を引下げるとともに、組織的・機動的なマネジメント体制を構築するための定数改善や児童

生徒支援に係る加配教員の増員を求めます。

加えて、都道府県及び市区町村教育委員会での指導主事の配置を充実できるよう、必要な予算措置や定数措置を図るとともに、充て指導主事については、国の行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づく定数縮減計画から除外することを求めます。

これらの教職員に係る給与費については、義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保するよう求めます。

107 質の高い教師の確保のための環境整備

【文部科学省】

子どもたち一人ひとりにあったきめ細かな教育・支援を実現し、教員がやりがいを持って働くことのできる環境を整備するため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実を一体的・総合的に推進することが必要です。

そのため、教員業務支援員、学習指導員、校内教育支援センター支援員及び副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置充実を含め、学校における働き方改革を総合的に推進するために必要な予算総額の増額を求めます。

あわせて、学校における働き方改革を推進するため、教育委員会事務局が担う役割が大きくなっていることから、教育委員会事務局の体制強化に必要な財政措置の拡充を求めます。

また、給特法等に基づく教師の処遇改善を確実に進めるとともに、地方に負担を転嫁することなく、国において必要な財源の確保を求めます。

108 教育支援センターの運営費等への公的支援

【文部科学省】

登校に不安を抱える児童生徒が年々増加する中、全ての児童生徒の学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整備することが重要となっています。学校以外の学びの施設として、各市町村が設置する教育支援センターが考えられますが、登校に不安を抱える児童生徒の学習支援や自立支援を図る上で、個に応じた支援や体験を重視した活動等が重要であるものの、その実施には人材確保及び環境整備等を図る必要があり、そのための人件費や運営費が市町村の財政を圧迫しています。また、小・中学校と比べ遠方になり、交通費の負担も課題となっています。

このような状況を考慮し、児童生徒のニーズに応じた児童生徒個々の学びの保障を実現するために、各市町村が設置する教育支援センター等の公的機関への国庫補助などの財政的支援を求めます。また、市町村の教育支援センター及びフリースクール等の民間施設に通う児童生徒の活動費、交通費等への財政支援を求めます。

109 国際バカロレア認定校への支援

【文部科学省】

急速に進展するグローバル化の中で、次代の社会を担っていく生徒には、直面する課題に誠実に向き合い、周りの人と協働しながら思考を掘り下げ、解決に向けた方向性を見出していく資質・能力が求められています。国際バカロレアの提供する双方向型・協働型の学習プログラムにより、今後求められる資質・能力を身に付けたグローバル人材を育成することができると期待されています。

本県においては、国際社会で活躍し、世界と宮城をつなぎ、宮城の復興と発展に貢献できるグローバルリーダーの育成を図るため、国際バカロレア機構から正式に認定を受け、令和3年4月からプログラムを開始しましたが、公立高校においてプログラムを実施していくためには、ICT機器や環境の整備、教員の養成や増員、外国人を含めた教員の確保など、財政面、人員確保の面、双方の課題を解決する必要があります。令和7年度においても、国際バカロレアの学習プログラムでは、各学問領域の高度な概念を取り扱った授業をオールイングリッシュで複数科目実施するために、外国人非常勤講師を11名配置予定ですが、県単独で予算措置している状況です。

つきましては、今後、国際バカロレア教育の継続のため、必要とされる経費に対する財政的支援及びプログラム認定校への教員定数加配措置についての支援を求めます。

110 修学支援制度の拡充

【文部科学省】

本県では、物価高騰等の影響による支出の増加など、経済的理由により就学に困難を来している生徒が増加しています。

つきましては、高校生が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、教育費負担の軽減を図るため、奨学給付金における所得制限の緩和や給付額の改善など制度の一層の充実を図るとともに、給付型奨学金の創設や高校専攻科支援金における所得要件の撤廃など修学支援制度の拡充を求めます。あわせて、令和8年度以降、公立高校における授業料無償化の制度設計においては、全ての保護者等が申請を要しないなど手続の簡素化を図るよう求めます。

111 特別支援教育の充実

【文部科学省】

障害のある児童生徒の就学先については、学校教育法施行令の改正により、これまでの障害の状態に加え、学校や地域の教育体制の整備状況も含めた総合的観点から個別に判断・決定する仕組みへと改められ、市町村の小中学校へ就学する機会が増えており、多くの市町村が受入れ体制を整備している一方、特別支援教育に係る教員の資質向上や特別支援教育支援員の配置に係る財政負担など対応に苦慮している状況です。

つきましては、市町村が、本人・保護者の意見を最大限尊重し就学先を決定することが

できるよう合理的配慮の充実のための特別支援教育支援員の増員など、財政措置の拡充を求めます。また、幼児期から高等学校卒業後までを見据えた切れ目ない支援体制の構築に向けた特別支援教育の充実について、一層の財政的支援を求めます。

112 特別支援学校における医療的ケア看護職員の定数配置

【文部科学省】

学校に在籍する医療的ケア児は年々増加するとともに、ケア内容の高度化・複雑化により、医療的ケア児を取り巻く環境が変化しています。また、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、学校の設置者は在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有するとされました。

こうした中で、安全な学習環境の整備を図るため、会計年度任用職員である医療的ケア看護職員の配置に係る財政的支援を拡充するとともに、医療的ケア児の自立活動の指導及び看護の管理をつかさどる職員として、指導的立場の医療的ケア看護職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の標準法において教職員定数に位置付けるなど、学校におけるより安全・安心な医療的ケアの体制整備に向けた必要な措置を講じるよう求めます。

また、医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政的支援を求めます。

113 学校施設環境改善交付金における制度拡充

【文部科学省】

本県では、学校施設の老朽化が課題となっているが、学校施設環境改善交付金の事業採択の遅れにより、発注時期の先送りや、騒音対策等のため夏季休業中の実施を予定していた事業を見送る等、計画的な事業実施に支障を来しているほか、継続事業については、地方負担の増加が生じる可能性があります。市町村の整備計画どおりの事業実施に向け、学校施設環境改善交付金を含めた公立学校施設整備費予算を増額するとともに、当初予算において十分な財源を確保することを求めます。

また、設置者の財政的な負担軽減を図るため、物価変動を適切に反映した補助単価とすることや補助要件の緩和による制度の拡充、教育課題の解決や環境改善などに対応するための施設整備についても、制度の一層の充実を求めます。

さらに、公立高等学校についても、長寿命化対策及び大規模改造（トイレ、空調、バリアフリー等）などの国土強靱化に資する整備や、脱炭素化推進への対応による財政負担の増大が見込まれることから、国庫補助化を含めた財政的支援を求めます。

114 災害復旧事業における国庫負担等の財政支援制度の拡充

【文部科学省】

近年、毎年のように大規模な災害が発生しており、今後も更に頻発・激甚化が想定され

ます。被害を受けた公立学校施設の復旧事業は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づき実施していますが、復旧事業費に含まれる諸経費について、計上可能な金額と実績額とに乖離があり、地方負担が生じていることから、必要経費が全額計上できるよう制度の拡充を求めます。

115 大規模災害における被災地の教育復興支援

【文部科学省】

近年、全国各地で発生する自然災害により、多くの被害が発生しています。被災地の学校では、ハード面の被害に加え、教職員も被災者となり、学校教育活動再開までに時間を要し、再開後においても教職員の精神的・肉体的な負担が継続します。

文部科学省では、各自治体で設置している学校支援チームとの連携及び被災地の子どもたちの学びの継続や学校の再開に資する人材を派遣する枠組みを、令和6年12月に取りまとめました。

今後、全国的に学校支援チームの設置が増加することが考えられ、引き続き、被災した学校における教育活動の早期再開を支援するために、災害時の学校運営に関する専門的知識や対応力を備えた教職員を派遣する体制を整備するとともに、被災自治体や国の要請により支援者を派遣した場合の財政的支援制度の創設を求めます。

116 医療・福祉人材確保対策の推進

【厚生労働省】

(1) 医師

医師の偏在是正・確保対策としての「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体化に当たっては、地域の実情を十分に認識した上で検討を行うとともに、可能な限り早期に、「経済的インセンティブ」の内容を示すことを求めます。

また、医師の働き方改革については、地域医療確保暫定特例水準の終了年限の目標である令和17年度末に向け、医療機関における勤務環境の改善のための取組をより一層推進する必要があることから、地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅵ「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」に要する経費について全額国庫負担で実施できるよう求めます。

(2) 看護職員

看護職員については、育児休業等取得者や夜勤困難者の増加、その他多様な勤務形態の導入により人員を確保する必要があるなどの理由によって職員不足が深刻化していることから、看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組への財政支援を一層充実することを求めます。

また、看護職員の勤務環境や処遇の改善について、夜勤負担の軽減や適切な給与水準が実現されるよう、実効性のある施策の充実を求めます。

(3) 薬剤師

地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師確保対策事業を実施していますが、薬剤師不足が深刻である地域では、特に病院薬剤師の安定的な確保が喫緊の課題であり、本県では薬学生修学資金貸付事業を新たに実施することから、十分な予算措置を求めます。

(4) 歯科衛生士・歯科技工士

人材確保が課題であり、未就業者向けの復職支援、技術向上研修会の開催等、人材の確保、資質向上及び定着のための事業の一層の促進に向けた財源の拡充並びに歯科医療機関・歯科技工所の収益向上のための診療報酬の改善を求めます。また、特に歯科技工士を目指す学生に対する修学資金貸付事業を実施していることから、十分な予算措置を求めます。

(5) 介護人材

介護分野においては、地域区分や処遇改善加算等を含む介護報酬の体系を検証し、都市部でも地方部でも等しく人材が確保できる報酬となるよう求めるとともに、外国人介護職員の育成・参入の促進に向け、介護施設における外国人受入に係る経費への支援など、地域医療介護総合確保基金の使途の拡充を求めます。

障害福祉分野においても、福祉・介護ニーズの拡大に対応した人材を確保できるよう臨時の報酬改定の措置や全てのサービスを対象とするよう処遇改善加算の拡大を求めるとともに、入職や離職防止、働き方改革等を推進する総合的な人材確保対策の実施を求めます。

117 介護事業所・障害福祉サービス事業所に対する支援

【厚生労働省】

介護及び障害福祉サービス事業所等においては、食材費・光熱費の高騰による事業所の運営への圧迫が継続していることから、令和6年度報酬改定の影響を適切に検証し、必要に応じて物価高騰分を臨時の報酬改定時に反映するなど、持続可能な質の高い福祉サービスを提供できるよう、制度の改善を求めます。

なお、改善に当たっては、利用者、保険者及び都道府県に過大な負担を課すことがないよう配慮を求めます。

118 定期予防接種の費用負担軽減に対する財政措置の拡充

【厚生労働省】

定期予防接種の推進には、ワクチン接種費用に対する自己負担額の軽減が重要な要素となっていますが、定期予防接種対象疾病の拡充に伴い、実施主体である市町村が行う自己負担の軽減策に係る財政負担が増えていることから、希望する接種対象者が安心して接種

できるように、国において、接種対象者及び市町村の費用負担の軽減に対する財政措置を拡充するよう求めます。

119 障害福祉分野でのＩＣＴ・ロボット等導入に係る十分な予算措置

【厚生労働省】

障害福祉サービス事業所等におけるＩＣＴ化やロボット等の導入は、介護現場の労働環境の改善や生産性向上に有効な手段であり、本県でも国の補助金を積極的に活用し、県内事業所の導入を促進してきましたが、例年、国は補正により予算措置をしている状況であり、小規模事業者においてもＩＣＴ化やロボット等の導入を計画的に進められるよう、当初予算における十分な支援が必要です。

引き続き、事業所におけるＩＣＴ化やロボット等の導入による生産性向上を支援するため、継続的で安定した財源の確保と令和８年度当初予算における十分な予算措置を求めます。

また、事業者負担の軽減を図るため、国による全額補助や国や地方公共団体の補助割合のみを設定し事業者負担を定めないといった制度改革についても求めます。

120 医療用医薬品の早期の流通安定化

【厚生労働省】

多数の医療用医薬品が長期にわたり供給停止や限定出荷となっており、医療機関や薬局において必要な医薬品を入手することが困難な状況となっています。医療現場では代替薬への処方変更や医薬品卸との頻回な納入交渉を余儀なくされ、それでも必要な医薬品が手に入らない場合もあるなど、医療提供に支障を来しています。

国においては、医療用医薬品の安定供給に配慮した薬価改定を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等を改正したところですが、医療上の必要性の高い医薬品を扱うメーカーが採算性を維持できる制度の導入、生産の効率化が促進される法規制の見直し、原薬等の安定的な調達を可能とする体制整備、流通適正化に向けた取組等を一層進めるとともに、増産対応するメーカーの人員体制や製造設備の増強に係る支援を更に拡充するなど、医療用医薬品の安定的な供給体制の確保に向け、実効性を持った対策を講じることを求めます。

121 シルバー人材センター事業の安定的な事業運営のための要件緩和

【厚生労働省】

各シルバー人材センターが安定的な運営を行う上では、高年齢者就業機会確保事業費補助金（シルバー人材センター事業分）は重要な財源となっており、その交付要件は「会員数 100 人以上かつ年間就業延人数 5,000 人日以上」と定められています。本要件には人口に関する条件が定められておらず、人口減少に直面する小規模町村では会員の確保・維持

が難しい状況となっていることから、高年齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るためにも、人口が少ない町村も対象となるよう要件を緩和することを求めます。

122 生産者視点による農畜産物の「合理的な価格形成」の仕組みづくり

【農林水産省】

食料安全保障には、国産農産物の持続的な供給に要する経費が考慮されることが不可欠であることから、合理的な価格形成の仕組みの構築に当たっては、生産者がなりわいとして経営の維持・発展につながる実効性のある仕組みとなるよう求めます。

また、持続的な供給に要する合理的な費用の指標（コスト指標）については、同じ品目でも中山間地と平地などの地域、作付規模、有機・慣行など栽培条件や栽培方法による差を適切に反映させるとともに、品目の拡大や産地別など生産現場の実態を反映したコスト指標の作成を求めます。

123 鳥獣被害防止総合対策交付金に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県における野生鳥獣による農作物被害は、平成 26 年度の 2 億円をピークに減少しているものの、令和 5 年度は約 1 億 3 千万円であり、依然として深刻な状況にあります。

市町村等においては、鳥獣被害防止対策として、侵入防止柵の設置及び捕獲活動等の取組を行っていますが、農作物被害の多くを占める獣類の捕獲頭数は増加傾向にあるにもかかわらず、交付金配分額は要望額の 71% と大きく減少しており、例年要望に満たない状況が続いています。そのため、農作物被害の軽減を図るための十分な対策を講じることができない状況であることから、一層の手厚い予算措置を求めます。また、農作物被害対策を確実かつ効果的に実施するため、推進交付金と整備交付金の流用を可能とするよう制度の拡充を求めます。さらに、被害防止対策協議会や市町村、都道府県において、事務処理に多くの時間を要しており効率的な事務執行のため事務負担軽減を求めます。

124 新規就農者支援施策における運用の拡充

【農林水産省】

担い手の減少や高齢化が進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、多様な人材の確保・育成が必要であることから、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金、経営開始資金及び経営発展支援事業について、49 歳を超える認定新規就農者についても支援対象とするよう要件緩和を求めます。

また、経営発展支援事業については、事業実施要件としている農業開始年度を、事業実施の年度又は前年度に限定することなく、認定新規就農者が青年等就農計画期間において、目標の達成に向けて導入する機械・施設等を対象とすることを求めます。

125 協同農業普及事業交付金の十分かつ確実な予算措置と配分

【農林水産省】

本県では、高齢化等による地域の担い手の減少に加え、東日本大震災からの復興に向けて設立された大規模土地利用型経営体や園芸経営体の経営の安定化に対応するため、水田を活用した高収益作物の栽培技術支援やスマート農業技術の普及拡大、みどりの食料システム戦略の実現に向けたグリーンな栽培体系の推進など、農業普及組織が中心となり、支援活動を展開してきたところです。加えて、食料・農業・農村基本計画等に基づく施策を活用しながら、農業の競争力強化に向けた取組を進めていますが、地球温暖化等の気候変動、世界情勢の変化等による肥料・飼料・燃料・被覆資材等の生産資材を始めとする物価高騰など、これらの課題解決に向け柔軟に対応していく必要があります、これまで以上に普及指導員等の活動が重要になってくることから、協同農業普及事業交付金について、一層の予算措置を講じるよう求めます。

126 農業経営・就農支援センターの運営に対する十分な予算措置

【農林水産省】

農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県は就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農相談や農業経営の改善等の課題解決にあたり伴走支援を行っています。特に、農業者の減少や高齢化が進展する中、新たな担い手を確保・育成するとともに、法人化や経営継承等の農業経営の安定化・高度化に関する農業者等からの支援要請が増加しているため、当センターの運営にはこれまで以上の経費を要しますが、令和7年度の本県配分は要望額に対し57%に留まっており十分に予算措置されていません。

つきましては、当センターの機能を十分発揮させ、農業者等への充実した支援を実施していくために十分な予算措置を求めます。

127 農業委員会ネットワーク機構の活動経費に対する十分な予算措置

【農林水産省】

農業委員会法の改正から9年が経過し、農地利用最適化の推進はもとより、将来の地域農業や農地利用のあり方検討、担い手の確保・育成等を進めるに当たって、農業委員等の資質向上が重要となっています。さらに、地域計画の実現に向けた取組や、食料安全保障に向けた農地法制への対応など、農業委員等が備えるべき知識や技術、情報が増加・高度化しています。

一方、令和7年度機構集積支援事業交付金のうち県農業委員会ネットワーク機構の活動に係る本県配分額（農業委員会の巡回支援分を除く）は、要望額に対して65%に留まっており、農業委員等に対し、農地利用最適化のための活動に関する十分な研修等を行うことが予算的に困難な状況ですので、十分かつ確実な予算措置を求めます。

128 外国人材受入体制整備に係る支援の拡充

【農林水産省】

農業者の減少や高齢化、人口減少による労働力不足が深刻化する中、外国人材を含む多様な農業人材を確保する必要があるが、県内の多くの農業法人においては、外国人の雇用に係る手続事務や労務管理等のノウハウが乏しいことに加え、送り出し機関への手数料等の費用負担や生活サポート等が課題となり、外国人材の活用が進んでいません。

このため、農業法人を対象とした、外国人雇用に係る助言活動やノウハウ習得のための研修会の開催等の支援に加え、雇用手続費用や住居の整備の補助など、外国人労働者の就労・定着に必要な環境整備に対する予算措置を求めます。

129 水田活用の直接支払交付金の柔軟な制度運用と十分な予算確保等

【農林水産省】

本県では水田農業を基幹としており、これまで国による米の需給見通しに基づき主食用米の生産の目安を設定し、需要に応じた米づくりと、大豆・麦などによる水田フル活用を推進してきたところです。

令和6年夏以降の急激な米価上昇により、米農家が再生産可能な価格となり、主食用米の生産意欲が高まる一方で、転換作物に対する現在の交付金水準では主食用米との所得格差が大きくなり、転換作物の作付推進が難しく、主食用米の過剰生産が懸念される状況となっています。

このため、米価上昇の状況下においても水田転作を円滑に推進できるよう、主食用米並みの所得確保を可能とする水田活用の直接支払交付金の柔軟な制度運用と十分な予算確保を求めます。

また、令和9年度以降の水田政策の見直しに向けては、地域の実情を踏まえ、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農ができる制度設計となるよう、十分な検討を求めます。

130 強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、令和3年3月に第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画を策定し、その中で先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立などにより、令和12年までに園芸産出額を倍増させることを目標に掲げ、先進的施設園芸等の拡大に取り組んでいます。

東日本大震災以降、本県においては高度な環境制御技術を備えた大規模で先進的な施設園芸の導入が進んでいるものの、近年の資材価格高騰等の影響により、新たな施設整備を図る生産者の負担が特に大きくなっています。施設園芸の導入を加速させ、先進的な園芸経営体を育成していくためには、引き続き計画的な支援が必要であることから、農業への新規参入者等が活用しやすくなるよう、配分基準の見直し等要件の緩和や補助率の引き上

げを求めます。また、令和8年度当初予算における確実かつ十分な予算措置を求めます。

131 施設園芸のエネルギー高騰対策に係る十分な予算措置

【農林水産省】

本県では、東日本大震災の発生以降、大規模で先進的な施設園芸に取り組む農業法人が数多く誕生しています。また、令和3年3月には第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画を策定し、令和12年までに園芸産出額を倍増させることを目標に掲げ、先進的施設園芸の拡大に取り組んでいます。一方で、施設園芸は経営費に占めるエネルギーコストの割合が高く、現在の燃料価格・電気料金の高騰が経営を圧迫しています。

つきましては、今後も燃料価格の高騰が続くと見込まれることから、施設園芸等燃料価格高騰対策を恒久的な制度にするとともに、より実効性を高めるため、発動基準価格の見直しを求めます。

あわせて、施設園芸には電力の利用が不可欠であり、電気料金の高騰は園芸農家の大きな負担となることから、電気料金に対する支援策の創設を求めます。

132 農山漁村地域整備交付金の安定的な財源確保と要件緩和

【農林水産省】

(1) 畜産環境整備事業

家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年)の施行から25年以上が経過し、当時、県内各地に整備された有機センターは経年劣化が進み、堆肥の生産に支障を来している施設が増加している状況にあります。一方で、資材高騰が続く厳しい状況の中、海外原料に依存している化学肥料の利用を低減し、家畜由来の堆肥など国内資源の活用を推進するため、地域の有機物循環システムの核となる有機センターが担う役割は重要度を増しています。

今後も家畜排せつ物の適正処理及び耕種農家が利用しやすい堆肥の安定生産を継続していくためには、農山漁村地域整備交付金を活用し、施設の長寿命化に向けた機能保全対策を計画的に実施していく必要があります。

このため、当該交付金のうち有機センターの機能保全対策に活用できる畜産環境整備事業について、継続的な予算措置を求めます。

(2) 草地畜産基盤整備事業

畜産生産資材価格は高止まりする一方で、畜産物への価格転嫁が十分になされていない状況の中、畜産経営は一層厳しい状況が続いています。外的要因に左右されず、飼養頭数を維持し、安定的かつ持続的な生産を行うため、自給飼料の増産が必要ですが、肥料等価格の高騰により草地の肥培管理が十分になされず、生産性が低下しています。草地の生産性を向上させるためには適正な肥培管理に加え、草地の改良や更新が有効ですが、現状では、畜産農家がその経費を捻出することが難しい状況です。農

山漁村地域整備交付金のうち、草地畜産基盤整備事業の畜産担い手総合整備型再編整備事業では、草地整備や草地更新等を実施することが可能ですが、事業実施後に飼養頭数の増頭が課されており、国の増頭支援のない中、事業の利用は困難です。このため、本事業後の増頭要件について緩和、廃止を求めます。

（３）水産基盤整備事業

本県では、漁業地域における水産業の健全な発展を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、水産物の流通・生産機能の強化に資する漁港施設整備を推進しています。未完了となっている防潮堤においては、津波・高潮等による防護水準が保たれていないことから、引き続き頻度の高い津波に対する人命・財産、種々の産業・経済活動を守るため、早期に整備を進める必要があります。

つきましては、未完了となっている防潮堤の早期完了並びに今後の維持管理に要する経費について、農山漁村地域整備交付金の十分かつ継続的な予算の確保と配分を求めるとともに海岸保全施設整備の取組を一層加速するため、農山漁村地域整備交付金においても補正による予算措置や地方財政措置の拡充を求めます。

さらに、防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策に続く、国土強靱化実施中期計画においても、防潮堤整備を確実に推進するため、必要な予算確保について十分配慮願います。

（４）森林基盤整備事業

本県では、森林の有する多面的機能の維持増進等を図るため、農山漁村地域整備交付金を活用し、予防治山事業により荒廃溪流や急傾斜地等を保全しているほか、既存の治山・林道施設の長寿命化対策を進めています。近年、地震や豪雨等の自然災害が頻発化・激甚化する中、地域住民の安全な暮らしを守るためには、山地災害の防災・減災対策や治山・林道施設の老朽化対策を計画的に進める必要があることから、安定的な予算を確実に措置するよう求めます。

133 配合飼料価格安定制度の発動基準見直し

【農林水産省】

令和２年後半から、とうもろこし等の穀物相場の高騰や円安など、不安定な国際情勢等により配合飼料価格が高騰し、配合飼料価格安定制度の補填が実施されています。しかし現行の制度は基準輸入原料価格が１年以上高止まりすると補填額が減少、又は無くなる仕組みです。そのため、令和５年度第１四半期分から基準輸入価格の算定基準を直前２．５年とした緊急特例制度が実施されましたが、連続実施が３四半期に限定され、畜産農家の経営改善が達成される前に制度が終了しました。

今後も配合飼料価格は高止まりが続くものと見込まれることから、ウクライナ情勢が緊迫する前の令和２年度の輸入原料価格を「基準価格」として当該四半期の価格との差額を補填するなど、畜産農家の実質負担を軽減し、経営継続が可能となる補填金が交付される

ように、配合飼料価格安定制度の発動基準の見直しを求めます。

134 肉豚経営安定交付金制度の見直し

【農林水産省】

養豚の経営安定対策として、肉豚経営安定交付金（通称、豚マルキン）制度があり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割が補填されますが、平成24年度を最後に交付金の発動がない状態が続いています。

標準的販売価格や標準的生産費は、農林水産省の生産費統計から算出されていますが、本県の養豚農家は中小の経営規模が主体であり、コスト削減や効率化が可能な大規模経営に比べるとコストが高い傾向にあります。その中で、全国一律の生産費をもとに交付金の発動が判断されている現状では、本県生産者の実情との乖離が生じており、経営実態を反映しているとは言い難く、経営の維持が困難になっています。

多様な経営体の継続を可能とするため、地域の実情に応じた生産費の算出に基づく豚マルキンの交付を求めます。

135 酪農資材高騰対策と牛乳・乳製品消費拡大対策への予算措置

【農林水産省】

酪農は、生産資材高騰の影響が特に顕著であり、この状況は全国的な課題となっています。酪農家が再生産できる所得を確保し、経営を維持継続できるよう、酪農経営における動力光熱費と、飼料増産対策とは別に粗飼料負担額の増加分に対する国の支援を求めます。

また、牛乳・乳製品の過度な販売競争による廉価販売を防ぎ、適正価格で取引されるよう流通の監視と、生産コストが取引価格に適正に反映されるよう、より強固に価格転嫁対策を進めるとともに、生産コストが反映された牛乳・乳製品の消費が滞らないよう消費拡大対策の強化を求めます。

136 肉用牛繁殖経営に対する経営安定化対策の見直し及び拡充

【農林水産省】

本県における肉用牛生産は、農業産出額の約13%を占める重要な品目であり、中核的な担い手の育成確保と経営安定化が課題となっています。しかし、本県の繁殖農家の飼養規模は4頭以下の零細経営が約5割を占めており、一方で、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格は、繁殖雌牛10頭以上の労働費を参照としているため、零細経営の再生産が確保できていません。このため、保証基準価格について、零細経営の労働費も加味した算定基礎とするよう求めます。

また、繁殖雌牛の増頭を支援する肉用牛拡大加速化事業は、繁殖雌牛の更新支援に対象が切り替えられました。しかし、中核的担い手の経営安定化のためには、引き続き増頭支援が重要であるため、飼養規模の少ない県では、肉用牛拡大加速化事業を復活させるとと

もに、肉用牛経営安定対策補完事業の繁殖雌牛の増頭や導入に係る助成額を導入費用の3分の1程度まで引き上げるよう求めます。

137 産業動物獣医師確保対策に向けた事業の拡充

【農林水産省】

産業動物（家畜）分野で活動する産業動物獣医師には、主に家畜保健衛生所に勤務する農林水産分野公務員獣医師と診療を行う産業動物診療獣医師が存在します。これら産業動物獣医師の不足は、本県のみならず、全国的な課題となっております。

これまで、国においては獣医療提供体制整備推進総合対策事業として、産業動物獣医師を志す獣医学生への修学資金の給付、インターンシップの一環として大学等での産業動物臨床実習研修や都道府県家畜保健衛生所での行政体験研修などの施策を実施していますが、産業動物獣医師不足は未だ解決しておらず、事業の更なる拡充を求めます。

また、各都道府県や各農業共済組合においても、産業動物獣医師確保のため県等のインターンシップ参加者への旅費助成等の取組を強化しているところですが、各都道府県で一層実施できるよう、国の財政的支援を求めます。

138 特定家畜伝染病の埋却地事前調査（消費安全対策交付金）の財源確保等

【農林水産省】

特定家畜伝染病の発生時には、法により処分家畜及び汚染物品の速やかな埋却又は焼却が求められます。飼養者は疾病の発生に備え埋却予定地を確保しているものの、実際の発生時に湧水や岩盤の存在が判明し、埋却できなかった事例があります。

埋却予定地の実効性の確認に、事前調査（試掘）が有効と考えられていますが、飼養者自らがその経費を捻出することは、近年の飼料高騰等の影響もあり、難しい状況です。また、消費・安全対策交付金を活用しての埋却予定地の事前調査（試掘）は可能ですが、近年、要望に対して十分な金額が配分されず事業を縮小することが続いているほか、飼養者を実施主体とするには複数農家で組織された団体が必要となる等要件が厳しく規定されています。

このため、消費・安全対策交付金事業を活用して埋却予定地の事前調査（試掘）を円滑に実施するため、十分な予算措置及び配分並びに要件の緩和を求めます。

139 農村地域防災減災事業等実施計画策定費の予算確保と定額助成継続

【農林水産省】

本県では、気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害等に備え、農地や農業用施設のみならず、家屋や公共施設の浸水被害リスクを軽減する防災・減災対策や、農業水利施設等の安定的な機能発揮を目的とした老朽化対策に積極的に取り組んでいます。

これらの対策を推進するためには、適切な時期に施設の現状や劣化状況を調査し、整備

に向けた実施計画を策定することが必要です。現在、農村地域防災減災事業や水利施設等保全高度化事業実施計画策定費に当たっては、国費全額負担の制度を活用し、計画策定を進めています。

定額助成の適用は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度である令和7年度までとされていますが、農村地域における防災・減災対策を適切かつ着実に推進するため、令和8年度以降も実施計画策定費の定額助成を継続することを求めます。

140 国営造成施設の突発事故に係る必要かつ十分な予算確保

【農林水産省】

国営造成施設については、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害等を防止し、農業者の経営安定に資することを目的に土地改良施設突発事故復旧事業が平成30年に創設されています。これにより、事業要件を具備する国営造成施設の復旧は、国の直轄事業として実施できる体制が整えられています。

本県では、老朽化が深刻な国営造成施設が多数存在し、近年、適正な維持管理を実施していても農業用排水機場のポンプが急停止するなどの突発的な事故が発生しており、施設管理者である市町村などが施設の機能回復や応急対策に苦慮しています。

そのため、施設所有者である国において、突発事故発生時における緊急的な応急対策を含めた体制の構築と突発事故の発生実態に見合った土地改良施設突発事故復旧事業に対する十分な予算確保を講じるよう求めます。

141 国営造成水管理システムの更新事業の継続および予算の確保

【農林水産省】

農業者が減少し、自然災害のリスクが増大する中、地域農業の根幹をなしている国営造成農業用排水施設を制御する水管理システムの適正な管理が重要となっています。

この水管理システムは、土木構造物や用排水ポンプなどに比べて耐用年数が短く、またシステムの仕様変更が頻繁に行われるため、耐用年数の到来時に全面的な機器更新を要する傾向にあることから、その費用は高額となり地元負担も大きくなっています。

改正「食料・農業・農村基本法」では、農業生産の基盤整備に加えて保全に必要な施策を講じることが明記され、計画的な更新措置が重要となっていますが、水管理システム単体での更新整備を可能とする国営造成土地改良施設整備事業は令和7年度が事業終期（令和3～7年度時限措置）とされているため、令和8年度以降の継続と予算の確保を求めます。

142 競争力強化に向けた農業生産基盤整備の推進

【農林水産省】

本県では、農業の競争力強化と安定した農業経営実現を目指すため、高収益作物の導入

促進やスマート農業の実装化のための農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を、農地中間管理機構とも連携しながら実施しているところです。また、本県の農業生産を支える農業水利施設は適時適切な保全対策に取り組んでいますが、より確実な保全対策を実施するため一層の推進が必要です。

引き続き、農業生産基盤整備を通じて、競争力のある農業経営体の育成・確保や担い手への農地集積・集約化、農業水利施設等の予防保全対策による長寿命化を計画的に推進するため、継続的で安定した予算の確保と令和8年度当初予算における十分な予算措置を求めます。

143 内水面漁業・養殖業のセーフティネットの構築

【農林水産省】

近年、台風等の自然災害が激甚化・頻発化することにより、内水面漁業協同組合・養殖業者の生産活動が度々妨げられる状況にあり、被災による経営リスクを軽減する重要性が高まっています。現在の民間事業者による内水面養殖業の補償制度は、停電や自然災害で死亡した養殖魚が対象であるものの、魚が流失した場合や疾病による死亡、施設・設備に係る被害は対象外であることから、補償対象の拡大等の働きかけを求めます。

また、被災した河川・湖沼の復旧工事が進められ、水域の自然環境が復元されるまでの期間、環境保全活動や増殖行為に取り組めず、遊漁の場の提供も困難な状況下に置かれる内水面漁業協同組合の運営を支援する基金の創設又は助成制度の拡大を求めます。

144 海洋環境の変動等に対応したサケふ化放流事業への支援

【農林水産省】

本県の重要な水産資源であるサケについては、全国的な著しい不漁に伴う種卵の不足や、ふ化放流団体の経営悪化等により、ふ化放流事業の継続が、大変厳しい状況にあります。

このため、国主導により、資源の減少要因の究明や海洋環境の変動に対応した種苗生産・放流技術の開発等に引き続き取り組むとともに、県外からの種卵確保に係る調整や種苗生産経費の補助など、サケ資源の回復に向けた支援の継続を求めます。

加えて、ふ化場の集約化や魚種転換による新たな収入源の確保など、ふ化放流団体が行う抜本的な事業の再構築に対する支援の継続・強化を求めます。

145 養殖業の成長産業化に向けた種苗生産・養殖技術開発支援

【農林水産省】

本県では、海水温上昇など海洋環境の変化により、カキやホヤ、ホタテガイなどの養殖生産が不安定となっているほか、近年の不漁を背景に水産加工原料を安定して調達する手段として陸上養殖への関心が高まっているなど、新たな養殖種の導入及び種苗生産・養殖技術の開発を進める必要があります。

現在、国では養殖業成長産業化総合戦略の実現に向け、戦略的養殖品目における種苗の作出や餌料などに関する技術開発が行われていますが、海洋環境の変化に対応した養殖技術開発を進めるため、本県の主要養殖種であるカキ・ホヤ等のほか、陸上養殖対象種も含めた戦略的養殖品目の拡充を求めます。

また、環境変化などのリスクの下でも持続的に養殖生産ができるよう、養殖対象種・手法の転換等に対する支援メニューが令和6年度補正予算により創設されましたが、海水温の上昇は収束の見通しが不透明であることから、支援の継続・強化を求めます。

146 資源管理における漁業経営への配慮と調査研究予算の確保

【農林水産省】

我が国の漁業生産量は、長期的な減少傾向にあることから、水産資源の適切な管理と持続的利用の確保が一層求められており、国においては資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）管理と、その対象魚種の拡大を講じていくこととされています。

一方で、現状のTAC管理では、クロマグロなど一部魚種について、漁業者の感覚よりも厳しく資源評価されているとの意見があることから、国際的な調整も含め、漁獲や操業の実態を幅広く反映した資源評価・資源管理手法への改善などの措置を講じるよう求めます。

また、TAC管理や漁業者による自主的資源管理の強化に当たっては、TAC配分の柔軟な運用や、休漁等により収入が減少する漁業者への支援制度の充実など、資源の持続的利用に加え、漁業経営にも配慮した措置を講じるとともに、国や県が実施する基礎調査等、適切な資源管理に必要な技術研究予算を十分に確保するよう求めます。

147 林業の振興及び産業力の強化に向けた支援

【農林水産省】

本県では、木材の安定供給体制の整備による林業・木材産業の持続的な成長発展に向け、林業・木材産業循環成長対策交付金事業を活用し、高性能林業機械の導入や木材加工流通施設の整備等といった川上から川下までの基盤整備等を実施していますが、要望額に対する近年の交付率は6割程度に留まっていることから、計画的に事業を実施できるよう、十分かつ確実な予算措置を求めます。

また、高性能林業機械等の導入における交付金配分の現行基準については、事業体の経営規模が大きいほど1台当たりの導入効果が評価されにくくなるため、素材生産（増加率）の評価に増加量の指標を加えるなど、実際の量的導入効果を適正に評価・反映した交付金配分になるよう、基準の見直しを求めます。

148 松くい虫被害の発生抑制及び拡散防止の徹底

【農林水産省】

特別名勝松島や三陸沿岸をはじめとする本県の松林は、県土保全や景観保全など多面的な機能を有しており、松くい虫被害の防除対策は重要な課題となっています。

現在の松くい虫被害量は、ピーク時に比べて減少していますが、依然として約1万㎡の被害が発生しているほか、令和5年度及び令和6年度は記録的な猛暑であったことから、今後被害量が増加する可能性があります。

また、東日本大震災から再生した約750haに及ぶ海岸防災林においても、松くい虫被害の発生が確認されており、被害の拡大防止を図るため計画的に防除対策に取り組む必要があります。

つきましては、従来の防除対策に加え、海岸防災林の防除対策に支障が生じないよう十分な予算措置を講じるよう求めます。

149 電源三法交付金の対象地域の拡大

【経済産業省】

福島第一原子力発電所事故を受け、平成24年度から、原子力災害対策が必要な区域が30km圏まで拡大されたことを踏まえ、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るためには、原子力災害対策重点区域においても地域振興等を通じた住民理解の向上を図ることが重要です。

このため、電源三法交付金の対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するなど、制度の必要な見直しを行うよう求めます。

なお、見直しに当たっては、既存の交付対象地域に対する交付水準を維持し、財政に影響が生じないよう十分配慮した上で、新たな財政措置を講じるよう求めます。

150 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備

【経済産業省】

地域の脱炭素化の実現に向け、本県においても、これまで以上に再エネ導入を推進することが重要となる一方で、東北電力管内における出力制御の機会が増加しているほか、系統連系の手続きに相当期間を要するなど、再エネ導入がコスト的、時間的に困難となっている事例が生じているところです。加えて、本県では、県内企業の脱炭素経営の支援、自動車関連産業・半導体関連産業の集積に取り組んでいるところであり、再エネ需要の拡大に的確に対応できる電力ネットワークの整備が喫緊の課題と認識しております。

つきましては、広域系統長期方針（広域連系系統のマスタープラン）で定める地域間連系機能の着実な実施に加え、域内連系の更なる増強や系統用蓄電池の導入促進による出力制御対策を講じるなど、円滑な送電系統への接続に向け必要な措置を早期に実施するよう求めます。

151 中小企業金融支援策の拡充

【経済産業省】

コロナ禍での金融支援として実施されたゼロゼロ融資等の返済が本格化する中、全国的に長引く原材料価格や人件費の高騰に加え、米国の追加関税措置の影響が懸念されており、中小企業の経営環境は不透明感を増しています。このことから、事業者が資金繰り・資金調達に困難を来すことの無いよう、中小企業に対する適時適切な支援を講じるとともに、金融機関に対しても、丁寧な資金繰り相談への対応や返済条件の緩和を要請するなど、金融施策に万全を期すことを求めます。

また、信用保証協会が資金繰りに行き詰まった事業者の借入金を代位弁済したことにより生じた損失の一部に対しては、全国信用保証協会連合会を通じ、損失補償の財政措置が講じられているところですが、今後、代位弁済の増加により、県の損失補償に伴う財政負担の増加が見込まれることから、必要な財政措置を講じることを求めます。

152 デマンド料金制度の見直し

【経済産業省】

昨今の電気料金の高騰は、冷凍・冷蔵などで大量の電力を消費する水産加工業者等に大きな影響を及ぼしています。電力会社との電気料金の契約については、使用量などに応じて低圧電力や高圧電力等に区分されており、水産加工業者等の多くは、電力会社と高圧電力での契約を結んでいます。高圧電力での電気料金については、直近12か月の最大需要電力量であるデマンド値に基づき基本料金が設定されるため、季節ごとに電力使用量の差が大きい水産加工業等では、夏季や盛漁期の一時的な消費電力のピークに基づく料金がその後も適用されるため、事業者にとって大きな負担となっています。

今後も、電気料金高騰が続くと見込まれるため、水産加工業者向けの省エネ機器等の導入支援のほか、デマンド料金制度の見直しについて、電力会社に対する働きかけを求めます。

153 地域公共交通への支援の拡充

【国土交通省】

(1) バス

地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統の運行に対する補助について、現行制度では地域キロ当たりの標準経常費用が実際よりも低く設定されているなどの理由により、補助対象外となる路線や、運行に必要十分な補助が受けられない路線があるため、地域の実情に合わせた補助額算定手法への見直しを求めます。

また、現行の生活交通支援制度は乗合バスを前提としており、乗用タクシーを活用した地域交通施策への支援が限られているため、地域の実情に応じた地域交通施策の転換に対応できるよう、補助対象や上限額の拡充を求めます。

(2) 離島航路

航路運航に対する補助について、標準単価が実際の単価より低く設定されているため、会社の規模や航路の距離、輸送量など各航路の実態に即したものとするよう求めます。

また、離島内人口減少に伴う利用者数の減少により、経営状況は更に厳しくなることが予想されることから財政支援の拡充を求めます。

154 鉄道会社への経営支援及び利用促進に対する財政支援の強化

【国土交通省】

(1) 第三セクター鉄道

阿武隈急行線や仙台空港アクセス線は、経営が非常に厳しい状況にあり、特に阿武隈急行線は、人口減少や施設・設備の老朽化による改修費用の増大が影響し、利用者の減少と相まって、近年赤字が大幅に拡大しています。

このため、鉄道路線の安全性確保に必要な財源を確保するとともに、鉄道事業者の経営安定化を支援するための財政支援制度の創設を強く求めます。

(2) JRローカル線

JR東日本が公表している県内の赤字路線については、鉄道維持のために利用促進を図ることが急務であることから、地方公共団体等による利用促進の取組に必要な財源の確保を求めます。

また、ローカル鉄道再構築の仕組みに関しては、鉄道事業者側の一方的な判断で存廃や再構築の議論が行われないよう、地域の実情に十分配慮した上で、国として責任をもって対応することを求めます。

155 防災道路ネットワークの整備推進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援

【国土交通省】

本県では、災害による道路ネットワークの寸断により、物流や経済活動、地域住民の避難などに大きな影響が生じないように、また、災害時の救援物資輸送、医療輸送、人的支援が継続可能となるよう高規格道路や主要な国道など基幹道路の整備・機能強化を進めるとともに、県際・郡界道路、離半島道路の機能強化や、防災・減災、国土強靱化を推進し、防災道路ネットワークの構築に重点的に取り組んでいるところです。

近年、頻発化、大規模化、多様化する災害により、本県でも、令和4年3月16日の福島県沖地震や令和4年7月15日の豪雨において、道路ネットワークが寸断されるなど物流や経済活動に大きな影響が生じました。また、令和6年能登半島地震では、緊急輸送路の盛土区間において大規模崩壊が発生し、人員・物資輸送に影響が生じたことから、高規格道路が災害時にも有効に機能する防災道路ネットワークの構築をより一層推進していくことが重要です。

つきましては、重要物流道路に指定されている高規格道路をはじめ、主要な国道など、

重点的に整備を促進・推進するとともに、本県全体の整備に必要な予算を確実に確保し、補助事業の国庫支出金のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じるよう求めます。

(1) 高規格道路の整備

- ア みやぎ県北高速幹線道路の（仮称）栗原 I C の整備支援
- イ 仙台北部道路の利府しらかし台 I C ～富谷 J C T 間の 4 車線化の整備促進
- ウ 仙台北部道路の利府 J C T ～利府しらかし台 I C 間の 4 車線化の早期事業化
- エ 仙台北部道路の富谷 J C T ～富谷 I C 間の 4 車線化の早期事業化
- オ 仙台北部道路の富谷 J C T のフルジャンクション化の整備促進
- カ 仙台南部道路の 4 車線化の早期事業化
- キ 常磐自動車道の山元南スマート I C ～山元 I C 間の 4 車線化の整備促進
- ク 常磐自動車道の新地 I C ～山元南スマート I C 間の 4 車線化の早期事業化
- ケ 三陸縦貫自動車道の桃生豊里 I C ～登米 I C 間の 4 車線化の早期事業化
- コ 三陸縦貫自動車道の仙台港北 I C ～陸前高田長部 I C 間の機能強化の促進
- サ 石巻新庄道路の早期事業化

(2) 仙台東部地区の幹線道路ネットワークの機能強化

- ア 仙台東道路の早期事業化
- イ 国道 4 号の仙台拡幅（籠ノ瀬～鹿の又間）の整備推進
- ウ 国道 4 号の仙台拡幅（卸町交差点～苦竹 I C 間）の整備推進

(3) 主要幹線道路・県際、郡界道路の整備

- ア 国道 4 号（大衡道路、築館バイパス）の整備推進
- イ 国道 4 号（白石市斎川～大平森合、大崎市古川荒谷～栗原市高清水豊田）の早期事業化
- ウ 国道 45 号の松島地区の機能強化
- エ 国道 108 号の古川東バイパスの整備推進
- オ 国道 108 号の石巻河南道路の整備推進
- カ 国道 113 号（七ヶ宿工区）及び国道 286 号（支倉工区）、国道 347 号（筒砂子工区）の整備支援
- キ 国道 398 号（湯浜工区）及び国道 347 号（鍋越工区）の防雪対策の強化支援

(4) 半島部関連事業の整備

- ア 国道 398 号沢田工区の国直轄権限代行による整備推進
- イ 女川原子力発電所からの避難機能を有する道路の整備支援
- ウ 牡鹿半島内の防災対策等の整備支援

(5) スマートインターチェンジの整備

- ア （仮称）白石中央スマート I C の整備支援

(6) 道の駅や高規格道路のサービスエリア等の防災機能強化

- ア 道の駅の防災機能の強化支援
- イ 高規格道路のサービスエリア等の防災機能強化

(7) 緊急輸送道路の整備

- ア 緊急輸送道路における盛土法面防災対策及び橋梁耐震化の強化支援

156 鳴瀬川総合開発事業におけるダム建設促進

【国土交通省】

鳴瀬川流域は、穀倉地帯が広がり東北有数の農業地帯であるとともに、宮城県北地域の産業・経済の基盤となっています。一方、水源地域の標高が低く山懐が浅いため水源の確保や干ばつに悩まされている状況であり、また平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風に続き、令和4年7月豪雨においても甚大な被害を受けるなど、下流部に広がる低平地は大雨の際に氾濫し、地域住民の生活を脅かしています。

このことから、鳴瀬川流域の安定した水源の確保と災害に強い地域づくりに向けた治水安全度の向上が急務であり、一日も早いダムの完成が求められています。

つきましては、鳴瀬川総合開発事業が最短のスケジュールで完成されるよう、必要な予算の確保を求めます。

157 令和元年東日本台風に伴い丸森町で発生した土砂災害への早期対策

【国土交通省】

令和元年東日本台風により、県内では土石流や斜面崩壊などの土砂災害が発生し、全県的に甚大な被害を受けました。

特に、丸森町は、大規模な土砂災害が集中し、上流に不安定な土砂や流木が残存したことから、二次災害防止のため、内川流域では国による砂防災害関連緊急事業、阿武隈川左右岸では補助事業による県の災害関連緊急砂防事業により緊急的な土砂流出防止対策工事が完了しております。

一方、恒久的な対策となる国による特定緊急砂防事業については未だ完成していないことから、流域全体の土砂・洪水氾濫等の防止を図るため、国直轄事業の早期完了と必要な予算の確保、十分な体制の継続を求めます。

158 指定管理鳥獣対策事業交付金の財源確保

【環境省】

本県では、イノシシやニホンジカなど野生鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大に伴い、生態系のかく乱や農林業への被害の拡大が問題となっているほか、ツキノワグマの生息域や社会環境の変化に伴い、人の生活圏で人身被害増加のおそれがあるなど、鳥獣保護管理対策等の一層の充実・強化が課題となっています。そのため、指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し、捕獲活動等を実施して生息数減少、生息域縮小及び出没抑制対策を図っていますが、被害額は高止まり状態が続いており、また、ツキノワグマの出没件数が増加傾向にあることから、一層の対策を講じる必要があります。

つきましては、対策に必要不可欠な捕獲等の事業を確実に実施できるよう、本交付金の十分な予算措置を強く求めます。

159 プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等対策の推進

【環境省】

プラスチックごみをはじめとする海洋ごみの問題は、国内外で大きな課題となっています。国の海洋プラスチックごみ対策アクションプランでは、海洋への流出防止や一旦流出した物の回収に取り組むこととされており、本県においても、県や沿岸地域の各市町がそれぞれの役割を果たしながら、その取組を進めているところです。

つきましては、各海岸管理者及び市町が、海岸漂着物等の回収・処理を適切な水準で実施できるよう、令和8年度以降についても、引き続き国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の確実かつ十分な予算措置を求めます。また、令和6年度から、発生抑制事業については、定量的な効果検証が補助要件とされたところですが、本県の漂着ごみは陸域由来が多く、その発生抑制には、環境教育やポイ捨て防止など直接的な効果検証が難しい取組が重要であることから、このような普及啓発を補助対象とすることを求めます。

160 循環型社会形成推進交付金等（一般廃棄物処理施設・浄化槽）の確保

【環境省】

市町村等における一般廃棄物処理施設の整備には、複数年度にわたる事業期間と多額の費用を要しますが、本県においては整備中又は計画中の施設があることから、これらに対する整備要望に対応した継続的な支援が必要です。また、浄化槽は、生活環境の保全とともに、災害に強い污水处理システムとして、引き続き整備が求められていますが、本県の污水处理人口普及率が93.6%（令和5年度末）であることから、一層の浄化槽整備が必要な状況です。

これらの整備について継続的に推進していくため、今後も循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金による必要な財政支援を講じるよう求めます。